

鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査

結果報告書

平成29年2月

総務省関東管区行政評価局

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	鳥獣被害防止のための取組の概要と現状	2
第3	調査結果	59
1	鳥獣による経済・社会生活への被害等の実態	59
(1)	被害の把握及び被害の状況	59
(2)	農作物被害状況調査における被害状況の把握手法	91
(3)	被害の公表状況等	99
2	鳥獣被害防止のための取組の実施状況	109
(1)	鳥獣被害防止のための主な取組	109
(2)	鳥獣被害防止総合対策交付金の活用状況	117
(3)	広域捕獲・防護の推進	120
(4)	農業生産者の負担や直面している課題等	122
(5)	有害鳥獣の捕獲	136
3	捕獲した鳥獣の処分・利活用の状況	150

図表目次

第2	鳥獣被害防止のための取組の概要と現状	2
	図表 I-① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（抜粋）	7
	図表 I-② 改正鳥獣法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号））の概要	16
	図表 I-③ 鳥獣保護法改正案に対する附帯決議	17
	図表 I-④ 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（H28.10告示版）（抜粋）	20
	図表 I-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）（抜粋）	33
	図表 I-⑥ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年農林水産省告示第254号）（抜粋）	38
	図表 I-⑦ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知（抜粋））	48
	図表 I-⑧ 関東甲信越1都9県における被害防止計画の作成状況	49
	図表 I-⑨ 抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月26日 環境省、農林水産省）（抜粋）	50
	図表 I-⑩ 関東甲信越1都9県における野生鳥獣による農作物の被害金額	52
	図表 I-⑪ 関東甲信越1都9県における野生鳥獣による森林被害面積	52
	図表 I-⑫ クマ（ツキノワグマ）による人身被害の状況	52
	図表 I-⑬ 鳥獣による農作物被害額と捕獲数の推移【全国】	53
	図表 I-⑭ 狩猟登録者数と獣類捕獲数（狩猟・その他）の推移【全国】	54
	図表 I-⑮ 狩猟免許所持者数（免許種別）の推移【全国】	54
	図表 I-⑯ 年齢別狩猟免許所持者数	55
	図表 I-⑰ 「鳥獣被害対策に関する行政評価・監視」（平成24年10月30日勧告）の概要	56
	図表 I-⑱ 「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善状況	58
第3	調査結果	59
	1 鳥獣による経済・社会生活への被害等の実態	59
	(1) 被害の把握及び被害の状況	59
	図表 1-(1)-① 鳥獣による農作物被害の把握に係る茨城県の実態	68
	図表 1-(1)-② 調査対象4県における鳥獣による農作物被害金額の推移	68
	図表 1-(1)-③ 鳥獣による森林被害の把握に係る取組内容	69
	図表 1-(1)-④ 調査対象4県における鳥獣による森林被害面積の推移	69
	図表 1-(1)-⑤ 栃木県及び長野県における鳥獣による森林被害金額の推移	69
	図表 1-(1)-⑥ 埼玉県が把握しているその他被害	70

図表 1-(1)-⑦	栃木県が把握しているその他被害	70
図表 1-(1)-⑧	長野県が把握しているその他被害	71
図表 1-(1)-⑨	調査対象 12 市町における鳥獣による農作物被害金額の推移	73
図表 1-(1)-⑩	近年の農作物被害地域に係る調査対象 12 市町の認識	73
図表 1-(1)-⑪	調査対象 12 市町の農業生産者が受けた被害例	76
図表 1-(1)-⑫	農業生産者が受けた被害の状況	83
図表 1-(1)-⑬	調査対象 12 市町における鳥獣による森林被害面積の推移	84
図表 1-(1)-⑭	調査対象 3 市町における鳥獣による森林被害金額の推移	84
図表 1-(1)-⑮	調査対象 12 市町のうち、その他被害の把握に係る特徴的な事例	85
図表 1-(1)-⑯	鳥獣によるその他被害の例	86
図表 1-(1)-⑰	農業協同組合が把握しているその他被害状況	88
図表 1-(1)-⑱	狩猟者が把握しているその他被害状況	89
(2)	農作物被害状況調査における被害状況の把握手法	91
図表 1-(2)-①	調査対象 12 市町において農林水産省調査の被害状況の把握に当たって用いた方法	93
図表 1-(2)-②	調査対象 12 市町における農作物被害の把握方法	94
図表 1-(2)-③-i	農林水産省調査における被害状況の把握方法数の推移(埼玉県)	97
図表 1-(2)-③-ii	農林水産省調査における被害状況の把握方法数の推移(茨城県)	97
図表 1-(2)-③-iii	農林水産省調査における被害状況の把握方法数の推移(栃木県)	97
図表 1-(2)-③-iv	農林水産省調査における被害状況の把握方法数の推移(長野県)	97
図表 1-(2)-④	情報収集のための方法とその情報を検証するための方法のいずれかの方法が用いられていない状況	98
(3)	被害の公表状況等	99
図表 1-(3)-①	調査対象 4 県の鳥獣による農作物被害情報の公表状況	104
図表 1-(3)-②	調査対象 12 市町の鳥獣による農作物被害情報の公表状況	104
図表 1-(3)-③	鳥獣による農作物被害を公表していない 9 市町の理由	105
図表 1-(3)-④	調査対象 4 県の鳥獣による森林被害情報の公表状況	105
図表 1-(3)-⑤	調査対象 12 市町の鳥獣による森林被害情報の公表状況	106
図表 1-(3)-⑥	鳥獣による森林被害を公表していない 10 市町の理由	106
図表 1-(3)-⑦	調査対象 4 県において、農作物被害調査、森林被害調査以外の情報提供を行っていない理由	107
図表 1-(3)-⑧	農作物被害調査、森林被害調査以外の情報提供を行っていない 11 市町の理由	107
図表 1-(3)-⑨	クマの出没情報等のHPによる公表状況	108

図表 1-(3)-⑩ 調査対象 12 市町における鳥獣被害防止計画のHPによる 公表状況	108
2 鳥獣被害防止のための取組の実施状況	109
(1) 鳥獣被害防止のための主な取組	109
図表 2-(1)-① 県による鳥獣の捕獲の主な取組（長野県の例）	111
図表 2-(1)-② 県による鳥獣の防護に係る主な取組（長野県の例）	113
図表 2-(1)-③ 県による狩猟者の確保・育成に係る主な取組（長野県の例） （「表 2-ア-① 県による鳥獣の捕獲の主な取組（長野県の例）」 の一部を再掲）	114
図表 2-(1)-④ 市町における有害鳥獣の捕獲・防護等の取組例	115
図表 2-(1)-⑤ 「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」及び「鳥獣被害防止 総合対策交付金」の概要	116
(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用状況	117
図表 2-(2)-① 鳥獣による被害防止に係る主な取組の経費（平成 27 年度）	118
図表 2-(2)-② 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用していない理由	118
図表 2-(2)-③- i 埼玉県における被害防止計画の作成状況及び鳥獣被害 防止総合対策交付金の活用実績（平成 28 年 4 月末現在）	118
図表 2-(2)-③- ii 埼玉県において鳥獣被害防止総合交付金を活用した 市町村数の推移	118
図表 2-(2)-④ 鳥獣被害防止総合対策交付金配分額	118
図表 2-(2)-⑤ 平成 26 年度緊急捕獲等事業（交付金）による有害鳥獣の 捕獲数	119
図表 2-(2)-⑥ 野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況（平成 26 年度）	119
(3) 広域捕獲・防護の推進	120
図表 2-(3)-① 広域的な取組が行われている例	121
図表 2-(3)-② 広域的な取組を行うと効果的とみられるが行われていない例	121
(4) 農業生産者の負担や直面している課題等	122
図表 2-(4)-① 農業生産者による鳥獣の被害の防止に係る取組の状況	124
図表 2-(4)-② 農業生産者が鳥獣による被害を防止する際に直面している 課題や国等に対する意見等	131
(5) 有害鳥獣の捕獲	136
図表 2-(5)-ア-① イノシシの捕獲数の推移	141
図表 2-(5)-ア-② ニホンジカの捕獲数の推移	141
図表 2-(5)-ア-③ 12 市町におけるイノシシの捕獲数の推移	142
図表 2-(5)-ア-④ 12 市町におけるニホンジカの捕獲数の推移	143
図表 2-(5)-ア-⑤ 強化対策のニホンジカ・イノシシの捕獲目標数に対する 市町の意見	143

図表 2-(5)-イ-①	認定鳥獣捕獲等事業者の受託状況	144
図表 2-(5)-イ-②	埼玉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標と実績 との比較（平成 27 年度）	144
図表 2-(5)-イ-③	認定鳥獣捕獲等事業者（受託実績なし）の意見	144
図表 2-(5)-イ-④	認定鳥獣捕獲等事業者（受託実績あり）の意見	145
図表 2-(5)-イ-⑤	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る狩猟者の意見	145
図表 2-(5)-ウ-①	長野県内 3 市町が行っている新規狩猟者育成に関する取組	146
図表 2-(5)-ウ-②	狩猟者の減少や高齢化の進展による支障等に関する意見	146
図表 2-(5)-エ-①	狩猟者の負担を把握していない理由等	147
図表 2-(5)-エ-②	狩猟者の負担の把握・活用の状況	147
図表 2-(5)-エ-③	地域住民全体で広域的に鳥獣の捕獲及び防護活動を行う ことで狩猟者の負担が軽減されているとみられる例	148
3	捕獲した鳥獣の処分・利活用の状況	150
図表 3-(1)-①	捕獲した鳥獣の処分方法	157
図表 3-(1)-②	当局委託調査等における狩猟者等の捕獲後の作業に係る 意見・要望	158
図表 3-(1)-③	長野県内における埋設処分に係る補助の状況	158
図表 3-(1)-④	L 市における捕獲鳥獣の焼却処分頭数及び費用負担額	159
図表 3-(1)-⑤	H 市におけるイノシシの捕獲頭数	159
図表 3-(1)-⑥	捕獲鳥獣の運搬及び焼却処分に係る委託契約の概要	159
図表 3-(1)-⑦	シカ・イノシシ捕獲強化事業の概要	160
図表 3-(2)-①	鳥獣被害防止総合対策交付金による食肉利用等施設の 整備状況	161
図表 3-(2)-②	「信州産シカ肉認証制度」の概要	161
図表 3-(2)-③	捕獲鳥獣の活動別の処分、利用頭数（平成 27 年度）	162
図表 3-(2)-④	食肉加工施設の活動内容	163
図表 3-(2)-⑤	長野県「信州産シカ肉認証制度」による認証施設における 加工頭数	164
図表 3-(2)-⑥	食肉加工施設の整備状況	164
図表 3-(2)-⑦	認定鳥獣捕獲等事業者における捕獲個体の利活用状況	165

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、鳥獣による被害、鳥獣被害防止に関する施策及び捕獲した鳥獣の処分の実態を把握するとともに、鳥獣の捕獲において狩猟者等が負担しているコスト等に係る情報を把握・分析し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

関東農政局、関東地方環境事務所、長野自然環境事務所

(2) 関連調査等対象機関

茨城県、栃木県、埼玉県、長野県、市町村（12）、関係団体 等

3 担当部局

関東管区行政評価局

茨城行政評価事務所

栃木行政評価事務所

長野行政評価事務所

また、本実態調査の実施に当たっては、個々の狩猟者を会員とする団体の独自のネットワーク、狩猟に係る専門的な知見を有する団体に委託して、狩猟、有害鳥獣捕獲及び個体数調整などにより鳥獣を捕獲している狩猟者が負担している様々なコスト等の把握を行った。

なお、上記の狩猟者のコスト等の把握、本実態調査の実施計画の検討及び結果報告書の取りまとめ等に当たっては、有識者から助言、意見等を得て実施した。

(詳細は、別添資料1及び2参照)

4 実施時期

平成28年8月～29年2月

第2 鳥獣被害防止のための取組の概要と現状

調査結果	説明図表番号
<p>1 鳥獣被害防止対策に関する制度の概要</p> <p>(1) 鳥獣保護管理法</p> <p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）を平成14年に全部改正し、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「鳥獣保護法」という。）が成立した。</p> <p>その後、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣の急速な生息数の増加や生息地の拡大に伴い、自然生態系への影響や農林水産業・生活環境への被害が深刻化する一方で、鳥獣捕獲に中心的な役割を果たしてきた狩猟者の減少・高齢化等による鳥獣捕獲の担い手の減少により、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要となったことから、鳥獣保護法の改正（平成27年5月完全施行）が行われ、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改め、法の目的に、「鳥獣の管理」（生息数を適正な水準に減少させる等）が加えられた。</p> <p>その主な改正内容は、i）環境大臣が定める鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）の創設、ii）当該事業を実施する者が鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができるという認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入などである。</p> <p>上記鳥獣保護法改正案には、衆議院環境委員会では15項目、参議院環境委員会では17項目の附帯決議が付されている。</p> <p>その主な事項は、i）認定鳥獣捕獲等事業者の認定要件については、適切な基準を定めること、ii）認定鳥獣捕獲等事業者が業務を実施する際に、従来その地域で活動してきた狩猟者団体との軋轢が生じることのないような体制を構築するよう助言すること、iii）指定管理鳥獣捕獲等事業の実施において認められる捕獲等鳥獣の放置については、生態系への影響等に十分に配慮して、環境省令を定めること、iv）都道府県の区域を越えて生息する特定鳥獣の管理については国が主導して仕組みを検討すること、v）指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を委託する際には、認定鳥獣捕獲等事業者等による捕獲が効率的かつ適正に行われるよう指導を行うこと、vi）捕獲された鳥獣を可能な限り肉食等として活用するため、販路の確立、消費拡大への支援等、適切な措置を講じること、vii）鳥獣の捕獲から処理までの一連の作業について捕獲者が多大な労力と費用を負担している現状に鑑み、財政支援を検討すること、viii）鳥獣管理の必要性等について国民に丁寧に説明し理解を得るよう努めること、などである。</p> <p>また、鳥獣保護管理法第3条において、環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「鳥獣保護管理基本指針」という。）を定めるものとするとしてされており、第6条において、国は、都道府県知事</p>	<p>図表 I-①</p> <p>図表 I-②</p> <p>図表 I-③</p> <p>図表 I-④</p>

<p>が、鳥獣保護管理事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする</p>	
<p>とされている。</p>	
<p>(2) 鳥獣被害防止特措法</p>	
<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害に対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が成立した。</p>	<p>図表 I-⑤</p>
<p>また、鳥獣被害防止特措法第 3 条において、農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「鳥獣被害防止基本指針」という。）を定めるものとする</p>	<p>図表 I-⑥</p>
<p>とされており、第 2 条の二第 1 項において、市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする</p> <p>とされている。さらに、同条第 2 項において、都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、本法に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする</p> <p>とされている。</p>	<p>図表 I-⑧</p>
<p>(3) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策</p>	
<p>近年、イノシシの捕獲頭数は横ばい傾向、ニホンジカの捕獲頭数は増加傾向で推移しているものの、現在の捕獲率を維持した場合、農林業や生態系にさらに激甚な被害をもたらすおそれがあることなどから、環境省及び農林水産省では、このような事態に緊急に対処するため、平成 25 年 12 月に、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（以下「強化対策」という。）を策定した。この中で、当面の目標として、ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減することを目指すとしており、捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化策として、都道府県による捕獲（個体数調整）の強化及び支援、市町村による捕獲（有害捕獲）の強化等、捕獲事業を支える従事者の育成・確保策として、専門事業者の育成、狩猟者の確保等、その他関連施策（被害防除や生息環境管理等の推進）として、市町村等における総合的取組、国民理解の醸成等を行うこととしている。</p>	<p>図表 I-⑨</p>
<p>2 農作物等に係る鳥獣被害等の状況</p>	
<p>(1) 農作物被害</p>	
<p>関東甲信越 1 都 9 県についてみると、いずれの都県においても鳥獣による被害が発生しており、平成 26 年度の農作物の被害額を多いほうからみると、長野県の約 7 億円、茨城県の約 6 億円、群馬県の約 4 億円の順番になっている。</p>	
<p>また、平成 22 年度と直近の 26 年度を比較すると、関東甲信越 1 都 9 県全体の被害額は、35 億 7,027 万円から 32 億 4,041 万円と減少しているが、全国に占める割合をみると、約 15%から約 17%へと高くなっている。</p>	<p>図表 I-⑩</p>

なお、都県別にみると、長野県、茨城県及び群馬県など、平成 22 年度に被害額が多い都県ほど、26 年度には被害額が減少している傾向にある。

(2) 森林被害

関東甲信越 1 都 9 県についてみると、茨城県及び東京都を除く県において森林被害面積が報告されており、平成 26 年度の被害面積を多いほうからみると、長野県の 258ha、群馬県の 199ha、山梨県の 183ha の順番になっている。

また、平成 22 年度と直近の 26 年度を比較すると、関東甲信越 1 都 9 県全体の被害面積は、1,261ha から 859ha と減少しており、全国に占める割合も、約 20% から約 10% へと低くなっている。

なお、都道別にみると、長野県及び群馬県のように、平成 22 年度に被害面積が多い都県ほど、26 年度には被害面積が減少している傾向にある。

逆に、被害面積が少なかった、埼玉県や新潟県の被害面積が多くなっている。

図表 I-⑪

(3) 最近の鳥獣被害を巡る動き

近年では、前述の農作物・森林被害以外にも、人的被害や生活環境の悪化などの被害が深刻化している。平成 28 年の 5 月から 6 月までの間に、秋田県鹿角市十和田大湯の同一地区で竹の子狩りをしていた 4 人がツキノワグマに襲われ死亡しており、8 月には、埼玉県においても、山の遊歩道でハイキングをしていた男性が洞穴の中から出てきたツキノワグマに襲われ重症を負うなどの人身被害が発生している。さらに、アライグマやハクビシンなどの小型の獣類が都市部において生息域を拡大し、民家の天井裏や床下、物置といった場所に侵入し棲みつき、そこに糞尿を排泄することにより、天井にシミ汚れを作り、異臭を発生し、場合によっては住民の健康にも悪影響を与えるなど、鳥獣による経済・社会生活における様々な影響は、中山間地に限らず、都市部を含めて幅広く深刻な問題となっている。

これらの鳥獣による被害は、生息数の増加、狩猟者の減少及び高齢化に伴う狩猟による捕獲量の低下、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による人の手が入らない里山の増加等に伴い拡大してきたものとされている。

図表 I-⑫

3 捕獲の現状

(1) 捕獲数

野生鳥獣のうち、農作物等への被害の多いイノシシ及びシカの捕獲数は、近年増加傾向であり、直近の平成 25 年度の捕獲数は、イノシシについては、22 年度に次いで 2 番目に多く、シカについては、過去最高の捕獲数となっている。

また、捕獲数を「狩猟」と「その他（有害鳥獣捕獲と個体数調整）」とに分類すると、イノシシ及びシカのいずれも、従来狩猟による捕獲の割合が圧倒的に多かったものの、平成 21 年度に同程度の捕獲割合になると、それ以降はその他の捕獲数が多くなり、直近の 25 年度にはその他が狩猟の 2 倍程度の割合となっている。

図表 I-⑬、⑭

(2) 捕獲体制

上記(1)のとおり、捕獲数は増加しているものの、全国の狩猟者登録者数は年々減少しており、平成 15 年度の約 19 万人から 25 年度には約 13 万人と 3 割以上減少している。

捕獲数と狩猟者登録者数を単純に比較すると、狩猟者登録者一人当たり、平成 15 年度は年間 2.6 頭捕獲した計算になるが、25 年度は、8.3 頭と 3 倍以上となっ

図表 I-⑮

ており、狩猟者一人当たりの捕獲数は大幅に増加している。

また、狩猟免許所持者数も全体では減少し、特に第1種銃猟(散弾銃、ライフル銃)免許所持者数が大幅に減少しているが、わな猟免許所持者数は近年増加している。

さらに、狩猟免許所持者の年齢構成をみると、40年前(昭和50年)には、20～29歳の若い世代が8万9千人、免許所持者の17.2%を占めていたが、直近の平成25年度には、近年若干の増加傾向にあるものの、4千人(2.2%)と大幅に減少している。一方、60歳以上の高齢者は、4万6千人(8.9%)から12万3千人、狩猟免許所持者の66.5%を占めるほどに、大幅に増加している。

以上のように、狩猟免許所持者の現状は、大幅に減少するとともに、高齢化している状況にある。

図表 I-⑩

4 既往の調査結果

総務省では、平成24年10月30日に、環境省及び農林水産省に対し、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、国・地方公共団体における被害防止対策の実施等について改善策を勧告しており、それに対し、環境省及び農林水産省では改善措置が講じられている。

図表 I-⑰、⑱

主な勧告事項及びその改善措置状況は、次のとおり。

- ① 対策の前提となる、きめ細やかな生息調査の実施推進(都道府県の生息調査等を交付金の支援対象：農林水産省、生息調査の知見等をまとめたレポートを作成・周知：環境省)
- ② 農作物等の被害状況の的確な把握・算出のための支援(「野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等」を作成・周知：農林水産省)
- ③ 複数の市町村・都道府県の広域的な取組への支援強化(都道府県が行う広域捕獲活動等の広域的取組を交付金の対象とするなど支援強化：農林水産省、広域的な取組を進めるための広域的指針の作成に、地方環境事務所が、地域の実情に応じ必要な対策を実施：環境省)
- ④ 捕獲許可申請様式の見直し、適正な審査を助言・要請(捕獲許可申請様式を見直し、適正な許可申請審査の助言を都道府県に要請：環境省)

5 本調査の視点

これまで、鳥獣による被害を防止するための取組は、国や都道府県の支援を受けた市町村において、地域住民や猟友会の協力を得るなどして行われてきたが、捕獲活動の中心となる狩猟免許所持者は減少・高齢化し、捕獲体制の維持・確保が難しい状況となっており、また、鳥獣被害、捕獲活動の実態やそれらの関係が十分に、把握・分析されているとはみられず、強化対策において、今後、10年後までに生息数を半減することを目指すとしたイノシシやシカなどの有害鳥獣の捕獲等、鳥獣被害防止のための取組が効率的・効果的・計画的に行われたいおそれがある。

また、このことに関連し、i) 鳥獣による実際の被害は、公表されている被害額以上であり、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加など金額だけでは計り知れない影響も発生している、ii) 鳥獣の捕獲に掛かる様々なコスト等が捕獲に当たる狩猟者にとって大きな負担となっている、iii) 捕獲した鳥獣の処分等が円滑に行われたいため、捕獲そのものが進まないなどの意見もみられる。

これらのことなどから、多様化している鳥獣による経済・社会生活への被害の実

<p>態や情報把握・活用の状況、捕獲や防護などの鳥獣被害防止のための取組の実施状況やそれらの実施に伴い発生する様々なコスト等の実態、今後、捕獲事業の強化により増加する捕獲鳥獣の処分・利活用の実態等について、調査を行うこととした。</p>	
--	--

図表 I-① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

3 この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

4 この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

5 この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

6 この法律において「法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、網又はわなであって環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

8 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいう。

9 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあっては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護管理事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
- 三 希少鳥獣の保護に関する事項
- 四 指定管理鳥獣の管理に関する事項
- 五 その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
 - 二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項
 - 三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項
 - 四 第九条第一項の許可（鳥獣の管理の目的に係るものに限る。）に関する事項
 - 五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項
 - 六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合においては、その作成に関する事項
 - 七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項
 - 八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 - 九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 3 鳥獣保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。

(鳥獣保護管理事業計画の達成の推進)

第五条 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。

(国の援助)

第六条 国は、都道府県知事が、鳥獣保護管理事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(第二種特定鳥獣管理計画)

第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

- 2 第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 第二種特定鳥獣の種類
 - 二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
 - 三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
 - 四 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標
 - 五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）の実施に関する事項

六 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項

- 3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。

第三章 鳥獣保護管理事業の実施

第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止)

第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。
- 二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
- 三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。
- 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
 - 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。）。
 - 三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥獣の保護、第二種特定鳥獣管理計画若しくは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、次の各号に掲げる計画が定められた場合において、当該各号に定める鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、それぞれ当該各号に掲げる計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。
- 一 第一種特定鳥獣保護計画 当該第一種特定鳥獣保護計画に係る第一種特定鳥獣
 - 二 第二種特定鳥獣管理計画 当該第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣
 - 三 希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画 当該希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る希少鳥獣

- 7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を

交付しなければならない。

- 8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第十四条の二において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第一項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 9 第一項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第七項の許可証（以下単に「許可証」という。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 10 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等又は採取等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 11 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、許可証又は従事者証（第四号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証又は従事者証）を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。
 - 一 次条第二項の規定により許可が取り消されたとき。
 - 二 第八十七条の規定により許可が失効したとき。
 - 三 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。
 - 四 第九項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見し、又は回復したとき。
- 12 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、その使用する猟具（環境省令で定めるものに限る。）ごとに、見やすい場所に、住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項を表示しなければならない。
- 13 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。
- 14 (略)

(狩猟鳥獣の捕獲等)

- 第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区（第十四条第一項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、狩猟鳥獣（第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る第二種特定鳥獣に限る。）の捕獲等を行うことができる。
- 一 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。
 - 二 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
 - イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等
 - ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等
- 2 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。

3 第三条第三項の規定は、前項の規定による狩猟期間の限定について準用する。

(環境省令で定める鳥獣の捕獲等)

第十三条 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であつて環境省令で定めるものは、第九条第一項の規定にかかわらず、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等を行うことができる。

2 第三条第三項の規定は、前項の環境省令について準用する。

(指定管理鳥獣捕獲等事業)

第十四条の二 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定管理鳥獣の種類

二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は日出前若しくは日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）をする場合にあっては、その旨を含む。）

六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

七 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

八 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

3 都道府県知事は、前項第三号に規定する実施区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区がある場合において、前項第二号に規定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、当該都道府県が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を環境大臣に報告しなければならない。

4 第四条第五項及び第七条第五項から第七項までの規定は、実施計画について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項第三号に規定する区域」とあるのは、「第十四条の二第二項第三号に規定する実施区域」と読み替えるものとする。

5 国の機関は、環境省令で定めるところにより、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。この場合において、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が当該実施計画に適合することについて、当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受けなければならない。

6 前項の確認を受けた国の機関は、第二項第二号に規定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して二十日を経過する日までに、当該国の機関が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を都道府県知事に通知しなければならない。

7 都道府県及び第五項の確認を受けた国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、その実施を委託することができる。

8 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、第五項の確認を受けた国の機関又は前項の規定による委託を受けた者（次項において「都道府県等」という。）が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第八条、第十八条及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める場合に限る。

一 第十八条 捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するとき。

二 第三十八条第一項 前項の規定による委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者（第十八条の五第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）が、環境省令で定めるところにより、当該委託に係

る実施計画ごとに、夜間銃猟の実施日時、実施区域、実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者その他の夜間銃猟に関する事項であって環境省令で定めるものについて、当該実施計画に適合する旨の当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従って、その確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟をするとき。

9 (略)

(土地の占有者の承諾)

第十七条 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は作物のある土地において、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、あらかじめ、その土地の占有者の承諾を得なければならない。

(鳥獣の放置等の禁止)

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

第一節の二 鳥獣捕獲等事業の認定

(鳥獣捕獲等事業の認定)

第十八条の二 鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）を実施する者（法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。）は、その鳥獣捕獲等事業が第十八条の五第一項に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

(認定の申請)

第十八条の三 前条の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法
- 三 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項
- 四 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項
- 五 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の申請書には、定款その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(認定の実施)

第十八条の五 都道府県知事は、第十八条の三第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準（当該申請に係る鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあつては、第二号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときでなければ、第十八条の二の認定をしてはならない。

- 一 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。
- 四 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。
- 五 その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 都道府県知事は、第十八条の二の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並び

に代表者の氏名

二 当該認定鳥獣捕獲等事業者が前項第二号に掲げる基準に適合するものである場合にあっては、その旨

(認定鳥獣捕獲等事業の維持)

第十八条の六 認定鳥獣捕獲等事業者は、第十八条の二の認定に係る鳥獣捕獲等事業（以下「認定鳥獣捕獲等事業」という。）を前条第一項各号に掲げる基準（当該認定鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあっては、同項第二号に掲げる基準を除く。次項において同じ。）に適合するように維持しなければならない。

2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が実施する認定鳥獣捕獲等事業が前条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該認定鳥獣捕獲等事業者に対し、当該認定鳥獣捕獲等事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 狩猟の適正化

第一節 危険の予防

(銃猟の制限)

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

第二節 狩猟免許

(狩猟免許)

第三十九条 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許（以下「狩猟免許」という。）を受けなければならない。

2 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分する。

3 次の表の左欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等しようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は第二条第六項の環境省令で定める猟法	網猟免許
わなを使用する猟法	わな猟免許
装薬銃を使用する猟法	第一種銃猟免許
空気銃を使用する猟法	第二種銃猟免許

4 第一種銃猟免許を受けた者は、装薬銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができるほか、空気銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる。

(狩猟免許の欠格事由)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第六号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。

一 網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳に、それぞれ満たない者

二 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前三号に該当する者を除く。）

五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

六 第五十二条第二項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

(狩猟免許の申請)

第四十一条 狩猟免許を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）に、申請書を提出し、かつ、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けなければならない。

(狩猟免状の交付)

第四十三条 狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に対し、環境省令で定めるところにより、狩猟免状を交付して行う。

(狩猟免許の有効期間)

第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までの期間とする。

2 第五十一条第三項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、三年とする。

(受験資格)

第四十七条 第四十条各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

(狩猟免許試験の方法)

第四十八条 狩猟免許試験は、環境省令で定めるところにより、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う。

- 一 狩猟について必要な適性
- 二 狩猟について必要な技能
- 三 狩猟について必要な知識

(狩猟免許試験の免除)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、環境省令で定めるところにより、狩猟免許試験の一部を免除することができる。

- 一 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするもの
- 二 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、第五十一条第三項の狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者

(狩猟免許の更新)

第五十一条 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出があったときは、管轄都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、その者について、第四十八条第一号に掲げる事項に係る試験（以下「適性試験」という。）を行わなければならない。ただし、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、この限りでない。

3 適性試験又は前項ただし書の規定による確認の結果から判断して、当該狩猟免許の更新を受けようとする者が狩猟をすることが支障がないと認めるときは、当該管轄都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該狩猟免許の更新をしなければならない。

4 狩猟免許の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事が行う講習

を受けるよう努めなければならない。

第三節 狩猟者登録

(狩猟者登録)

第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事（以下この節において「登録都道府県知事」という。）の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の登録（以下「狩猟者登録」という。）の有効期間は、当該狩猟者登録を受けた年の十月十五日（狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日）からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。ただし、北海道においては、当該狩猟者登録を受けた年の九月十五日（狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日）からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。

(狩猟者登録の申請)

第五十六条 狩猟者登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、登録都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 狩猟免許の種類
- 二 狩猟をする場所
- 三 住所、氏名及び生年月日
- 四 その他環境省令で定める事項

(狩猟者登録の実施)

第五十七条 登録都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を狩猟者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 狩猟者登録は、当該狩猟者登録を受けた狩猟免許の種類及び狩猟をする場所に限り、その効力を有する。
- 3 登録都道府県知事は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(報告義務)

第六十六条 狩猟者登録を受けた者は、その狩猟者登録の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その狩猟者登録に係る狩猟の結果を登録都道府県知事に報告しなければならない。

第五章 雑則

(調査)

第七十八条の二 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

(注) 下線は、当局が付した。

図表 I-② 改正鳥獣法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号））の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）
の一部を改正する法律について 【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による**自然生態系への影響**及び**農林水産業被害が深刻化**
- **狩猟者の減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の**担い手が減少**
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
 その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理
 都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める（第4条）。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする（第7条の3及び第7条の4）。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影された
ニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可
都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日施行（一部は公布日施行）

図表 I-③ 鳥獣保護法改正案に対する附帯決議

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成 26 年 4 月 18 日 衆議院環境委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者には、高度な捕獲技術に基づく効果的な捕獲や、地域の実情に即した地域密着型の捕獲が求められることに鑑み、当該事業者の認定要件については、鳥獣の種類や状況に応じた鳥獣管理に関する知見、安全管理体制、捕獲に携わる者に対する安全や捕獲技術に関する研修の実施体制等が総合的に勘案された適切な基準を定めること。
- 2 科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する職員が都道府県に配置されることが重要であることに鑑み、専門的知見を有する職員が都道府県に適切に配置されるよう支援を行うこと。
また、都道府県における当該職員の配置状況について把握し、毎年公表を行うこと。
- 3 捕獲体制の新たな担い手である認定鳥獣捕獲等事業者が業務を実施するに当たっては、従来その地域で活動してきた狩猟者団体との軋轢が生じることのないよう、役割分担を明確にするとともに、両者が連携して取り組むことのできる体制を構築するよう助言すること。
- 4 夜間の銃による捕獲は、適切な方法で実施しなければ危険性が非常に高いことから、効果的な捕獲方法の確立を図るとともに、安全対策について万全の措置を講じること。
- 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施において認められる捕獲等鳥獣の放置については、他の野生生物への影響をはじめとする生態系への影響に加え、同事業が鳥獣の尊い命を奪う行為であるということにも十分配慮して、環境省令を定めること。
- 6 都道府県の区域を越えて生息する第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
- 7 科学的・計画的な鳥獣管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、当該手法の全国的な統一を図るなどにより、都道府県等による正確な生息数の推定等を促進させること。
- 8 生物多様性国家戦略に掲げられている自然共生社会の実現のためには、鳥獣の生息地である森林や里山等の維持・保全を進めることが重要であるとの認識のもと、関係行政機関や土地所有者等と調整を図りつつ、長期的な展望を持って生息環境管理に取り組むこと。
- 9 防護柵の設置や放置された農作物等の除去等による被害防除は、被害の未然防止のみならず、鳥獣の生息数の抑制にも資することから、当該対策が適切に行われるよう、都道府県や市町村に対し助言を行うこと。
- 10 新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分に活用されるよう、指定管理鳥獣等事業に関する実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うことについて検討すること。
また、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を委託するに際し、認定鳥獣捕獲等事業者等による捕獲が効率的かつ適正に行われるよう指導を行うこと。
- 11 希少鳥獣については、その生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大に伴い、当該鳥獣の捕獲等を実施する必要性が生じた場合であっても、その個体群の長期的存続に影響が及ばないよう十分に留意すること。
- 12 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底等による安全性を確保しつつ、販売経路の確立、消費拡大への支援等、関係機関と連携しながら適切な措置を講じること。
- 13 本法第 80 条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する最新の情報に基づく保護及び管理が図られていないと認められるときは、関係行政機関の連携により、速やかに生息情報の収集を図りつつ、本法除外対象種の見直しを行うこと。
- 14 錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、とらばさみを用いた猟法が平成十九年一月の規則改正により法定猟法から除外されたことを踏まえ、とらばさみの一層の制限について検討を行うこと。
- 15 本法により、鳥獣の捕殺を伴う積極的な管理が実施されることとなることに鑑み、鳥獣管理の必要性や科学的根拠を国民に丁寧に説明し理解を得るよう努めること。

(注) 下線は、当局が付した。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成26年5月22日 参議院環境委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1. 認定鳥獣捕獲等事業者には、高度な捕獲技術に基づく効果的な捕獲や、地域の実情に即した地域密着型の捕獲が求められることに鑑み、当該事業者の認定要件については、鳥獣の種類や状況に応じた鳥獣管理に関する知見、安全管理体制、捕獲に携わる者に対する安全や捕獲技術に関する研修の実施体制等が総合的に勘案された適切な基準を定めること。また、同事業者が将来的に広域的な事業を展開することができるよう、必要な措置を講ずること。
2. 科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に配置されることが重要であることに鑑み、専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう財政支援の検討及び技術的助言を行うこと。また、都道府県における当該職員の配置状況について把握し、毎年公表を行うこと。
3. 捕獲体制の新たな担い手である認定鳥獣捕獲等事業者が業務を実施するに当たっては、科学的・計画的な捕獲をより適正かつ効率的に推進するという制度の目的に鑑み、積極的にこれが行われるようにするため、従来その地域で活動してきた狩猟者団体との軋轢が生じることのないよう、両者間の調整が適切になされ、両者が連携して取り組むことのできる体制を構築するよう都道府県に助言すること。
4. 夜間の銃による捕獲は、適切な方法で実施しなければ危険性が非常に高いことから、効果的な捕獲方法の確立を図るとともに、その実施に当たっては都道府県警察と十分な調整を図られるよう都道府県に助言を行うなど、安全対策について万全の措置を講ずること。
5. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施において認められる捕獲等鳥獣の放置については、他の野生生物への影響を始めとする生態系への影響や、同事業が鳥獣の尊い命を奪う行為であるということ、及び科学的・計画的な鳥獣管理に捕獲個体から得られる生物学的情報が重要であることにも十分配慮して、環境省令を定めること。
6. 都道府県の区域を越えて生息する第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理については、関係都道府県間の協議を一層促しつつ、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
7. 科学的・計画的な鳥獣管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、当該手法の全国的な統一を図るなどにより、都道府県等による正確な生息数の推定等を促進させること。
8. 生物多様性国家戦略に掲げられている自然共生社会の実現のためには、鳥獣の生息地である森林や里山等の整備・保全を進めることが重要であるとの認識のもと、関係行政機関や土地所有者等と調整を図りつつ、生息環境管理に取り組むこと。
9. 防護柵の設置や放置された農作物等の除去等による被害防除は、被害の未然防止のみならず、鳥獣の生息数の抑制にも資することから、当該対策が適切に行われるよう、都道府県や市町村に対し助言を行うこと。
10. 鳥獣の捕獲から捕獲個体の処理までの一連の作業について捕獲者が多大な労力と費用を負担している現状に鑑み、その負担を軽減するため、各都道府県における鳥獣の管理に資する鳥獣の捕獲等に対し、財政支援を行うことについて検討すること。
11. 新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が科学的・計画的に広く実施されるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うことについて検討すること。また、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を委託するに際し、認定鳥獣捕獲等事業者等による科学的・計画的な捕獲が効率的かつ適正に行われるよう委託条件を定めるとともに、実施された事業の監査・評価を十分に行うよう指導すること。
12. 希少鳥獣については、希少鳥獣保護計画制度を積極的に運用するとともに、その生息数の著しい増加や

生息地の範囲の拡大に伴い、当該鳥獣の捕獲等を実施する必要が生じた場合であっても、その個体群の長期的存続に影響が及ばないように十分に留意すること。

13. 特定希少鳥獣管理計画を定める場合は、当該特定希少鳥獣の生息地の範囲において農林水産業を営む者が、同鳥獣の保護に関する理解と関心を深められるよう、必要な措置を講ずること。

14. 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成するとともに、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど衛生管理の徹底等による安全性の確保に努めること。また、販売経路の確立、適正な消費拡大への支援等、関係機関と連携しながら適切な措置を講ずることなどにより、地域の新たな産業として普及の拡大を図ること。

15. 罠いわなを始めとするわなのうち、安全性の向上及び効率的なシステムの開発が進んでいるものについては、これを活用した科学的知見に基づく効率的な捕獲手法の研究開発及びその普及に努めること。また、錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、平成十九年一月の規則改正により、狩猟におけるとらばさみの使用禁止及びくくりわなの規制強化がなされたことを踏まえ、とらばさみ及びくくりわなの一層の制限について検討を行うこと。

16. 本法第80条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する最新の情報に基づく保護及び管理が図られていないと認められるときは、関係行政機関の連携により、速やかに生息情報の収集を図りつつ、本法除外対象種の見直しを行うこと。

17. 本法により、鳥獣の捕殺を伴う積極的な管理が実施されることとなることに鑑み、鳥獣管理の必要性や科学的根拠を国民に丁寧に説明し理解を得るよう努めること。

(注) 下線は、当局が付した。

図表 I-④ 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(H28.10 告示版)
(抜粋)

<p>I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項</p> <p>第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。我が国は、高度に経済を発達させながらも、多様な鳥獣が生息する自然を有している。このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇り得るものである。</p> <p>しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。</p> <p><u>特に、近年、ニホンジカやイノシシ等において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が生じており、多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの、生態系、農林業等への被害が深刻な状況となっている。</u>これらの種による被害については、保護対象を特定して柵を設置することや、加害個体を捕獲することによる対策では限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。</p> <p>そこで、環境省及び農林水産省は、平成 25 年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減することとした。また、両省が平成 26 年 4 月に示した「被害対策強化の考え方」において、10 年後（平成 35 年度）までに、ニホンザルは加害群の数の半減、カワウは被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すことを目標としており、当該目標を達成するため、侵入防止柵の設置や追い払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含めた取組を実施することとした。</p> <p>こうした状況に対応するため、平成 26 年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）が改正され、平成 27 年 5 月に完全施行された。改正に伴い、法律の題名は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）となった。なお、従前より、直接対象とする鳥獣のみならずその他の種も含めた種の保存や生態系全体の保全の観点から、必要に応じて個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の様々な介入を行い、当該鳥獣種の個体群、及び当該個体群と人間との関係を適正な状態に誘導することを広く「管理」等と呼んでいた。一方、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、「鳥獣の管理」とは「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義され、「鳥獣の保護」とは、「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」と定義されており、従前の意味での「管理」を図るための具体的な手段を示す用語として、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」を位置付けている。本指針においては、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」は法上の用語と同義のものとして使用する。</p> <p>また、全国的に深刻な農林水産業被害等に対応するためには、法に基づく新しい制度の運用に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携が必要である。</p> <p>鳥獣の管理を強化する必要がある一方で、鳥獣の保護や安全の確保の観点も併せて進めていく必要がある。今後、指定管理鳥獣を中心として、積極的な管理が進む中で、鳥獣の保護の観点では、例えば、鉛製銃弾等による鳥類への影響や、わなの使用数の増加による意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）の増加等が懸念される。これらに対しては、指定猟法禁止区域制度の適切な活用等、法に規定されている既存の規制的手法を、より一層的に運用することが求められる。</p> <p>安全の確保の観点では、平成 26 年の法改正により可能となった夜間銃猟や市街地での麻醉銃猟をはじめとして、これまで捕獲活動が行われなかった時間帯や場所での捕獲が行われることに伴う事故の発生が懸念される。これらの実施に当たっては、事故が発生しないよう、行政機関においては、これまで以上に、関係者間の合意形成、現場に即したきめ細かな計画及び地域での慎重な調整が求められる。一方、捕獲作業に従事</p>

する者には、猟具の使用に係る技術の向上は当然のことながら、捕獲作業における安全管理の徹底が求められる。

これらを科学的かつ計画的に実施するためには、鳥獣の保護及び管理に係る体制の整備が不可欠である。まず、国、都道府県、市町村、民間の団体等は、それぞれの役割を明確にし、その役割を果たした上で、必要な連携を図る必要がある。また、その役割を果たすためにも、科学的な情報の収集と計画的な事業の実施、事業の評価が不可欠である。さらに、これを確実に実行するために、鳥獣の保護及び管理に関わる専門的な知見を有する人材の確保及び育成と適所への配置及び活用が求められる。

これらの取組は、全国的に都市化と過疎化が同時に進行し、多くの人にとって鳥獣と人の生活との関係が希薄になっているとともに、市街地等への鳥獣の出没等の問題も発生しているという社会背景の中で行われることとなる。人と鳥獣の関係はどうかを将来的な課題として検討するためには、都道府県域をまたぐ広域的な視点、集落管理を含めた地域的な視点のほか、鳥獣のもたらす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含めた広い視野が必要である。この観点からは、狩猟のあり方、鳥獣の愛玩飼養の考え方、傷病鳥獣（傷病により保護を要する鳥獣をいう。以下同じ。）救護の進め方も捉え直す必要があると考えられる。

第二 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たす。

(1) 国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進する。また、国は、鳥獣の保護及び管理の状況の変化並びに社会的変化に応じて、5年ごとに基本指針を見直す。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行う。また、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、指定管理鳥獣等の特に重要な鳥獣については、全国的な分布域の調査や生息数の推定、個体群管理や捕獲等に関する技術開発及び普及等を実施するほか、希少鳥獣の基礎的な知見の収集を図るとともに、各都道府県の生息状況調査等の取組の促進や技術的な助言を行う。さらに、法に基づいて行う制度の運用の概況に関する情報を鳥獣関係統計として集計する。加えて、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を支援する。

広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。

(2) 地方公共団体の役割

ア 都道府県

都道府県は、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、当該都道府県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実施する。

具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成・配置を行う。また、捕獲等に係る技術の開発及び普及を行い、市町村等が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援を行う。

また、必要に応じて、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画を作成し、対象とする鳥獣の保護又は管理の目標を設定する。そして、当該都道府県内において、各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県が主体的な役割を担う。都道府県は、必要に応じて各都道府県における生息数の推定等を行って、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定するとともに、当該計画の目標達成のために必要な指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に実施する。さらに、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力を努める。

さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が、鳥獣保護管理事業計画並びに第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）との整合が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

イ 市町村

近年、条例や鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲許可の権限の一部を都道府県から委譲されて

いるほか、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づく施策を実施する等、市町村の役割が増大している。

鳥獣の捕獲許可の権限を委譲された市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画に基づき、適切な捕獲許可の運用を図る。鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村は、都道府県と連携し、被害防止計画に基づく施策を実施する。具体的には、被害防止計画に基づいて、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に、都道府県に報告する。

(3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

ア 事業者

事業者は、鳥獣の保護及び管理を行う際には、行政との連携を十分に図る。また、特に、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮する。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努める。

エコツーリズム事業者をはじめとする自然体験活動事業者においては、鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努める。

イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等

市民は、人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組を進める。

専門的な知識及び技術等を有している団体や自然とのふれあいに関する民間団体は、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発を行うことにより、行政と市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門家及び関係学術団体は、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

2 関係主体の連携

(1) 関係主体間の横断的な連携

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体は、互いの役割を認識した上で、各主体が連携する。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、都道府県の鳥獣行政部局は、他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の連携の中心的な役割を担う。

(2) 地方公共団体の情報と取組方針の共有

地域間の取組方針の違いや連絡調整の不足により、鳥獣保護管理事業が適切に実施できない場合がある。例えば、無計画な捕獲作業や追い払いを行うことによる個体の拡散や被害の拡大等が生じないように、特に、隣接する地方公共団体間で、情報と取組方針の共有を図る。

(3) 鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

これまで、「有害鳥獣捕獲」と呼んできた鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲は、平成26年の法改正により、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理された。

この管理の目的での捕獲のうち、鳥獣の個体数を適正な水準にまで減少させる目的での捕獲と、個別の被害を防止する目的での捕獲とは、求められる体制は異なる。

特に、指定管理鳥獣については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲等及び市町村が行う捕獲等は、第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕獲等に当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待される。

山林の奥地や山城等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者を含めて、その場所に最適な捕獲方法の検討・選択及び体制の構築を行う必要がある。

市町村がこれまで編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）等の捕獲隊は、隊員数の減少、高齢化が進んでいる。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者を捕獲隊員に選定する、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成する、又は農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立する等、新たな捕獲体制を早急に確立する必要がある。その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれる必要がある。

個別の被害を防止する目的での捕獲の中で、クマ類やイノシシ等の大型獣類が人里に出没した場合の対応にあつては、求められる迅速性や技術力は高く、対応できる者の配置や連絡体制を予め計画的に準備しておく必要がある。市街地周辺での麻醉銃猟や空砲による追い払い等、特殊な技術が要求される場合もあることから、都道府県及び市町村は、これらの技術を持った団体等との連携を強化する必要がある。

(4) 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分である。関係主体が連携して、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。都道府県が特定計画を作成する際にも、市町村ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、地域的な共通認識の醸成を図りながら、その内容を集落レベルまで周知していく必要がある。

また、都道府県及び市町村等においては、鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図る。

第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施

4 狩猟の適正化

狩猟は、許可による捕獲や鳥獣捕獲等事業による捕獲とは異なり、狩猟者登録を行った者の自由な意思で行われる。その一方で、狩猟制度に基づく捕獲が、鳥獣の計画的な管理に貢献し得るものであることを踏まえ、狩猟の意義を社会で広く共有することが期待される。また、狩猟者は、今後も鳥獣保護管理事業の重要な担い手として社会から信頼を得て、市民の理解を得ていくことが必要である。

狩猟においては、重大な事故や錯誤捕獲等が発生し得る。猟具の使用による危険の予防等は、狩猟を行う上で、最も基礎的で重要な事項の一つである。狩猟の適正化のため、狩猟者にあつては、安全確保と法令遵守はもちろんのこと、地域社会の理解を得るためマナーも含めて遵守することも求められている。

一方で、全国的に狩猟者の減少・高齢化が続いているため、狩猟者の人数の確保が喫緊の課題であることから、狩猟の役割について普及啓発を行うとともに、狩猟者確保のための方策を充実させるよう努める。

5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項

(1) 鳥類の鉛中毒の防止

全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、鉛製銃弾の使用に伴う鳥類の鉛中毒症例の増加等が懸念されているが、特に北海道を除く地域において鉛中毒の発生実態に関する科学的知見は十分蓄積されていない。

国及び都道府県は、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛の汚染の現状を科学的に把握するため、効果的なモニタリング体制を構築する。鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ、水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため代替弾に関する情報について把握及び周知に努めるとともに、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについて普及啓発を図る。

(2) 錯誤捕獲の防止

全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念される。国及び都道府県は、この現状を科学的に把握するため、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、わなの使用に伴って錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置等の情報を可能な限り収集し、錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用する。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種の保護の観点で重要となるだけでなく、捕獲等の対象種の効率的な捕獲にも効果がある点について留意する。

(3) 捕獲個体の活用の促進

鳥獣の管理を促進する観点から、鳥獣の捕獲個体については、地域の実情に応じて、食肉への活用等の有効利用を促進する。

(4) 地域住民の理解と協力

鳥獣の管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためには、鳥獣の生息状況及び被害状況並びにそれらを踏まえた対策の必要性及び科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り有効に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことは重要である。

第五 人材の育成及び配置

1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置

鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、適所に配置又は活用する必要がある。特に都道府県にあっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。さらに、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

国は、各都道府県において鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する人材が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表する。また、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知識を有する人材を確保する体制の整備、活用を図るとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を行う等の支援を行う。

2 研修等による人材育成

鳥獣保護管理事業の実施には、幅広い知識や技術が求められる。国においては、関係省庁が連携して、全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理に関する研修を実施する。都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修を実施する。

研修内容は、鳥獣の保護及び管理に係る制度、順応的管理のあり方、鳥獣保護管理事業の柱である個体群管理・生息環境管理・被害防除対策の考え方、計画の作成、モニタリング及び計画の評価、見直し等に関する内容等、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図る。また、内容を評価し、適切な見直しに努める。

なお、研修を受ける対象者が行政の職員と民間の技術者とは、求められる技能や知見が異なることから、対象者に合わせたカリキュラムの提供が求められる。そうしたことを踏まえ、国、都道府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣の保護及び管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討を進める。

3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

国又は都道府県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。

なお、国は、制度の運用状況を踏まえ、鳥獣捕獲等事業の認定に係る基準を必要に応じて見直す。

III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下、単に「捕獲許可」という。）

等に関する事項として以下の事項等を盛り込む。

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ヒグマ及びツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合はこわなに限る。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4)～(5) (略)

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

ア 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

- ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(2)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から4)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

- 1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- 4) 法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合
 - ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

ウ 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

エ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

カ その他

1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

2) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

3) 被害がまれである又は従来への許可実績が僅少な種の取り扱い全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来への許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

4) 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

5) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

3-2 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに都道府県知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている都道府県において、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施する。都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。

2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差し支えない。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

- 1) 背景及び目的
- 2) 対象とする指定管理鳥獣の種類
- 3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
 - ① 捕獲等の方法
 - ② 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
 - ③ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
- 7) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 9) その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込む。

1 背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定める。

2 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定める。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を

明確にすることが望ましい。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行う。

なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先する等、適切な役割分担がなされるよう考慮する。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定める。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定める。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込む。

(1) 捕獲等の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定める。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定める。また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法等について簡潔に定めるとともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切な方法を定める。

(2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第14条の2第8項第1号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。

捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定める。

捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定める。

また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定める。

住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定める。さらに、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定める。

なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意見を聴取し、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止する。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情報収集に努める。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、関係市町村との連携を図りつつ、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努め、その体制を定める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全の確保又は指

定区域の静穏の保持のために必要な事項を定める。

住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定める。

(1) 被害防止計画に基づく施策との連携

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、相互に連携を図りながら当該事業を円滑かつ効果的に実施する。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定める。例えば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定める。例えば、猟犬を使用する際には訓練を確実にし、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。

さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複していて、科学的な知見から、野鳥の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事業の実施にあつては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。

(4) 地域社会への配慮

地域社会に配慮すべき事項があれば定める。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないように配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努める。

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行する。

1 関係地方公共団体との協議

法第14条の2第4項において準用する第7条第7項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議する。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議する。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議する。

2 利害関係人の意見の聴取

法第14条の2第4項において準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努める。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知

事と情報の共有を行う。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該国の機関に意見聴取を行う。

3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第14条の2第4項において準用する第4条第5項に基づき環境大臣に報告する。

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、法第14条の2第8項第2号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

委託に当たっては、以下の考え方で行う。

1 委託先の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、選定に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮する。また、事業者を育成する観点からも、認定鳥獣捕獲等事業者の積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる。

さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮する。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努める。

2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意する。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努め、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定める。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定める。

(注) 下線は、当局が付した。

図表 I-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）（抜粋）

<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。 <u>2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。</u></p> <p>(地方公共団体の役割)</p> <p>第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。）の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。 2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(基本指針)</p> <p>第三条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項 3 基本指針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。 4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。 5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(被害防止計画)</p> <p>第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、<u>単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。</u> 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であつて被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類 三 被害防止計画の期間 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理</p>

法第八条に規定する採取等をいう。)をいう。以下同じ。)に関する事項

- 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
 - 五の二 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - 六 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 - 八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第四号の事項には、鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であつて第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。
 - 4 被害防止計画は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。））又は第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。））が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画と整合性のとれたものでなければならない。
 - 5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
 - 6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。
 - 7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第五項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護又は管理を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。
 - 8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。
 - 9 第五項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第五項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第七項中「同項後段」とあるのは「第九項において読み替えて準用する第五項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。
 - 10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。
 - 11 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第四条の二 市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(市町村に対する援助)

第五条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(特定希少鳥獣管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画の作成又は変更)

第七条 環境大臣又は都道府県知事は、被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に規定する特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。

(環境大臣又は都道府県知事に対する要請等)

第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、環境大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者

4 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

5 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

6 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であつて主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護管理法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録についての鳥獣保護管理法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、鳥獣保護管理法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員（以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。）であつて主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。）である旨及び所属市町村（当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であつて、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。）の名称」と、鳥獣保護管理法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護管理法第六十一条第四項中「生

じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき若しくは所属市町村の変更があったとき」とする。

- 7 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

（捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等）

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

（報告、勧告等）

第十条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、当該市町村における被害防止施策の実施等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（国、地方公共団体等の連携及び協力）

第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

- 2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。
- 3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

（被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査）

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定による調査及び研究の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれらを活用しなければならない。

（被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等）

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に従事する者の当該捕獲等に従事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許及び猟銃の所持の許可並びにそれらの更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(必要な予算の確保等)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、被害防止施策（第十条及び第十三条から前条までの措置を含む。）を講ずるために必要な予算の確保に努めるものとする。

2 都道府県は、前項の規定により必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮するものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等を踏まえて鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(注) 下線は、当局が付した。

図表 I-⑥ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年農林水産省告示第254号）（抜粋）

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。

このため、平成19年12月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定された。

一方、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の担い手の減少、高齢化の進展等の現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第10号）により、平成24年3月に鳥獣被害防止特措法の一部が改正された。さらに、平成26年11月には、特定鳥獣被害対策実施隊員（鳥獣被害防止特措法附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員をいう。）以外の被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）に基づく対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第4条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を延長することを目的として、鳥獣被害防止特措法の一部が改正されたところである。

また、環境省及び農林水産省は、平成25年12月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を平成35年度までに半減することとした。また、同じく両者は、平成26年4月に策定した「被害対策強化の考え方」において、平成35年度までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む）。これらを踏まえ、鳥獣被害対策を強化することが必要である。

加えて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が改正され、平成27年5月に施行された。改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められ、目的規定に鳥獣の管理の適正化を図ることが加えられたほか、都道府県及び国が実施する鳥獣の管理のための計画を位置付けるなど、施策体系が整理されており、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止施策との一層の連携が求められている。

(1) 被害の状況

① 農作物被害

農林水産業に多くの被害を及ぼしている鳥獣の捕獲数は、15年前と比較してイノシシは約12倍、ニホンジカは約6倍、ニホンザルは約4倍に増加している（平成24年度）にもかかわらず、各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は200億円前後で推移し、平成25年度の被害総額は約199億円となっている。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害金額が、獣類被害の約9割を占めている。

② 森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約8,895ha（平成25年度）で、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による植栽木の食害、ノネズミによる植栽木の樹皮及び根の食害、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヒグマ（以下「クマ」と総称する。）等による樹皮剥

ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は5,000～9,000ha程度で推移しており、種類別にみると、ニホンジカ、ノネズミ、クマ、カモシカの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約8割を占めている。

③ 水産被害

北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、北海道における平成25年度の被害金額は約20億円となっている。また、近年、全国的にカワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユを始めとした有用魚種等の食害、これに伴う遊業者の減少による地域経済への悪影響といった被害の拡大が見られる。

④ 住民の生命、身体又は財産に係る被害等

鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、住民の生命、身体又は財産に係る被害についても、近年、深刻化している。各都道府県からの環境省への被害報告によると、クマによる被害者数は、平成22年度に年間約150人となっており、平成18年度と並び過去30年間で最多となったほか、平成23年度以降も年間50～70人程度の被害が発生し、平成26年度は、11月現在で120人となっている。また、鳥獣の道路への出没等に起因する交通事故も発生している。

(2) 被害防止対策の基本的な考え方

① 基本的な考え方

都道府県の区域内においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている鳥獣（鳥獣保護管理法第2条第4項に定める希少鳥獣を除く。）がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、鳥獣の管理を図るため特に必要と認めるときは、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋轢の回避に向けて個体群管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な対策を行うこととされている。加えて、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている希少鳥獣がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、安定的な維持を図りつつ計画的な管理を図る必要があると認めるときは、環境大臣が特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第7条の4第1項に定める特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、管理対策を行うこととなっている。また、トドについては、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく管理対策が行われてきている。平成26年8月には、「トド管理基本方針」を策定し、トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化するとの方針に基づき、平成36年度に日本海における来遊群の個体数が平成22年の水準の60%となるまで減少させることを管理の目標として、採捕数の上限を約200頭から約500頭に見直している。さらに、森林におけるノネズミについては、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づく駆除等が行われている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、被害の状況を適確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、関係機関等と連携し、被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画の作成を推進するとともに、協議会（鳥獣被害防止特措法第4条の2第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の組織化及び鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、対象鳥獣の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

なお、都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の

収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮する。

② 市町村の役割

市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を適確に把握することができることから、地域の農林漁業者、関係機関等と連携を図りつつ、被害防止計画の作成、協議会の組織化、鳥獣被害対策実施隊の設置その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

③ 都道府県の役割

都道府県は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第4条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）の作成その他の鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の保護及び管理の施策を実施するとともに、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止対策の実施の状況等を把握することができることから、第二種特定鳥獣管理計画の作成、変更及び実施、被害防止技術の開発、実証及び普及、市町村への助言及び指導、被害防止に取り組む人材の育成、広域での被害防止対策の実施に向けた関係機関等との調整及び協力体制の構築その他の当該都道府県における被害防止対策の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 国、都道府県及び市町村の関係

市町村における被害防止計画の作成及び実施に当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、当該情報の提供、当該技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、農林水産大臣又は都道府県知事は、被害防止対策が適切に行われていないと認められる等の場合は、市町村長に対して報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うものとする。

一方、市町村において、被害防止計画に基づく被害防止対策が適切に実施されているにもかかわらず、当該市町村の存する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されておらず、又は当該市町村の存する特定の地域において特定希少鳥獣管理計画が作成されておらず、対象鳥獣の生息状況等の科学的な知見が十分でない、又は周辺市町村における対象鳥獣の捕獲等その他被害防止対策が不十分であること等により、当該市町村における被害の減少が十分に図られないことも想定される。こうした場合、市町村長は、都道府県知事又は環境大臣に対し、被害防止のために必要な措置を講ずるよう要請することができるものとする。要請を受けた都道府県知事又は環境大臣は、必要な調査を実施した上で、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成、変更又はその実施、複数市町村による広域的な被害防止対策の実施に向けた連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、都道府県において、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣保護管理法第14条の2第1項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。）を実施する場合には、市町村が定める被害防止計画に基づく取組と連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うとともに、適切な役割分担がなされるよう考慮し、実効性を高めるものとする。

2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明

(1) 鳥獣の生息状況及び生息環境の適確な把握

鳥獣は、自然界で自由に行動することに加え、主な生息場所が急峻で複雑な地形であったり、植生により見通しが悪い場合も多く、生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する。

また、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息状況の適確な把握に加え、科学的な知見や取組事例に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数や生息密度等の目標水準を設定することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ、適正な個体数についての調査研究を推進する。

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害状況の適確な把握

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数と同様に、鳥獣による農林水産業等に係る被害を適確に把握することが重要である。このため、国及び都道府県は、市町村における鳥獣による被害状況の把握に際して、従来から行われている農林漁業者からの報告に基づく被害把握に加え、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りや現場確認を推進すること等により、被害状況を適確に把握する取組を推進する。

なお、被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、市町村は、可能な限りこれらについて把握するよう努めるものとする。

(3) 調査結果の活用

国及び地方公共団体は、被害の状況や鳥獣の生息状況等の調査結果を公表し、被害防止計画の作成等にこれらの調査結果が活用されるように努めるものとする。

(4) 被害原因の究明

被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を分析し、取り組むべき課題を明らかにすることが重要である。このため、国及び都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境に関する調査や、鳥獣による農林水産業等に係る被害に関する調査の結果等を踏まえつつ、被害の原因を究明するための取組を推進する。

3 実施体制の整備

鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にあり、また、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。

このため、市町村において、協議会の組織化を推進するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進する。

(1) 協議会

鳥獣被害防止特措法第4条の2において、協議会は、地域の関係機関等が連携して被害防止対策に取り組むために必要な協議や連絡調整を行うため、市町村が単独で又は共同して組織することができるものとして規定されているところである。

協議会は、市町村に加え、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関その他の市町村が必要と認める者をもって構成するものとする。

協議会においては、市町村による被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止対策の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(2) 鳥獣被害対策実施隊

① 基本的な考え方

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、協議会を組織することに加え、鳥獣被害対策実施隊員により、市町村における被害防止対策が持続的に行われることが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、当該鳥獣被害対策実施隊が中心となって当該市町村における被害防止対策が適切に行われるよう必要な体制整備を図るものとする。特に、一部の地域においては、鳥獣による被害が発生しているにもかかわらず、設置の進捗に遅れが見られることから、被害防止対策を適切に行えるよう、設置の促進により一層努める必要がある。

② 取組内容

鳥獣被害対策実施隊は、対象鳥獣の捕獲等、追払い活動、侵入防止柵の設置等の被害防止計画に基づく被害防止対策に従事するものとする。また、市町村は、市町村ごとの取組内容について、当該市町村の被害防止計画を踏まえつつ、地域の実情に応じ、柔軟に定めることができるものとする。

このほか、鳥獣被害対策実施隊員は、鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要があるものに従事するものとする。

③ 鳥獣被害対策実施隊員の人選

鳥獣被害対策実施隊員の人選に当たっては、市町村は、必要に応じて猟友会、農林漁業団体その他の関係機関等と事前の調整を行うなど、必要な体制整備が円滑に行われるよう配慮するものとする。特に、鳥獣被害対策実施隊による効果的な捕獲活動が行われるよう、十分な調整を行い、必要

な人員を確保するなど、体制の強化に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、市町村による鳥獣被害対策実施隊員の人选が円滑に行われるよう、市町村、猟友会等関係機関に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 鳥獣被害対策実施隊員の身分等

鳥獣被害対策実施隊員のうち鳥獣被害防止特措法第9条第3項第2号に掲げる市町村長が任命する者については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の関係法令の規定に基づき、非常勤の公務員として、被害防止対策に係る活動に対する報酬が支給されるとともに、当該活動において発生した災害に対する補償が行われることとなる。

非常勤の鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び災害補償については、地方公共団体の条例で定めるものとする。

⑤ 鳥獣被害対策実施隊員の指名及び任命に関する留意事項

市町村長は、被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を鳥獣被害対策実施隊の隊員として指名又は任命することとする。

このうち、主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる隊員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）については、特段の事由により参加できない場合を除き市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる技能を有するものの中から、市町村長が指名又は任命することとし、当該市町村長は対象鳥獣捕獲員に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

なお、市町村長は、対象鳥獣捕獲員の狩猟免許が取り消された場合、正当な理由なく市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に参加しないと認められる場合等は、速やかに当該対象鳥獣捕獲員を解任するものとする。

⑥ 市町村の区域以外の区域に居住する者の取扱い

市町村長は、鳥獣被害対策実施隊の組織化を進める上で、当該市町村に居住する者のみでは十分な体制が確保されないと認められる場合には、猟友会等関係機関等と連携して、当該市町村の区域以外の区域に居住する者について、鳥獣被害対策実施隊員として任命することにより、必要な体制整備に取り組むものとする。

また、国及び都道府県は、市町村、猟友会等関係機関と連携して、市町村における鳥獣被害対策実施隊の体制整備に必要な人材の融通が図られるよう、指導、助言、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」等を踏まえて捕獲対策を強化することが必要である。

(1) 鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来から鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護管理法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣保護管理法第3条第1項の規定に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成26年環境省告示第133号）において、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められており、また、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許

を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等を行うことができることとされているところである。

これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

また、ICT（情報通信技術）等を活用したわなの利用や、シャープシューティング等の大量捕獲技術の導入を行うなど、捕獲技術の高度化を図るものとする。

(2) 各地域の猟友会の連携強化

市町村や農林漁業団体の職員等を捕獲等の担い手として育成・確保する一方、猟友会については、鳥獣被害対策実施隊員の一人として、各地域における捕獲等を担う役割が期待される。しかしながら、地域によっては、猟友会の会員が減少しているにもかかわらず、他の地域の猟友会との連携が不十分と認められる場合がある。

このため、国及び地方公共団体は、各地域の猟友会の連携を強化し、各地域の猟友会が連携した捕獲体制の構築を推進する。

(3) 住民の生命、身体等に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

鳥獣被害防止特措法第9条第4項において、鳥獣被害対策実施隊員は、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急に行う必要のある鳥獣の捕獲等に従事するものとされていることを踏まえ、市町村は、緊急時の対応に際しては、都道府県、警察その他関係機関と密接に連携し、事態に適切に対処するものとする。

なお、クマ等が住宅街等に現れ、住民の生命、身体等に現実かつ具体的に危険が生じ、特に急を要する場合には、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定に基づき、警察官が狩猟者に対し駆除を命ずることもある。

5 侵入防止柵の設置等による被害防止

(1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

(2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、4による捕獲、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）において、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められていることも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努める。

また、花火（動物駆逐用煙火を含む。）を追払い活動に用いる場合には、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の関係法令の規定に基づき、使用する製品の取扱説明書に従って、例えば直接手に持たず杭等に固定して使用すること、消火用水を備える等消火のための準備をすること、風向を考慮して安全な方向に向けて使用すること等により、安全の確保を図る。

(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや

牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

6 捕獲鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等

捕獲等をした鳥獣については、山野に放置しない等適切に処理を行う必要があるが、その処理については、鳥獣の捕獲数増加に伴う環境への悪影響、狩猟者の高齢化による埋設作業の負担増加、適切な処理施設の不足等が問題となっている場合がある。このため、国及び地方公共団体は、捕獲鳥獣の適切な処理方法の普及等を推進する。

また、被害防止対策を持続的に実施する観点から、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を地域資源として捉え、食肉処理に際して、厚生労働省が平成26年11月に策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を遵守し、衛生管理を徹底すること等により安全性を確保しつつ、品質や加工歩留まりの向上、販路の確保等の経営の視点を取り入れながら、肉等の加工、販売等を通じて地域の活性化につなげる取組を推進する。この際、捕獲等をした鳥獣を活用する取組を持続的に実施することが可能となるよう、捕獲活動と加工・販売を一体的かつ安定的に実施する体制の構築を推進する。

さらに、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を食肉及びそれ以外の用途に供するための処理及び加工に必要な施設の整備等による食肉等の安定供給体制の構築、食品として利用するための衛生的な処理技術等の普及、商品の開発及び販売経路の確立、消費の拡大等への支援等の措置を講ずる。

7 国、地方公共団体等の連携及び協力

(1) 農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、農山漁村の活性化、鳥獣の保護及び管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。また、必要に応じて、農林漁業団体、猟友会、鳥獣の保護及び管理に関する学識経験者等の意見を聴取するなど、適確な被害防止対策の実施に努める。

なお、国においては、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施するため、農林水産省、環境省、文化庁、警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省及び防衛省による関係省庁連絡会議を開催するとともに、当該連絡会議の充実強化を推進する。

(2) 地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

(3) 地方公共団体と農林漁業団体等の連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、市町村等を中心として、当該地域の農林漁業団体との緊密な連携協力の下、地域が主体となって対策に取り組むことが重要である。

このため、地方公共団体は、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会の組織化を推進するなど、農林漁業団体等と連携して、被害防止対策を推進する。

(4) 農林漁業団体等の協力

農林漁業団体等は、自主的に被害防止対策に取り組むとともに、国及び地方公共団体が講じる被害防止対策に積極的に協力するよう努める。

9 人材育成

鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、捕獲技術を始めとする被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等について専門的な知識経験を有していることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成、捕獲等の担い手の育成及び技能向上その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。この際、技術的指導を行う者については、普及指導員を始め、農業協同

組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。

さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を推進する。

二 被害防止計画に関する事項

市町村は、協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲等、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。

その際、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた総合的かつ効果的な被害防止対策の実施が図られるよう、鳥獣の生息状況を踏まえた捕獲等の更なる強化等の対策の適切な組合せに留意するとともに、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の柔軟な運用が図られることが重要である。

1 効果的な被害防止計画の作成推進

効果的な被害防止対策を実施するためには、個人を中心とした対応ではなく、鳥獣の行動域に対応して市町村等地域全体で取り組むことが必要である。この場合、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的である。このため、市町村は、必要に応じて、地域の状況を踏まえ、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を共同して作成するよう努める。

また、鳥獣は、市町村の区域のみならず、都道府県の区域を超えて生息している場合もあることから、市町村は、地域の状況に応じて、都道府県の区域を超えて、複数の市町村が共同して被害防止計画を作成することができるものとする。この場合、鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく都道府県知事の協議については、当該被害防止計画に係る全ての都道府県知事に対して行う。

2 鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画との整合性

市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護管理事業計画（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）との整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施する鳥獣の保護及び管理に係る対策の実施状況について、十分留意するものとする。

なお、都道府県は、市町村から鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく被害防止計画の協議があった場合には、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする。

3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

① 被害の現状及び被害の軽減目標

当該市町村において被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害の発生時期等の被害の現状を記載する。また、被害の現状を踏まえ、被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標を記載する。

② 従来講じてきた被害防止対策

従来、当該市町村において講じてきた捕獲等、侵入防止柵の設置等に係る被害防止対策と、被害防止を図る上でさらに取り組むべき課題について記載する。

③ 今後の取組方針

被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害防止対策に係る課題を明らかにした上で、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載する。

- (2) 対象鳥獣の種類
対象鳥獣の種類は、当該市町村の区域において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣とする。
- (3) 被害防止計画の期間
被害防止計画の期間は3年程度とする。なお、計画の期間内であっても、農林水産業に係る被害状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。
- (4) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- ① 対象鳥獣の捕獲体制
捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊における対象鳥獣捕獲員等の捕獲等の担い手の確保、農林漁業者による狩猟免許の取得促進等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載する。また、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等に従事させようとする場合には、そのことについて記載する。
- ② 対象鳥獣の捕獲計画
近年の捕獲実績や生息状況、被害の発生時期等を踏まえて、対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方、捕獲手段等の具体的な取組について記載する。また、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びライフル銃を所持させた鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段等の具体的な取組について記載する。
- ③ 許可権限委譲事項
被害防止計画に許可権限委譲事項（鳥獣被害防止特措法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。）を記載する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記載する。都道府県知事は、許可権限委譲事項について鳥獣被害防止特措法第4条第5項後段の規定に基づく同意を求められている場合には、ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等を除き、原則として同意をするものとする。
- (5) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
侵入防止柵の設置及び管理に関する取組に加え、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備及び保全、牛等の放牧、犬等を活用した追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等、当該市町村が行う取組の内容及び毎年度の実施計画について記載する。
- (6) 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害に対し、緊急的に対応が必要となる場合等の連絡体制、役割分担等について記載する。
- (7) 被害防止施策の実施体制に関する事項
- ① 協議会に関する事項
市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会を設置している場合は、その名称及び被害防止対策において、当該協議会の各構成機関が果たすべき役割について記載する。
- ② 関係機関に関する事項
協議会の構成機関以外に、研究機関やNPO等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合は、それらの関係機関が果たすべき役割について記載する。
- ③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項
市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置・運営について必要な事項を記載する。
- ④ 自衛隊への協力要請に関する事項
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の規定に基づき、自衛隊に対して侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備について協力を求める場合（例えば、侵入防止柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合又は建設機械を用いて緩衝帯を整備する場合）には、自

衛隊に協力を求める内容について記載する。

ただし、自衛隊への協力要請については、事前に、農林漁業者自らによる工事の施行、建設業者への委託等、他の手段による対応の可能性について検討を行い、必要に応じて、都道府県、国に対して、技術的な助言その他必要な援助を求めた上で、なお、過疎化、高齢化等により他の手段による被害防止対策の実施が困難と判断された場合において、自衛隊による対応の可否を確認した上で、これを行うものとする。

(8) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記載する。

この場合、捕獲等をした鳥獣の肉としての利活用等を推進する場合は、安全性確保の取組等についても記載する。

(9) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記載する。

4 被害防止計画の実施状況の報告

被害防止対策を効果的に実施するためには、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組の実施状況を都道府県に報告し、第二種特定鳥獣管理計画の作成又は計画の見直しに役立てる等、都道府県と市町村が連携して対策を実施することが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害防止特措法第4条第10項の規定に基づき、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告するものとする。

三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

1 国民の理解と関心の増進

被害防止対策の実施に当たっては、農林漁業者のみならず、国民全体に、鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関やNPO等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。

この際、被害防止対策は、科学的知見に基づいて実施するものであり、特に捕獲等による個体数管理については、農林水産業等に係る被害の防止だけでなく、生態系保全の観点からも重要であることについて、国民の理解を得られるよう、情報提供を行うものとする。

4 狩猟免許、猟銃所持許可等に係る手続における負担の軽減

国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するよう、狩猟免許等に係る手続の迅速化、狩猟免許試験の休日開催や複数回開催等、狩猟免許、猟銃の所持許可等に係る手続における負担の軽減を図るための取組を推進する。

5 東日本大震災等への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により鳥獣の捕獲活動が停滞する等の影響が生じている地域においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害が拡大している。

このため、国及び地方公共団体は、当該地域における鳥獣の生息状況、捕獲等の状況、被害の状況等を適確に把握し、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(注) 下線は、当局が付した。

図表 I-⑦ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」(平成 20 年 2 月 21 日付け 19 生産第 8422 号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

被害防止計画の作成に当たっての留意事項について

1 記入に当たっての留意事項

被害防止計画の作成に当たっては、次に掲げる内容について記入するものとする。

なお、別記様式第 1 号の 3 から 8 までに係る事項については、必ずしも全ての事項を記入する必要はなく、被害防止計画を作成する市町村（以下「当該市町村」という。）が取り組む事項のみを記入すればよいものとする。

(1) 対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間等

① 対象鳥獣

当該市町村の区域内において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急^{下線}にその被害を防止するための対策を講じるべきとして判断した鳥獣種（以下「対象鳥獣」という。）を記入する。なお、対象鳥獣については複数の種類を記入できる。

② 計画期間

計画期間は 3 年程度とする。なお、この場合の年単位は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

③ 対象地域

対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

① 被害の現状

当該市町村において、被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、それらの被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。以下同じ。）等を記入する。

② 被害の傾向

被害防止対策の実施に当たっては、地域全体で被害についての共通認識を形成することが重要であることから、当該市町村において、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増加傾向等の被害の現状について、必要に応じ地図等を活用しつつ、記入するよう努める。

③ 被害の軽減目標

①及び②を踏まえつつ、対象鳥獣ごとに、被害防止計画で定める計画期間の最終年度における被害金額、被害面積等の被害軽減目標を記入する。この場合、複数の指標に係る目標を設定しても差し支えない。

④ 従来講じてきた被害防止対策

当該市町村において、直近 3 ヶ年程度に講じてきた捕獲体制の整備、捕獲機材の導入等の捕獲に関する取組、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動の実施、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等の被害防止対策について記入した上で、今後、被害防止対策を図る上で取り組むべき課題について記入する。

⑤ 今後の取組方針

被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、③で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。その際、必要に応じて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防除に関する専門家からの助言等を受け、取組の難易等について関係者全体で検討の上、地域として取り組む事項について、優先順位を明確にすることが望ましい。

(注) 下線は、当局が付した。

図表 I-⑧ 関東甲信越 1 都 9 県における被害防止計画の作成状況

(単位：市町村、%)

区分	全市町村数 (A)	被害防止計画作成	
		作成済市町村数(B)	割合 (B/A)
茨城県	44	21	47.7
栃木県	25	24	96.0
群馬県	35	32	91.4
埼玉県	63	27	42.9
千葉県	54	45	83.3
東京都	62	1	1.6
神奈川県	33	17	51.5
山梨県	27	26	96.3
長野県	77	77	100.0
新潟県	30	30	100.0
計	450	300	66.7
全国	1,741	1,443	82.9

(注) 農林水産省の資料（「都道府県別防止計画作成及び実施隊設置状況(平成 28 年 4 月末現在)」)に基づき、当局が作成した。

図表 I-⑨ 抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月26日 環境省、農林水産省）（抜粋）

はじめに

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣において、急速な個体数増加や分布拡大が起きている。環境省が捕獲数等の情報をもとに個体数を推定したところ、ニホンジカ（北海道を除く）は261万頭、イノシシは88万頭と推定されている（いずれも平成23年度）。

鳥獣による被害は、農林水産業に留まらず、生態系、生活環境など広い範囲に及んでおり、また、拡大傾向にある。農作物の被害総額は200億円前後で推移しており、数字に現れない被害としても、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加などが深刻な状況となっている。森林においては、年間9千haを超える被害があり、植栽木の食害や剥皮被害は、林業における生産コストを増加させるなど、林業経営意欲の減退を招いている。また、希少植物をはじめとする下層植生の消失や植生の単純化等が進み、多くの生物の生息環境を劣化・減少させ、生物多様性の維持に支障をきたすおそれがあるほか、森林が持つ国土保全機能等の低下が懸念される状況となっている。また、水産業においても有用魚種の食害等の被害が深刻である。

このような中、ニホンジカ（北海道除く）については、現在の捕獲率を維持した場合、平成37年度にはほぼ倍の500万頭まで増加する可能性があり、農林業や生態系にさらに激甚な被害をもたらすおそれがある。

このような事態に緊急的に対処するため、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向けて目標を定め、抜本的な鳥獣捕獲対策を集中的に実施することとする。さらに、抜本的な捕獲対策を展開するための捕獲従事者の育成・確保や、被害防止のための取組も併せて推進する。

捕獲目標の設定

○ 当面の捕獲目標（全国レベル）の設定

- ・ 抜本的な捕獲対策の推進にあたっては、個体数の把握と鳥獣管理の目指すべき姿を明らかにすることが必要である。一方、鳥獣の個体数の正確な把握や、地域の状況や時代のニーズを踏まえた適正な個体数を明らかにすることは非常に難しい。このため、本年8月に環境省が行った全国レベルの個体数推計結果を基に、ニホンジカ、イノシシについては、まず当面の目標として、10年後（平成35年度）までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね5年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ 具体的には、本州以南のニホンジカは、現状の261万頭（平成23年度推定値）を平成35年度までに半減、北海道については、第4期エゾシカ保護管理計画に基づき平成28年度に38万頭まで減少させることを目指す。また、イノシシについては現状の88万頭（平成23年度推定値）から平成35年度に50万頭まで減少させることを目指す。
- ・ 目標達成のため、本州以南のニホンジカについては平成23年度実績（27万頭）の2倍以上の捕獲を全国で行うことを目標とする。また、北海道のニホンジカは、既に推定個体数の2割以上の捕獲が行われていること、個体数が減少していることから、当面、現行の捕獲対策を推進する。
- ・ イノシシについては、平成23年度において自然増加数を上回る捕獲（39万頭）が行われていると考えられることから、同程度以上の捕獲を全国で行うことを目標とする。

○ ニホンジカについては、都道府県別の捕獲目標の試算・提示

- ・ 都道府県レベルで個体数の推計を行い、都道府県別の捕獲目標を設定することが重要である。
- ・ 推定に用いるデータの整理・追加を早急に進める必要があること、全国的に同様の手法での推定が重要であることから、国が緊急的に、推定に必要な初期情報の収集・調査、都道府県レベルの個体数の推定及び捕獲目標の試算、結果の公表を行うとともに、都道府県への推定手法の普及を推進する。

○ 都道府県による計画的な捕獲の推進

- ・ 都道府県による捕獲目標の設定、捕獲状況の速やかな把握、目標の達成状況の評価、必要に応じた目標の見直しが推進されるよう支援等を行う。

捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化

○ 都道府県による捕獲（個体数調整）の強化及び支援

- ・ 個体数調整を積極的に推進するため、鳥獣保護法に基づく管理のための捕獲事業の制度化及び支援策を検討する。
- ・ 鳥獣保護法改正後に都道府県が円滑かつ効率的に捕獲事業を行う際のモデルとなるよう、先行的な捕獲に取り組む。

- ・ 都道府県が行う管理のための捕獲事業が円滑かつ効率的に実施されるよう、安全性を確保した上で現在禁止されている夜間の銃による捕獲を可能とするなどの規制緩和を行う。
- 市町村による捕獲（有害捕獲）の強化
 - ・ 鳥獣被害防止特措法により市町村が定める被害防止計画に基づき、地域ぐるみによる鳥獣の捕獲等の的確な実施を推進する。
 - ・ 被害を及ぼす鳥獣の更なる捕獲数増大に向けて、平成24年度補正予算「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」による集中的な緊急捕獲活動や、ICT等を用いた大量捕獲技術の導入等による取組の高度化を推進する。
 - ・ 特に、緊急捕獲活動の実施においては、25年度中から、ニホンジカやイノシシなどが出産期を迎える前の春先に集中的な取組を推進することにより、効率的な対策を推進する。
 - ・ 捕獲の促進にも資するよう、侵入防止柵の整備に当たっては、ICTを活用したわな等との一体的な整備を推進するとともに、出口対策としての処理加工施設の整備を推進する。

捕獲事業を支える従事者の育成・確保

- 専門事業者の育成
 - ・ ニホンジカ等の捕獲を行う事業者を認定する制度を創設し、認定事業者の業務の円滑な実施のために捕獲許可手続きの簡素化を行うことを検討する。
- 狩猟者の確保
 - ・ 農業高校等の生徒の在学中または卒業直後の就職時の狩猟免許取得や、地域ぐるみの捕獲に携わる若者の狩猟免許取得等が可能となるよう、わな猟及び網猟の免許取得年齢（現20歳以上）の引き下げを検討する。
 - ・ 狩猟免許所持者の減少を食い止め、免許所持者数を現状水準で維持するため、狩猟フォーラムの開催による狩猟免許取得の促進や、狩猟免許所持者の技能向上に向けた研修会の開催等を行う。
- 鳥獣被害対策実施隊の増加
 - ・ 捕獲等の活動を担う鳥獣被害対策実施隊の設置数について、現行の674から早急に1,000に増加させるため、鳥獣被害対策実施隊設置が少ない地域や進捗が遅れが見られる地域を対象とした設置促進に向けた督励訪問活動等を実施する。
 - ・ 効果的な活動が行われるよう、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けて、農業者団体等民間団体による実施隊活動への積極的な参画を促進する。
 - ・ 鳥獣被害対策実施隊員等について、被害を及ぼす鳥獣の捕獲活動に必要とされる狩猟免許や銃所持許可の取得を促進する。
- 地域ぐるみの捕獲の担い手確保
 - ・ 地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域において、捕獲体制の整備や捕獲技術の向上等を図ることにより、地域における担い手確保及び捕獲の推進を図る。

その他関連施策（被害防除や生息環境管理等の推進）

- 市町村等における総合的取組
 - ・ 被害防止計画に基づく、市町村を中心とした地域ぐるみの総合的な被害防止活動として実施する侵入防止柵の整備や追い払い活動等の「被害防除」、耕作放棄地等の鳥獣のエサ場や隠れ場所の刈り払い、緩衝帯の設置等の「生息環境管理」を推進する。
 - ・ 市町村や都道府県の行政区域を超えて広域に移動する鳥獣に対応するため、関係者で構成される広域活動組織や、複数の市町村の連携による追い払い等の被害防除等の取組を推進する。
 - ・ 捕獲した鳥獣を食肉等地域資源として有効活用するための処理加工施設の設置や、商品の開発、販売・流通経路の確立など販売面の強化を目指す取組等、食肉としての利活用を推進する。
- 国民理解の醸成
 - ・ ホームページによる情報発信、狩猟フォーラム等における双方向の交流等を通じ、深刻化している鳥獣被害の実態について情報提供を行う。また、被害防止マニュアルの配付による知識の普及や食肉としての利活用の推進を通じた普及啓発を図るなど、鳥獣被害対策の意義・重要性について国民各層の理解を深めるための取組を推進する。

（注）下線は、当局が付した。

図表 I-⑩ 関東甲信越1都9県における野生鳥獣による農作物の被害金額 (単位：万円)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
茨城県	61,035	57,532	50,750	49,131	59,075 (96.8)
栃木県	26,190	29,122	30,816	29,564	35,384 (135.1)
群馬県	53,103	56,022	47,702	38,809	42,405 (79.9)
埼玉県	13,491	17,043	16,334	13,326	14,248 (105.6)
千葉県	32,956	33,185	36,437	31,914	35,821 (108.7)
東京都	4,055	3,511	3,692	4,970	4,888 (120.5)
神奈川県	15,227	10,156	21,527	14,246	18,498 (121.5)
山梨県	19,005	19,561	21,227	19,235	18,811 (99.0)
長野県	93,117	85,290	79,420	73,395	70,685 (75.9)
新潟県	38,848	29,325	26,834	25,249	24,226 (62.4)
計	357,027 [14.9]	340,747	334,739	299,839	324,041 (90.8)
全国	2,394,884 [100]	2,262,703	2,296,432	1,990,896	1,913,386 (79.9) [100]

(注) 1 農林水産省の資料(「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況」)に基づき、当局が作成した。
 2 ()内は、平成22年度を100とした場合の割合、[]内は、全国を100とした場合の割合を示す。

図表 I-⑪ 関東甲信越1都9県における野生鳥獣による森林被害面積 (単位：ha)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
茨城県	—	—	—	—	—
栃木県	120	143	59	83	122 (101.7)
群馬県	573	494	363	337	199 (34.7)
埼玉県	13	21	27	30	49 (376.9)
千葉県	—	2	0	1	—
東京都	—	—	—	—	—
神奈川県	0	—	—	0	1
山梨県	144	108	142	152	183 (127.1)
長野県	409	750	294	348	258 (63.1)
新潟県	2	2	3	1	46 (2,300.0)
計	1,261 [20.2]	1,520	888	952	859 (68.1) [9.8]
全国	6,230 [100]	9,389	9,063	8,895	8,780 (140.9.1) [100]

(注) 1 林野庁の資料(「主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移」)に基づき、当局が作成した。
 2 被害面積のうち、「0」は被害はあるが単位に満たないもの、「—」は被害報告がなかったものを示す。
 3 ()内は、平成22年度を100とした場合の割合、[]内は、全国を100とした場合の割合を示す。

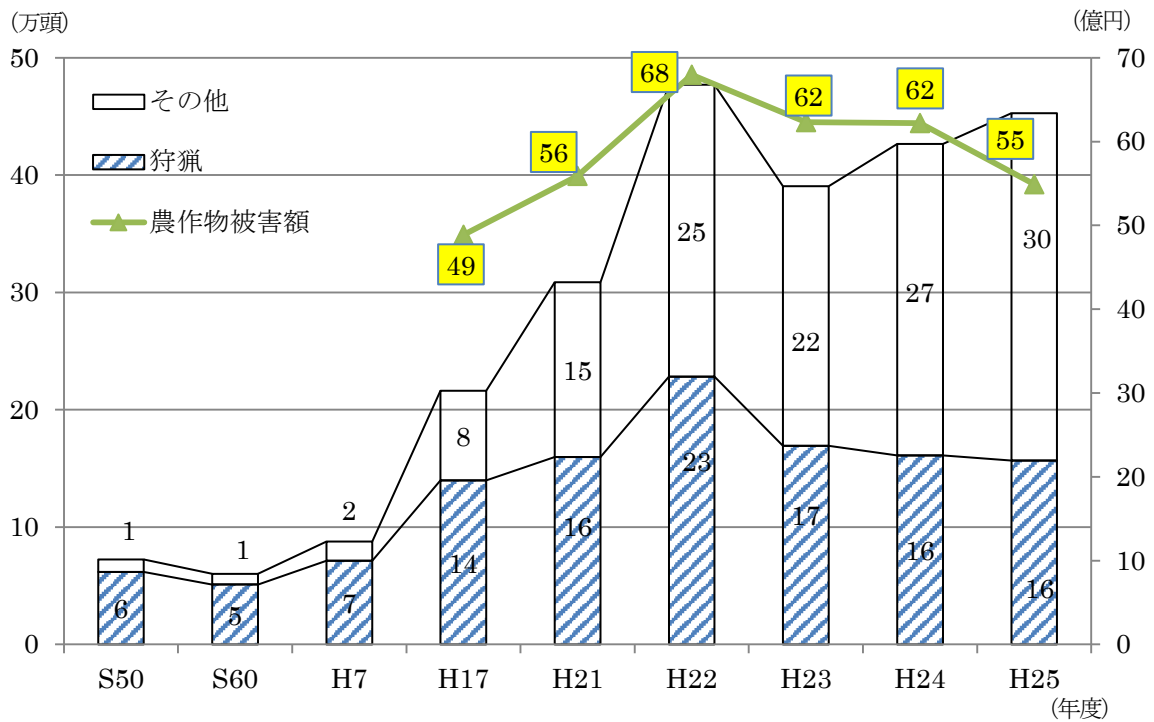
図表 I-⑫ クマ(ツキノワグマ)による人身被害の状況 (単位：件、人)

区分	平成20年度	21	22	23	24	25	26	27	28
被害件数	49	50	142	68	73	42	111	52	58
被害人数	56	61	147	78	75	52	116	56	61
死亡者数	0	2	2	1	1	1	1	0	4

(注) 1 環境省の資料(「H28年度におけるクマ類による人身被害について[速報値]」)に基づき、当局が作成した。
 2 平成28年度分は、4~9月までの暫定値である。

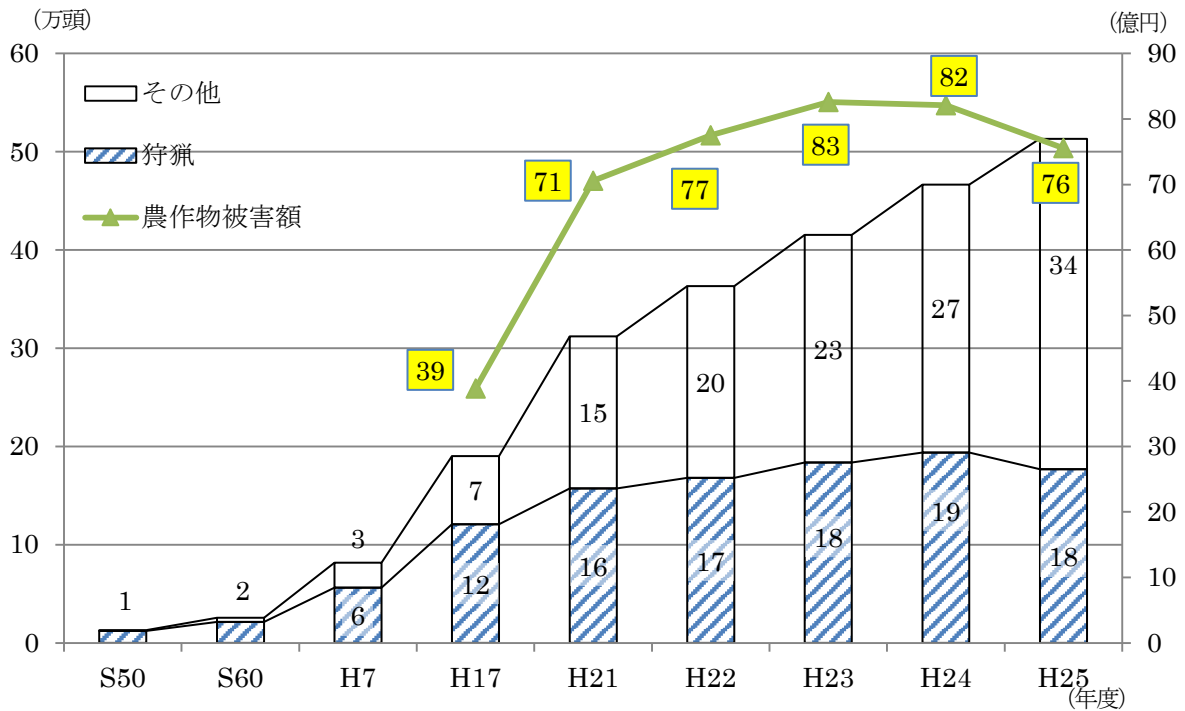
図表 I-⑬ 鳥獣による農作物被害額と捕獲数の推移【全国】

〔イノシシ〕



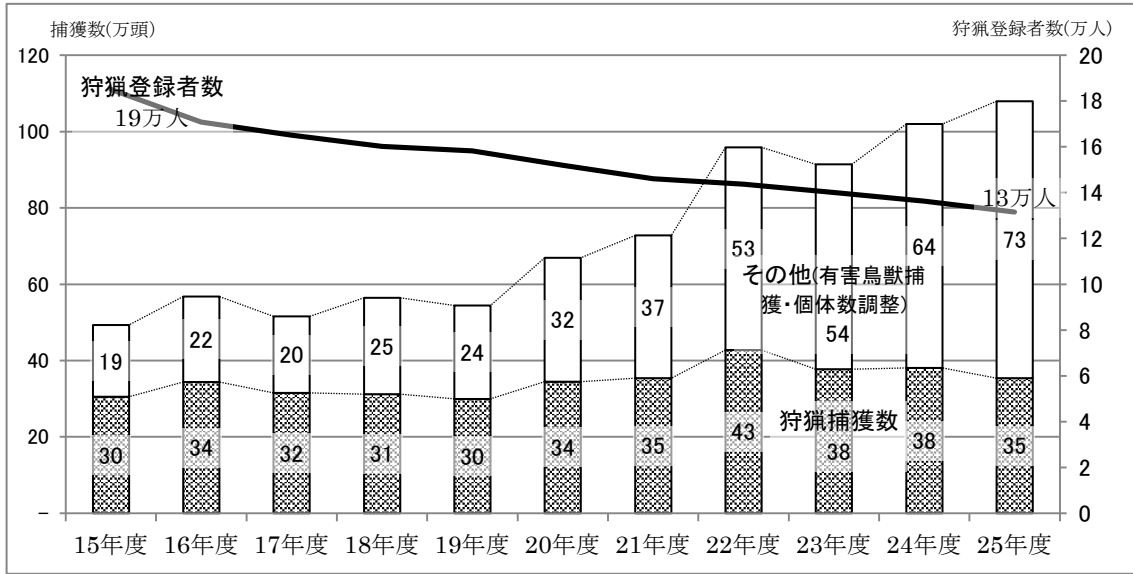
(注) 1 環境省及び農林水産省の資料に基づき、当局が作成した。
 2 「その他」は、有害鳥獣捕獲及び個体数調整を含む。

〔シカ〕



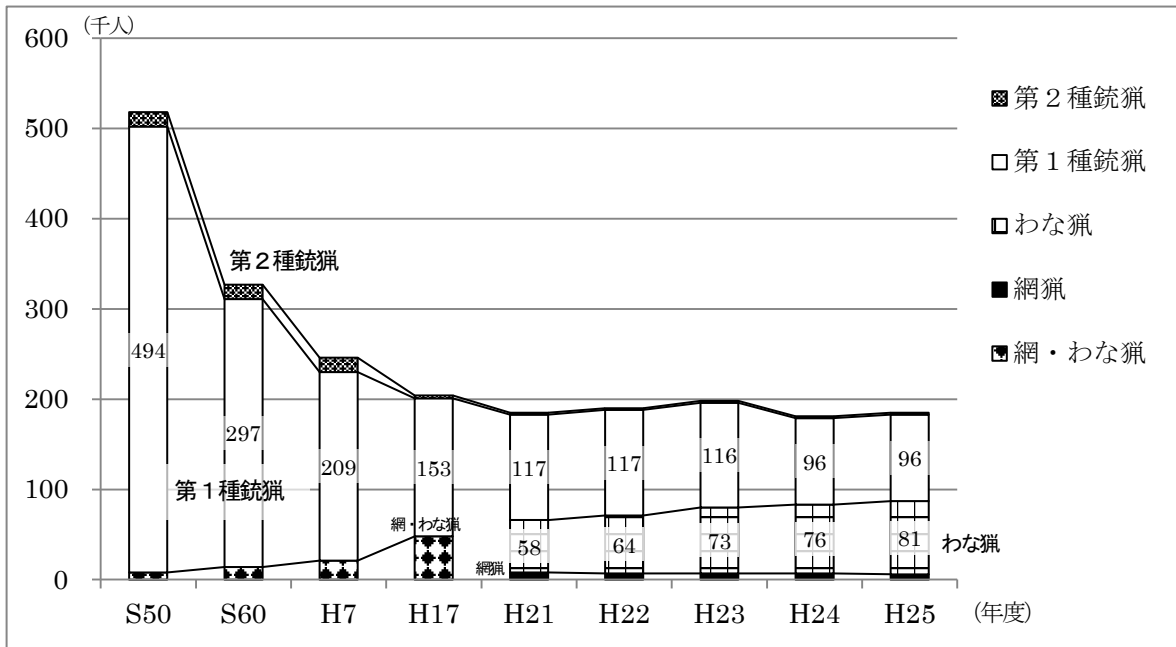
(注) 1 環境省及び農林水産省の資料に基づき、当局が作成した。
 2 「その他」は、有害鳥獣捕獲及び個体数調整を含む。

図表 I-⑭ 狩猟登録者数と獣類捕獲数(狩猟・その他)の推移【全国】



(注) 1 環境省の資料(鳥獣関係統計)に基づき、当局が作成した。
 2 「狩猟登録者数」は、出猟したい都道府県ごとに「狩猟者登録」を行い、狩猟税を納めた者の合計数である。

図表 I-⑮ 狩猟免許所持者数(免許種別)の推移【全国】



(注) 1 環境省の資料に基づき、当局が作成した。
 2 「第1種銃猟」は、散弾銃・ライフル銃、「第2種銃猟」は、空気銃の免許
 3 平成19年度から「網・わな猟」が「網猟」と「わな猟」とに区分された。
 4 なお、複数の種類の免許を所持する者がいるため、合計数は(実人員ではなく)延べ人数となる。

図表 I-⑯ 年齢別狩猟免許所持者数

(単位:千人、%)

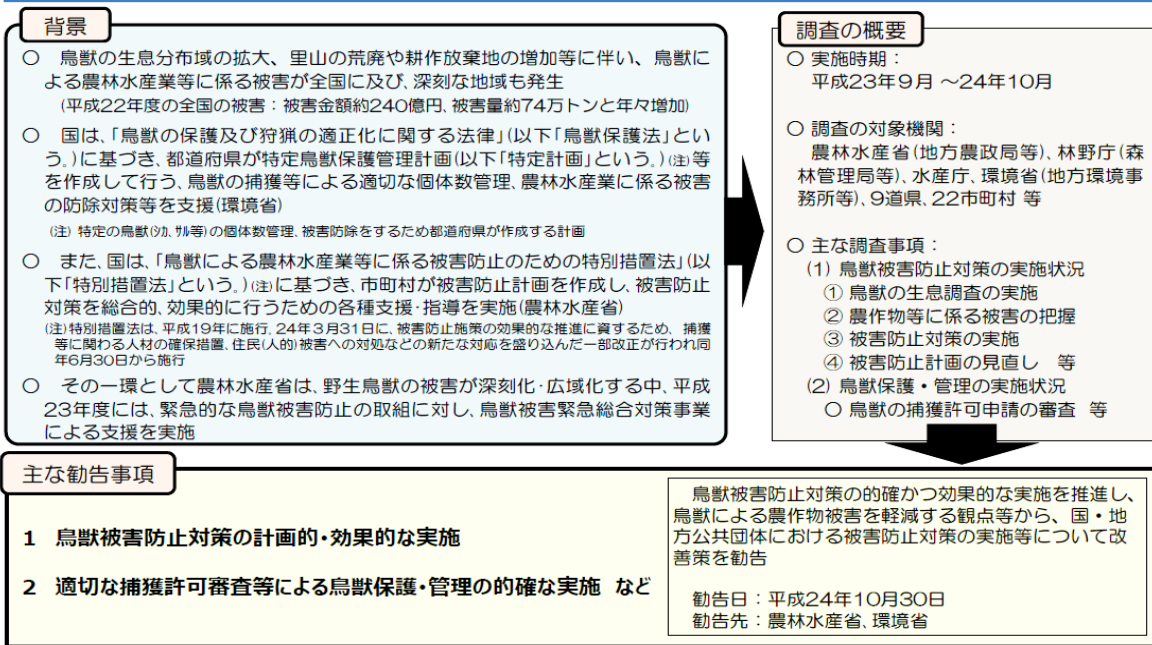
区分	S50 年度	S60	H7	H17	H21	H22	H23	H24	H25
20～29 歳	89 [17.2]	11	4	2	2	3	3	4	4 (4.5) [2.2]
30～39 歳	158 [30.5]	89	16	9	9	9	10	10	11 (7.0) [5.9]
40～49 歳	156 [30.1]	100	75	19	16	16	16	17	17 (10.9) [9.2]
50～59 歳	69 [13.3]	85	77	71	44	41	38	32	31 (44.9) [16.8]
60 歳以上	46 [8.9]	42	74	103	114	122	131	117	123 (267.4) [66.5]
合計	518	326	246	204	186	190	198	181	185 (35.7)

(注) 1 環境省の資料(「年齢別狩猟免許所持者数」)に基づき、当局が作成した。

2 ()内は、昭和50年度を100とした場合の割合、[]内は、合計を100とした場合の割合を示す。

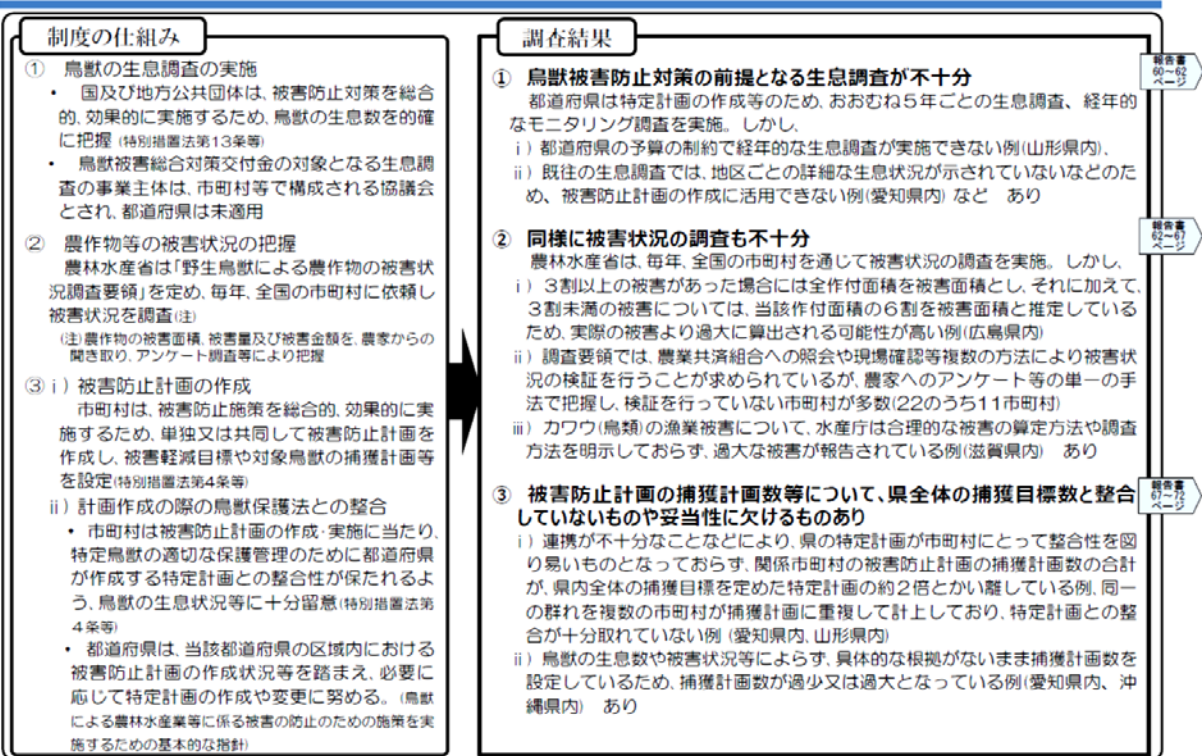
図表 I-⑰ 「鳥獣被害対策に関する行政評価・監視」(平成24年10月30日勧告)の概要

調査の背景と勧告事項

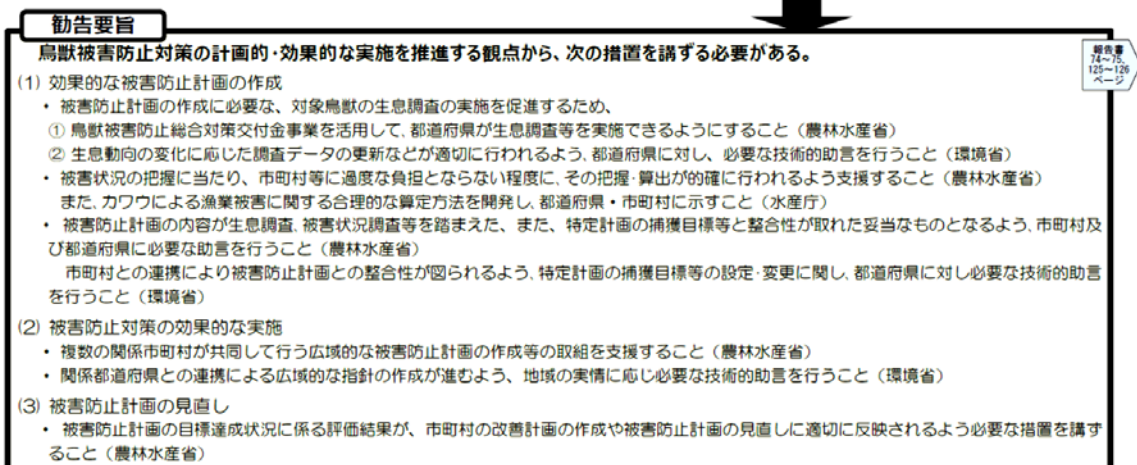
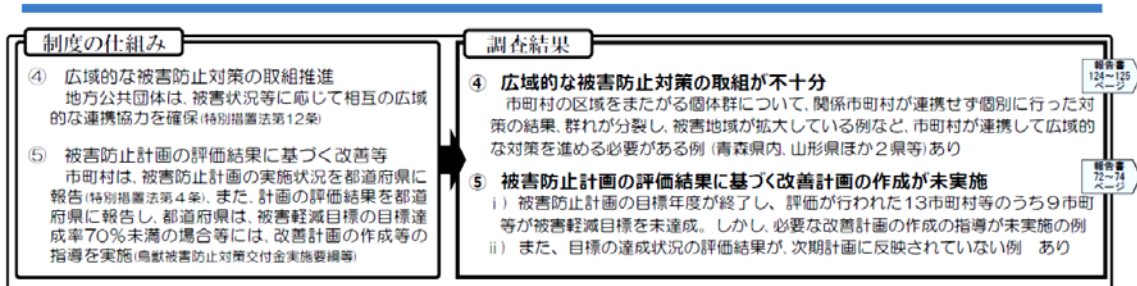


1

1 鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施

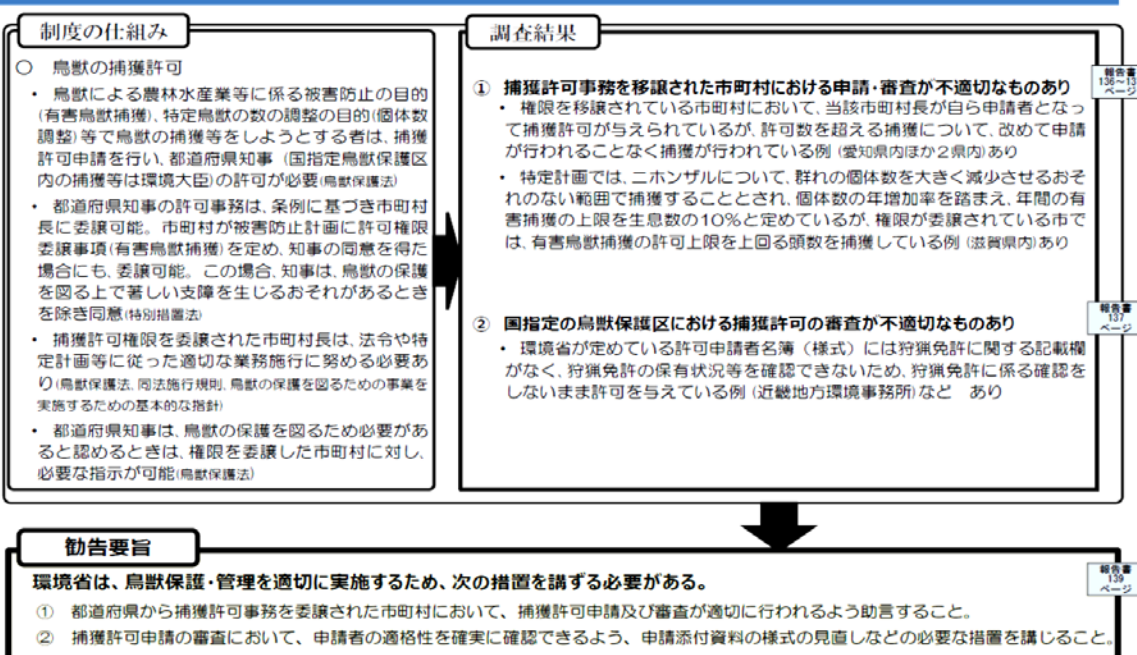


2



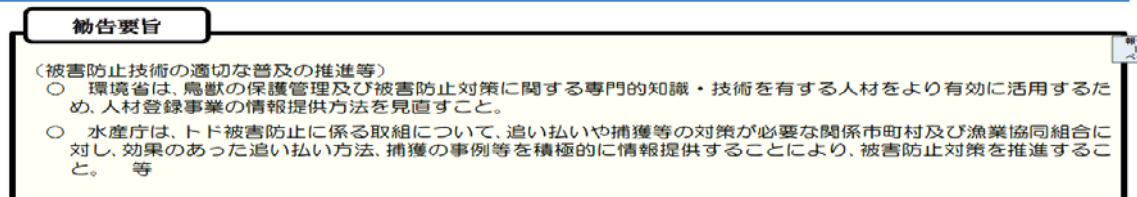
3

2 適切な捕獲許可審査等による鳥獣保護・管理の的確な実施



4

3 その他の勧告事項

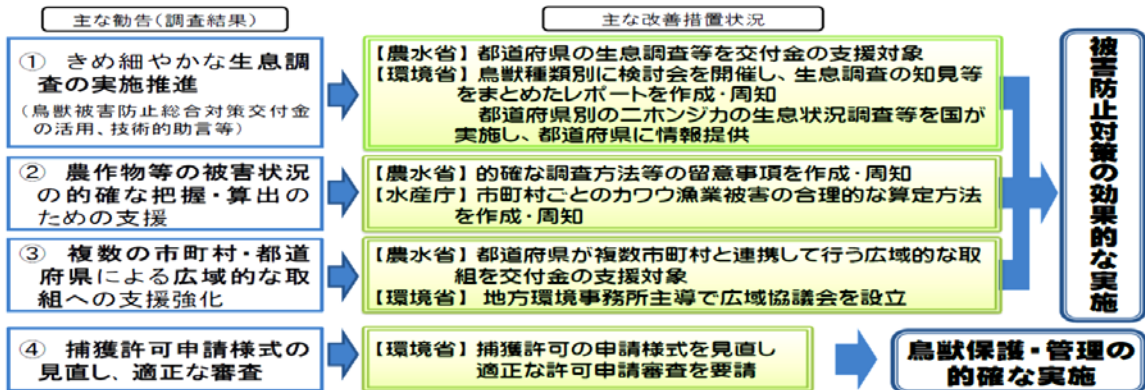


図表 I-⑱ 「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善状況

平成26年9月29日

「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の勧告に対するその後の改善措置状況

【勧告先】農林水産省、環境省【勧告日】平成24年10月30日【1回目の回答】平成25年6月20日～24日【2回目の回答】平成26年9月12日～18日

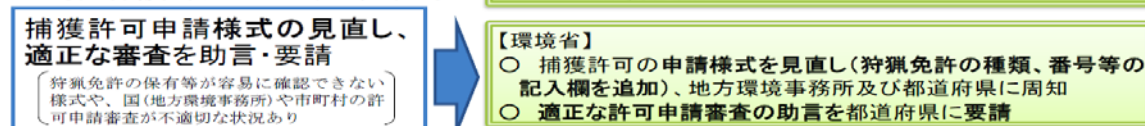


※ 上記のほか、環境省では、新たに鳥獣の管理を図るための措置を導入するなど、鳥獣の生息状況を適正化するための抜本的な対策を講ずるため、鳥獣保護法の一部を改正する法律案を第186回国会に提出(平成26年5月30日公布、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行予定)

1 鳥獣被害防止対策の効果的な実施



2 鳥獣保護・管理の的確な実施等



第3 調査結果

1 鳥獣による経済・社会生活への被害等の実態

(1) 被害の把握及び被害の状況

調査結果	説明図表番号
<p>鳥獣保護管理法第78条の二において、環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況等その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更等、同法の適正な運用に活用するものとされている。</p>	図表 I-① (再掲)
<p>また、平成28年10月に改正された鳥獣保護管理基本指針においても、鳥獣による被害について、①イノシシ、ニホンジカ、サル等の生息分布の拡大増加傾向に伴う生態系、生活環境、農林水産業等への被害が深刻な状況にある、②都道府県は、鳥獣の捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力を努めるものとされている。</p>	図表 I-④ (再掲)
<p>鳥獣被害防止特措法第13条第1項においては、国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況など、農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。とされ、同条第3項において、この法律の運用に当たって、適切にこれらを活用しなければならないとされている。</p>	図表 I-⑤ (再掲)
<p>また、鳥獣被害防止特措法第2条第2項では、被害について「この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。」とされており、鳥獣被害防止基本指針一1(1)「被害の状況」においては、被害として「農作物被害」、「森林被害」、「住民の生命、身体又は財産に係る被害等」等が挙げられている。</p>	図表 I-⑥ (再掲)
<p>鳥獣による被害の把握については、鳥獣被害防止基本指針一2(2)「鳥獣による農林水産業等に係る被害状況の適確な把握」において、「国及び都道府県は、市町村における鳥獣による被害状況の把握に際して、従来から行われている農林漁業者からの報告に基づく被害把握に加え、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りや現場確認を推進すること等により、被害状況を適確に把握する取組を推進する。」とされている。</p>	
<p>さらに、把握した被害結果の活用については、鳥獣被害防止基本指針一2(3)「調査結果の活用」において、「国及び地方公共団体は、被害の状況や鳥獣の生息状況等の調査結果を公表し、被害防止計画の作成等にこれらの調査結果が活用されるように努めるものとする。」とされている。</p>	
<p>今回、国の3機関（関東地方環境事務所、長野自然環境事務所（環境省）及び関東農政局（農林水産省））、4県（茨城県、栃木県、埼玉県及び長野県）及び4県内の12市町における鳥獣による被害の把握及び被害の状況等を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	
<p>ア 国（地方支分部局）における被害の把握等に係る取組</p>	
<p>今回調査した国の3機関では、鳥獣による被害の把握に関し、以下のような取組を行っている。</p>	

① 環境省では、国立公園及び国指定鳥獣保護区の被害状況について把握しており、例えば、関東地方環境事務所では、尾瀬国立公園におけるニホンジカ植生被害調査を実施するなどしている。

また、環境省では、全国のクマ類による人身被害をとりまとめた同省ホームページ上で公表している（「平成〇年度クマ類による人身被害について」）が、これは環境省本省が各都道府県に直接照会しており、関東地方環境事務所及び長野自然環境事務所は携わっていない。

② 関東地方環境事務所では、鳥獣保護管理法を所管する環境省としては、鳥獣保護管理基本指針を策定し、鳥獣保護管理の枠組みを作ること、自治事務として市町村及び都道府県が集めた被害情報を施策に反映させていくことが役割であるとして、農作物被害（関東農政局）や森林被害（関東森林管理局）の被害情報の提供を受けてはいるものの、同事務所が直接には鳥獣による被害を把握することとしていない。

また、地方公共団体が行う被害状況の把握については、助言等を行う機会もなく、また求められたことがないとして、特段の支援等は行っていないとしている。

③ 長野自然環境事務所においても、長野県及び県内各市町村が実施している農林水産省調査要領及び林野庁調査要領に基づく調査には関与しておらず、特段の支援等は求められたことがないとして、行っていない。

④ 農林水産省では、鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な被害防止対策の策定に必要な資料を得ることを目的として、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」（以下「農林水産省調査要領」という。）を定め、毎年度、都道府県、市町村を通じて、鳥獣による農作物の被害状況の調査を実施している。関東農政局では、農林水産省調査要領に基づき、管内都県分を取りまとめて農林水産本省に報告しており、地方公共団体が行う被害状況を把握するための調査方法等については、助言等を求められれば、助言等を行うとしているが、近年求められたことがないとして、これを行っていないとしている。

なお、申請のあった地方公共団体に対し、被害状況調査に係る経費について、鳥獣被害防止対策交付金による支援を行っているとしている。

イ 県における被害の把握等に係る取組

（ア）農作物被害調査

a 農作物被害については、調査対象4県のうち、3県（埼玉県、栃木県及び長野県）では、農林水産省調査要領に基づく調査票により被害状況を把握している。

一方、茨城県においては、当該調査要領に基づく調査票に独自の様式（「平成〇年度鳥獣類による農作物の被害状況及び防除状況」）を追加し、農林水産省調査要領の調査事項に加え、防除対策やその効果、市町村で事業として取り組んでいる駆除対策や被害防止対策などについても把握している。

b 農林水産省調査要領に基づく調査により把握した調査対象4県における平成22年度から27年度までの間の農作物被害金額の推移は、県により区々となっており、①埼玉県では1億数千万円前後で推移し、茨城県では概ね5億円台で推移、②栃木県では27年度に3億7千万円程度まで増加、③一方、長

図表 1-(1)-①

図表 1-(1)-②

野県では9億3千万円程度から6億4千万円程度に減少などとなっている。

また、調査対象4県の農作物被害に係る被害地域の拡大状況に係る認識は、3県（茨城県、栃木県及び長野県）では拡大しているとの認識であり、その理由として次のとおり説明しているが、埼玉県については、平成24年度から27年度までに、被害報告があった市町村数は、山間部が多い県西側を中心として40市町村前後で推移しており、新たに被害報告をする市町村もある一方で、市町村によっては被害がある年とない年があることなどから、必ずしも被害が拡大しているとはいえないとしている。

- ① 茨城県では、過去10年間のイノシシによる被害金額をみると、例えば平成23年度まで被害がなかった県東部の平坦部にある市が24年度に初めて被害（9万7千円）が発生し、翌年度は752万円に跳ね上がるなど、中山間地域から徐々に平坦部に被害が拡大傾向にあるが、中山間地域における被害防止対策が進捗しつつあることや、狩猟者が減ったことが原因ではないかと思われるとしている。
- ② 栃木県では、平成27年度における県内の鳥獣被害の地域的な傾向について、県西南地域では被害が減少傾向にあるが、県央北部では被害が増加傾向としている。
- ③ 長野県では、シカによる被害が大きく減少していない県東部（平成27年度は5千万円程度）及び南部地域（平成27年度は8千万円程度）に加え、県北部（平成22年度に2千万円程度であった被害金額が27年度には約3千万円程度に増加）及び西部（平成22年度の7万円から平成27年度は48万円に増加）にも発生し、被害が拡大しているとしている。

(イ) 森林被害調査

- a 森林被害については、林野庁において、火災、気象災、地震及び噴火並びに森林病害虫等による森林の被害状況を調査し、被害対策に必要な資料を得ることを目的として、「森林被害統計資料調査要領」（以下「林野庁調査要領」という。）を定め、都道府県等を通じて主要な野生鳥獣による森林被害面積を把握、公表しており、調査対象4県では、林野庁調査要領に基づき被害を把握し、林野庁に報告している。

なお、長野県においては、独自に「被害金額」の事項を追加して調査している。

また、栃木県では、森林被害を把握するために、被害区域の拡大の傾向等を踏まえ、平成27年度から、県独自の「獣類による林業被害状況調査要領」を作成し、これにより県内全市町に対し被害状況の調査を依頼し被害情報を入手する方法により、被害状況調査を実施している。（平成26年度までは、委託調査によりシカ及びクマによる被害状況を把握していた。）

なお、県では、把握方法を市町村に被害状況の調査を依頼する方法に変えたことにより、市町の担当者の森林被害に対する意識が高まったものと思われるとしている。

- b 林野庁調査要領に基づく調査により把握した調査対象4県における平成22年度から27年度までの間の森林被害面積は、県により区々となっており、①2県（埼玉県及び栃木県）では増加傾向にあり、そのうち、埼玉県では1,300a程度から3,500a程度に、栃木県では3万2300a程度から4万3600a程度に増

図表 1-(1)-③

図表 1-(1)-④

<p>加、②一方、長野県では減少傾向にあり、38万5000a程度から25万3000a程度に減少、③茨城県では森林被害は発生していない、などとなっている。</p> <p>なお、長野県は、被害の減少傾向について、木材価格低迷により皆伐して植林することが少なくなっており、カモシカ及びニホンジカの被害に遭いやすい樹種であるスギ・ヒノキの若木の植樹が減ってきているためと思われるとしている。</p> <p>さらに、独自に、被害面積のほか、被害金額を算出している栃木県及び長野県についてみると、</p> <p>① 栃木県では、平成22年度の2億8千万円程度から24年度には1億9千万円程度まで減少したものの、その後増加傾向にあり、27年度には4億9千万円程度となっている。</p> <p>② 長野県では、平成22年度からの27年度までの5年間で、23年度の5億6千万円程度が最大の被害額となっているが、翌年度以降は減少しており、27年度には3億2千万円程度となっている。</p> <p>(両県において被害金額を算出している経緯等については、後記1(3)ア(イ)a参照)。</p> <p>また、調査対象4県のうち、森林被害は発生していないとしている茨城県を除く3県の森林被害に係る被害地域の拡大状況に係る認識は、以下のとおりである。</p> <p>① 長野県では、シカによる被害地域が拡大しているとしており、その理由として、県全体の被害額は平成22年度の3億円程度から27年度には1億9千万円程度まで減少したが、県南部の被害金額が最も多く(27年度で1億4千万円程度)、次いで県東南部の被害が多いが、25年度から県北部でも被害が発生してきており(27年度で75万円)、また、県西部でも少額の被害金額が生じていることが確認できたためとしている。</p> <p>② 栃木県では、平成22年度以降の被害市町数は、8市町のままで新たな市町への拡大はないものの、被害面積は増加しており、既に被害が発生している市町内では、被害地域は拡大しているとの認識である。</p> <p>③ 埼玉県では、全体の被害面積は増加している一方で、被害地域は拡大していないとの認識であり、平成23年度から27年度までの間に、被害市町村数は減少(12→9市町村)している。</p> <p>(ウ) その他の被害の把握</p> <p>調査対象4県の中には、国が調査している農作物及び森林被害以外の被害(以下「その他被害」という。)については、住民や市町村等からの連絡等により次のような被害情報を把握している例がみられる。</p> <p>① 住宅地等へのイノシシ出没情報、カワウによる生活環境被害及びニホンジカによる自然植生被害情報(埼玉県)</p> <p>② 具体的な被害面積、被害額、被害人数等は把握していないものの、農業施設に係る被害(マルチシート(注)の損壊、畦畔・法面や水路等の損壊、ビニールハウスの損壊)やヤマビルによる林業者への吸血被害、生活環境被害(家屋への侵入に伴う糞尿被害、雨どいの損壊)情報等(栃木県)</p> <p>(注) 土壌の乾燥防止、雑草の生長の抑制等を目的として、畝を覆うシートを指す。</p>	<p>図表1-(1)-⑤</p> <p>図表1-(1)-⑥</p> <p>図表1-(1)-⑦</p>
--	--

<p>③ 統計データとして集計しているものとして、i) クマによる人身被害の発生状況、ii) ニホンジカの一般道や高速道路上での衝突事故や鉄道での列車との衝突事故発生件数（長野県）</p> <p>なお、茨城県では、その他被害について、月1～2件と被害が少なく、体系的に把握・整理を行っていないとしている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑧</p>
<p>ウ 市町村における被害の把握等に係る取組</p>	
<p>(ア) 農作物被害調査</p>	
<p>a 農作物被害については、調査対象12市町では、農林水産省調査要領に基づく調査票により被害状況を把握しており、その把握方法は様々である。（詳細は、1(2) 農作物被害状況調査における被害状況の把握手法参照）</p>	
<p>b 農林水産省調査要領に基づく調査により把握した調査対象12市町の農作物被害金額の増減傾向は様々となっているが、増加しているものは4市町、減少しているものは6市町、横ばいとなっているものは2市町であった。</p>	<p>図表 1-(1)-⑨</p>
<p>その傾向について、調査対象市町から以下のような説明があった。</p>	
<p>① 増加傾向にある市町では、原発事故の影響により、イノシシの肉の出荷制限が行われたために、狩猟によるイノシシの捕獲の減少がイノシシの増加につながり、被害が増加しているのではないかと。また、地形的に、周辺に山が多く、防護がしづらいことも原因ではないかと。</p>	
<p>② 減少している市町では、平成23年度及び24年度にニホンジカ対策のために設置した電気柵の効果が現れたために、被害が減少した。</p>	
<p>③ 横ばいとなっている市町では、平成22年度から27年度の農作物被害は、被害面積、被害量及び被害金額ともに減少してきていたが、24年度以降は、ほぼ横ばいで推移している状況にある。被害が集中していた地域で防護柵の整備が進んで被害が減少したが、山間地の林縁部に所在する農地での被害が続いて発生しているために、大きくは減少していない。</p>	
<p>また、調査対象12市町の農作物被害に係る被害地域に係る認識は、拡大しているとするものが5市町、変化なしとするものが4市町、移動しているとするものが3市町であった。</p>	<p>図表 1-(1)-⑩</p>
<p>その認識の根拠等について、調査対象市町では次のとおり説明している。</p>	
<p>① 拡大しているとする市町では、イノシシ被害に係る分布図（市町作成）をみると、平成28年度は27年度と比較して山間部から徐々に平坦部にイノシシの出没や農地への侵入が拡大していることが確認できる。</p>	
<p>② 変化なしとする市町では、市町内全域で被害が発生しており、変化していない。</p>	
<p>③ 被害地域が移動しているとする市町では、平成21年度より設置を行っている防護柵により、シカの被害は総体として減少してきている一方、防護柵設置地区近隣で被害が増えたという事例がある。</p>	
<p>一方、今回、各市町の農業生産者や狩猟者に対して、鳥獣による被害について調査を行ったところ、農業生産者から以下のような農作物に係る被害情報が聴かれた。</p>	<p>図表 1-(1)-⑪、⑫</p>
<p>① 昭和60年からりんご園（126本）を経営し、55万円売り上げたこともあったが、りんごに袋をかけたところをサルに食べられ、全滅させられ、イノシシに食べられることもあった。</p>	

作業中に従事者がけがをしたこともあり、経営を諦めて、平成21年1月に全ての木を切った。

- ② 水稲については20年以上前からイノシシの被害にも遭っている。水田に入り込み、ぬた場にしてしまうほか、あぜ道を掘り返したり、掘り返した土で水路を埋めたりするなどして、今年度はほぼ全滅の20haの被害であり、収穫できなかった。

なお、農林水産省が公表している農作物被害に含まれるとみられる農作物被害についてみると、2市町の3名は農作物被害を報告していないとしており、その理由はいずれも、市町から被害報告を求められていないため、としている。

(イ) 森林被害調査

- a 森林被害については、調査対象12市町のうち、7市町において、林野庁調査要領に基づいた県からの照会に対し、市町職員等が森林の巡視や他の業務の際に把握する、森林組合等に照会するなどの方法により森林被害を把握しているとしている。

このうち、2市町では、平成26年度までは、県から森林被害情報を入手していたが、27年度からは、県の被害情報の収集方法の変更に伴い自ら被害情報を把握しているとしている。

森林被害の把握を行っていないとする5市町では、①県に報告するための森林被害面積は把握していないが、市町職員等が森林の巡視や他の業務の際に被害状況を把握している(2市町)、一方で、②県が把握していること(1市町)、③県から報告を求められていないこと(1市町)、④市内に林業経営を行っている者がいないこと(1市町)などの理由で、市町自ら森林被害を把握していないとしている。

- b 林野庁調査要領に基づく調査により森林被害面積を把握している7市町のうち、2市町では、被害は発生していないとしている。

また、調査対象12市町のうち、継続的に森林被害面積を把握している3市町及び被害面積は把握していないが被害状況を把握している2市町の森林被害に係る被害地域に係る認識は、拡大傾向が4市町、縮小傾向が1市町、不明としているものが1市町となっている。

森林被害面積を継続的に把握していた3市町の推移をみると、いずれも近年では減少傾向にある。3市町では、その理由として、次のとおり説明している。

- ① シカに対する捕獲圧の増加、新規植林の減少及び暖冬傾向で冬期でも樹皮以外の食物の摂取が可能など、複合的な要因が考えられる。
- ② カラマツ、アカマツが主要な樹種であるため、剥皮被害も少なく、近年は森林施業のうち、被害に遭いやすいスギやヒノキの植栽が少ないこともあり、被害の報告件数がほとんどない。

なお、上記3市町では、森林被害金額も把握しており、いずれも減少傾向にある。

図表 1-(1)-⑬

図表 1-(1)-⑭

<p>(ウ) その他の被害の把握</p> <p>a 調査している農作物及び森林被害以外のその他の被害については、10 市町において、住民、警察、市町内他部署等からの連絡を受けて被害を把握している。</p> <p>そのうち、3 市町では、住民からの連絡に加え、以下の方法により被害情報を把握している。</p> <p>① 農業委員が農地の利用状況調査の際に被害を把握</p> <p>② 職員が市町内を巡回する中でも把握</p> <p>③ 農業生産者に配布する調査票による被害調査によっても把握</p> <p>また、住民から連絡があった情報を整理するために独自に様式を定めている市町が 2 市町みられ、それらの市町では、それぞれ次のような取組を行っている。</p> <p>① 住民から寄せられた情報を、市町で独自に定めたメモ (注) に記入し、相談への対応状況等の進捗を確認している。(平成 26 年度は 158 件。うち、生活被害 132 件等)。</p> <p>(注) 主な記録内容は、通報年月日、被害場所、加害動物、被害状況等</p> <p>② 市町内における野生鳥獣に係る出没・被害に係る住民からの情報を、市町で独自に定めた記録簿 (注) に記録し把握している。(平成 27 年度は、53 件 (41 件の出没情報及び 12 件の被害情報)) なお、農作物被害以外の情報や目撃情報等もあることなどから、農林水産省調査要領に基づく調査としては報告していない。</p> <p>(注) 主な記録内容は、加害種 (「イノシシ」、「シカ」等)、種別 (「出没」、「被害・痕跡」等)、確認日時、出没位置、出没や被害の状況、等</p> <p>このほかに、有害鳥獣捕獲許可申請時の申告により把握するとしているもの、被害を把握するアンケートの配布及び職員による現地調査により把握するとしているものがみられる。</p>	<p>図表 1-(1)-⑮</p>
<p>b 以上のような把握方法により、調査対象 12 市町が把握している被害としては、「住宅・敷地への動物の侵入」及び「ニホンジカと車両との衝突」などがある。</p> <p>一方、今回、各市町の農業生産者からも、鳥獣による被害について聞き取り調査を行ったところ、次のような被害情報が把握された。</p>	<p>図表 1-(1)-⑯</p>
<p>① 農業関係被害</p> <p>i) 自家消費農作物の被害</p> <p>○ 電気柵で二重に囲って植えておいた自家消費 (注) の安納いも 200 本をイノシシに全て食べられてしまい、とてもがっかりした。</p> <p>○ 今年 6 月頃、自家消費のブルーベリーを、ハクビシンに食べられてしまった。</p> <p>(注) 農林水産省調査要領では、栽培実態及び被害状況の把握が困難であることを理由として、自家消費に栽培する作物 (家庭菜園) は農作物被害には含めないこととされている。</p> <p>ii) 農業施設等の被害</p> <p>○ 毎年冬期に畦畔をイノシシに壊されており、今年は 50m 程度の範囲でところどころ被害を受けた。機械で土を盛って畦畔を復旧した (10 分程度)。</p>	<p>図表 1-(1)-⑰ (再掲)</p>

② 生活環境被害

i) 出没による不安

- 小学生が、下校時などにシカやイノシシと遭遇し、怖い思いをすることがあった。現在は、地区全体で防護柵の整備に取り組んでおり、そのような機会は被害は大きく減少した。

ii) 衝突事故

- 何年か前に、私の妻が運転する新車がシカとぶつかって、修理が必要になった。契約していた自動車保険の補償対象外であったため、修理代全額を自己負担した。

iii) 家屋侵入

- ある家で、生ゴミを家の外に出していたために、クマに家の中に入られ、冷蔵庫の中身を食べられたと聞いた。家人は寝ていて気付かなかったそうだが、今も生ゴミを外に出しているそうで、今年もクマが出没したと聞いた。

また、今回調査した農業協同組合及び狩猟者からも、次のような被害情報が把握された。

① 農業協同組合

- i) 山間部では、住宅や駐車場がイノシシによって荒らされたりすることもある。
- ii) 防護柵の損壊は聞いており、農業生産者に対する支援として、防護柵の設置、修理、助言等を行っているため、防護柵の修理や対象鳥獣の変更に伴う柵のバージョンアップも含めると、年に20件ほどの依頼に対応している。
- iii) 高齢化で労力不足となっているところに大きな鳥獣被害を受けると、それが決定打となって離農してしまうというケースは確かにある。結局、各農家が野生動物を寄せ付けない対策を取るしかない。
- iv) ハクビシン、サル、カラスによる被害が増えたと実感している。特に、穀類を食べるハシボソカラスが100羽、200羽単位で飛来して、コンバインで収穫したものを食べてしまう。捕獲檻を設置しても思うように捕獲できない。

② 狩猟者

- i) サルが民家の物置に侵入して、保管している農作物（サツマイモ、ジャガイモ等）を食い散らかしたり、人間が近づくと威嚇したりするので怖い。小学生や大人が橋上でサルに威嚇され、怖い思いをしている。
- ii) 空き家が多くなり、宅地の石積みブロックや土手が鳥獣に崩され危険な状況になっている。
- iii) 平成15年頃よりイノシシの被害が発生していたが、現在では沢が河原となり、土砂流出の恐れがある状態である。また、家の裏山でもイノシシの穴に水がたまり、土砂流出が生じ、補強工事が実施された例がある。
- iv) 防護柵にて四足動物（シカなど大物）はある程度防げるようになったが、賢いサルの対策がなく、農業への意欲が失われ、次第に耕作放棄地が増えている。

図表 1-(1)-⑰

図表 1-(1)-⑱

以上のように、鳥獣による被害については、その代表的なものとして、農作物被害や森林被害について毎年調査が行われているが、様々な制約等から調査対象となる被害の中には、把握されていないものがみられる。

また、国において調査することとしているもの以外にも、自家消費用農作物や農業施設の被害、生活環境被害、交通被害や生態系被害など、様々な地域で様々な態様で被害が現れており、県、市町村が各々工夫してその被害を把握し、特に住民に危険な場合には、出没情報として提供し、注意を促すなどの対応を講じている。

図表 1-(1)-① 鳥獣による農作物被害の把握に係る茨城県の実施内容

農林水産省調査要領に基づく調査票に独自の様式（「平成〇年度鳥獣類による農作物の被害状況及び防除状況」）を追加し、防除対策やその効果、駆除対策など農林水産省調査要領の調査事項以外の内容についても把握している。

表 茨城県における農作物被害状況の把握概要

区分	農林水産省調査要領	調査事項
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥獣種類別、作物別被害面積、被害量及び被害金額 ○ 被害の特徴 ○ 被害状況の把握に当たって用いた方法 	<ol style="list-style-type: none"> 1 種類別農作物被害状況及び防除状況 鳥獣種類別、農作物別被害面積、収穫皆無換算面積、被害量、被害金額、発生時期、発生地域、被害状況の把握に当たって用いた方法並びに防除対策及び防除効果 2 被害の特徴 3 市町村で事業として取り組んでいる駆除対策及び被害防止対策 市町村で事業として取り組んでいる駆除対策（事業名、事業費、補助率、実施時期、駆除実施許可者、駆除実施申請者及び駆除実施者） 市町村で事業として取り組んでいる被害防止対策（事業名、事業費、補助率及び事業内容） 4 被害状況の把握に当たって用いた方法

（注）茨城県提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-② 調査対象 4 県における鳥獣による農作物被害金額の推移 (単位：千円)

都道府県	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
埼玉	134,915	170,426	163,336	133,260	142,475	120,256
茨城	610,346	575,315	507,497	491,313	590,746	556,383
栃木	261,898	291,222	308,164	295,644	353,839	371,990
長野	931,166	852,900	794,203	733,950	706,846	641,800

（注）調査対象 4 県から提出された資料に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-③ 鳥獣による森林被害の把握に係る取組内容

都道府県	取組内容
茨城	(県では、森林被害はないとしている。)
栃木	<p>栃木県では、林野庁調査要領を踏まえ、平成 26 年度までは県内の森林被害の主な鳥獣であるシカ及びクマによる被害について、委託調査（栃木県森林組合連合会に対する野生鳥獣被害防除事業調査業務委託）により、被害情報を把握し、それ以外のウサギ等の獣種による被害については、直接、森林組合等に照会を行い把握していた。</p> <p>しかし、被害区域の拡大の傾向を踏まえ、平成 27 年度からは、県独自に「獣類による林業被害状況調査要領」を作成し、県内全市町に対し被害状況の調査を依頼し、被害情報を入手する方法に変更している。</p> <p>上記のように把握方法を変えたことにより、市町の担当者の森林被害に対する意識が高まったものと思われる。</p>
長野	<p>林野庁調査要領に「被害金額」及び「被害時期」の調査事項を加えた「平成〇年度野生鳥獣による林業被害調査票」を作成し、市町村に対し報告を求めている。</p> <p>森林被害の判断は第一義的には林業事業体に委ねられているが、前年度と比較して被害実績が大きく変動等している場合には、県地方事務所林務課鳥獣対策専門員が直接、森林組合等に照会して被害状況や経緯等を把握するとともに、被害木の撮影写真を徴して当該年度の被害として含めるべきか、除外するべきかなどを判断している。</p> <p>さらに、必要に応じて市町村担当職員も帯同して現地確認している。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-④ 調査対象 4 県における鳥獣による森林被害面積の推移

(単位：a)

都道府県	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
埼玉	1,269	2,138	2,749	2,714	3,014	3,543
茨城	(被害なし)					
栃木	32,316	45,944	37,130	36,836	35,763	43,599
長野	385,238	367,905	426,237	280,769	396,380	253,471

(注) 調査対象 4 県から提出された資料に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-⑤ 栃木県及び長野県における鳥獣による森林被害金額の推移

(単位：百万円)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
栃木	275	260	192	326	364	491
経済的被害	150	141	106	166	206	268
公益的被害	125	119	86	160	158	223
長野	560	565	470	414	363	324

(注) 1 栃木県資料及び長野県資料に基づき、当局が作成した。

2 栃木県分は、シカ及びクマによる被害に限定されている。

図表 1-(1)-⑥ 埼玉県が把握しているその他被害

区分	概要
水産業被害・生活環境被害	<p>カワウにより、アユ等の有用魚種の食害を受けている。正確な食害量は不明であるが、カワウは1日約500g程度の餌が必要とされている。</p> <p>県内には2,084羽が生息するとされており、近隣都県からの飛来もあるため、カワウによる食害は漁獲量の減少の要因となっている。</p> <p>なお、県内の漁獲量はピーク時であった昭和61年の3,459tからカワウの飛来数増加に伴い減少し、平成25年には126tとなっており、漁獲量の減少に伴い、遊漁者も減少している。</p> <p>また、カワウのふんによる悪臭被害や、国営武蔵丘陵森林公園などにおいて、カワウのコロニー（集団営巣地）における樹木の枯死が生じた。</p>
生活環境被害	<p>平成26年度から、野生鳥獣による人身被害が発生した場合及び人身被害が発生する危険性が高い場所に大型の野生鳥獣が出没した場合に、被害発生日時、場所、被害状況等の情報を提供するように、市町村に求めており、平成27年度は、6件（うち1件は見間違い）のイノシシ等の出没状況を把握している。</p>
生態系被害	<p>ニホンジカによるヤナギラン等の希少な高山植物やスズタケをはじめとするササ類の食害が発生している。</p> <p>県西部を中心に実施した平成27年度自然植生被害等調査結果によると、ササの健全度が3（「半分程度が枯死している（枯死率30～75%程度）」）以上又はササのないメッシュ数が、同年度は75メッシュ中40メッシュと半数以上であった。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑦ 栃木県が把握しているその他被害

区分	概要
農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ シカによるマルチシートの損壊(1市町) ○ イノシシによる畦畔・法面、水路等の損壊(15市町) ○ ハクビシンによるビニールハウスの破損(5市町)
林業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ シカ用防護柵の破損 ○ ヤマビルによる林業者への吸血被害
畜産業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜(牛)への加害・損傷(2市町) ○ 牛用餌の盗食(3市町)
水産業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ カワウの生息数が、平成23年度の1,996羽から27年度には2,513羽へ約25%増加していることから、カワウによるアユ等の食害が拡大していると考えられる。ただし、魚は養殖池などで養殖しているものではないので被害数、被害額等を数量化することはできない。 ○ カワウによる有用魚種の食害の影響により、遊漁者数が減少
生活環境被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハクビシン及びアライグマによる家屋への侵入に伴う糞尿害(10市町) ○ サルによる家屋(雨樋)の損壊(2市町) ○ イノシシによる庭地等への侵入(1市町) ○ カワウのふん害による公園やゴルフ場等観光施設の美観悪化 ○ イノシシによる河川堤防の掘り起こし ○ 自動車との衝突等

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑧ 長野県が把握しているその他被害

機関	区分	被害の概要
本庁	生活環境被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度のクマによる人身被害件数（人）は 6 件（6 人）であり、ここ 10 年間で最も件数が多い 26 年度の 31 件（32 人）と比べると激減している。 ○ ニホンジカとの一般道や高速道路上での衝突事故及び鉄道での列車との衝突事故件数は、平成 26 年度は道路上で 288 件（一般道 263 件、高速道路 25 件）、鉄道で 57 件、合計 345 件であった。
地方 事務所	農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥獣被害を受けたことをきっかけとして、高齢を理由に営農をやめてしまう例があると聞いている。
	林業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採して製材したときに、クマの爪痕が原因で腐食が進んでいることが判明する等、森林被害調査時点では把握されていない被害も発生している。 ○ 植林に伴う各種鳥獣被害防止の対策を行うと、植林してから最初の 5 年間に 135 万円/ha・年程度の経費がかかるため、それほどのコストをかけてまで林業を続けようという意欲は失われてしまい、「鳥獣被害に遭うので、植林しない」という例があると聞いている。
	畜産業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミツバチの巣箱の食害が発生している。 ○ 近年ではシカの生息数が増えているが、高原頂上にある牧場では、シカに牧草が食べられてしまい、牛が牧草を食べられずに成育が不十分になるなどの被害が発生した。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(牧場管理者の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> i) シカによる牧草の食害は平成 18 年度頃から認識し始め、22 年度、23 年度頃がピークであった。 ii) 県農業改良普及センターに依頼して放牧牛の成育状況を調べてもらったところ、乳牛の一日当たり平均増体量（DG (g)）に変動があり、食害が成育に悪影響を与えているのは確かであることが分かった。 iii) 牧場内のシカの有害駆除や防護柵設置に要した経費は、平成 20 年度以降では人件費やその他の支出で約 900 万円であるのに対し、有害駆除作業受託収入等は約 500 万円にとどまり、約 400 万円の支出超過となっている。 </div>
	水産業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ カワウなどによる有用魚種の食害が発生している。 ○ また、有用魚種が減少することにより、遊業者が減少している。
	生活環境被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 列車との衝突事故及び高速道路上での衝突事故が生じている。 ○ 家庭菜園も食害に遭っているが、被害金額として把握することは困難である。 ○ ツキノワグマによる人身被害が、管内で平成 27 年度に 2 件発生している。

機関	区分	被害の概要
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ハクビシンが家屋に入り込んでしまったが、どう対応したら良いのか。」という住民からの相談が、毎年 10 件程度寄せられている。 ○ 交通事故による鳥獣の轢死体などが発生していることについては、県建設事務所から連絡を受けている。
	生態系被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ カラスの果樹被害が大きく、野生生物の卵を補食するなど自然環境に対する被害をももたらしている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑨ 調査対象 12 市町における鳥獣による農作物被害金額の推移 (単位：千円)

市町村	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
A	2,763	1,256	1,169	3,371	6,185	2,548
B	8,402	6,977	4,258	7,657	16,028	4,632
C	11,048	9,493	11,664	9,533	9,677	9,506
D	35,883	30,142	23,907	11,492	11,607	9,849
E	9,244	7,877	7,221	6,985	6,916	6,902
F	2,414	4,829	7,997	6,677	13,446	17,659
G	5,086	40,348	29,771	29,199	36,615	24,409
H	20,026	15,950	11,080	12,540	13,840	28,447
I	53,080	42,424	31,302	29,783	31,171	31,220
J	19,948	71,672	60,228	48,653	51,348	44,356
K	67,494	68,067	62,561	58,284	56,801	45,847
L	182,285	174,714	177,052	176,515	173,986	186,873

(注) 調査対象 12 市町から提出された資料に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-⑩ 近年の農作物被害地域に係る調査対象 12 市町の認識

市町村	傾向	概要
A	一部拡大傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民等からの被害情報から、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの被害においては、山間部において多く発生している。特定の地区においてニホンザルによる被害が年々増加する傾向にある。ニホンザルによる被害については、対策が困難なため、鳥獣被害対策を推進する上で大きな課題となっている。 ○ 市街地である市町の中央部や、農用地が広がる市町東部地区においては、現状ではイノシシやニホンジカ、サルの被害はほとんど発生しておらず、アライグマやハクビシンなどの小動物による被害が主なものである。特に市町東部では、果樹農家が多いことから、山間部に比してハクビシンによる被害が目立っていたが年々減少傾向にある。これは、自己防衛による一定の効果が出ているものと考えられる。 ○ アライグマに関しては市町内のほぼ全域において被害が発生している。捕獲頭数も隔年で増減を繰り返しているが全体的にみて右肩上がりに増加している。
B	変化なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町内全体で被害が発生している。
C	拡大傾向	<p>【本庁管内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ニホンザルについては、ある群による被害は、2 地区へ発生区域が拡大し、別の群による被害は、3 地区へ発生区域が拡大している。 ○ イノシシについては、全体的に数年に一度の頻度で被害が発生するに止まっていたが、2 地区においては、毎年被害が発生するようになってきており、地域内に常時生息していると考えられる。 ○ ニホンジカについては、河川沿いでの生息が頻繁に確認されており、ここを中心に被害が急激に拡大している。また、閉鎖されたゴルフ場内で寝泊まりをしている状況が発生し、周辺での被害が拡大している。

市町村	傾向	概要
		<p>【支所管内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ イノシシによる被害が中心であったが、ここ数年ニホンジカによる被害が管内全域で頻繁に発生するようになってきており、昼夜問わず、ニホンジカを庭先で目撃するようになった。 ○ ニホンザルによる農作物被害が、捕獲により一時減少したが、今年に入り被害が頻繁に発生し始めた。 ○ ニホンザルによる被害は、もともと管内全域で発生しているが、ここ数年、河川沿いを中心にニホンジカによる被害が急激に発生するようになった。
D	変化なし	渡り鳥が増えていないことや、残渣物は捨てるよう農家に指導しており、被害地域は拡大していない。
E	変化なし	鳥獣による農作物の被害は、年間を通じて南北問わず市町内全域で被害が発生している。
F	拡大傾向	以前の拡大状況は不明であるが、市町で作成しているイノシシ被害に係る分布図をみると、平成28年度は27年度と比較して山間部から徐々に平坦部にイノシシの出没や農地への侵入が拡大していることが確認できる。
G	拡大傾向	イノシシの行動範囲が広まり、中山間地域だけではなく平地部等の被害情報が増加しているほか、ハクビシンやタヌキの被害も増加している。また、住宅地区でのカラス、ムクドリ等の鳥類に係る住民からの苦情も多くなりつつある。シカについては捕獲や出没が増えており今後は山林等での被害が懸念される。
H	変化なし	市町の中央部を東西に流れる河川の北部の山間地域を含む地域全域でイノシシ等により平成22年度以前から発生しており、それに対して南部では被害情報がないことから、被害地域は拡大していないと認識している。
I	拡大傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○ イノシシとニホンジカについては、市町内山地のほぼ全域に分布している。特にイノシシについては、河川を移動ルートとしているため、一部の河川敷や河川流域の平野部にも分布するとともに、集落周辺の里山に多く分布する傾向にある。 ○ 被害地域としては、ある地区では駅・小学校を中心とした市街地、別の地区では、駅、小・中学校を中心とした市街地を除く全域が以前から被害地域となっている。また別の地区では、他地区に接する3町、一級河川に接する3町が以前から被害地域となっており、毎年、被害地域は中心市街地に向かい拡大傾向にある。 ○ ニホンザルについては、市町内山地に分布しているが、分布域が南下し市街地周辺に離れザルが出没している。ハクビシン、カラス、ヒヨドリは市町内全域に分布し、アライグマについては情報が少なく、分布状況、被害状況は不明である。 ○ 被害状況を把握するために農業生産者に対し行っているアンケートでは、一級河川に接する地域では被害がないが、市町職員がイノシシによる農作物被害を確認しており、被害地域の拡大状況は、農業生産者に対し行っている当該アンケート調査結果より深刻であると推測される。

市町村	傾向	概要
J	一部移動	平成 21 年度から設置を開始した防護柵により、設置済み地域を中心にシカ、イノシシの被害は減少したが、逆に防護柵未設置地域でこれら大型獣の被害が増加傾向にある。しかし、鳥類による被害は市全域で発生しているため、明確な特徴等はみられない。
K	移動	市町内の山間地の林縁部の農地において被害が顕著である。特に市町内の東側に集中していたが、国庫補助を利用した鳥獣侵入防護柵の設置が進んだ地域を含め野生鳥獣による農地の被害が減少している。 被害地域の拡大(移動)状況は、市町内においては防護柵未設置地域への移動が認められ、同じく他市町村の未設置地域への移動もあるのではないかと推察される。
L	移動	平成 21 年度より設置を行っている防護柵により、シカの被害は総体として減少してきている。 防護柵設置地区近隣で被害が増えたという事例がある。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑪ 調査対象 12 市町の農業生産者が受けた被害例

番号	被害	被害を受けての対応	受けた被害に対する支援	意見
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年 6 月はじめの苗を植えた時期に、シカが柵を破って水田（1～2a）に入ってきて、稲が踏まれてしまった。 ○ 自分が貸した田で山間部の小学 5 年生が生活科の授業で稲を育て、はさがけをしていたら、ワイヤーメッシュを壊して入ってきたイノシシに引っ張られ、半分くらいがだめになってしまった。 ○ 電気柵で二重に囲ってあった安納いもを、野生動物に 200 本すべて踏み荒らされた。ネギも同様にだめになってしまった。 ○ 何年前か前に、自分の妻が運転する新車がシカとぶつかった。 ○ 福祉用車両が、利用者の送迎中にシカとぶつかったと聞いた。 ○ 今年春に、自分が所有する田の畦畔を幅 60cm ほどイノシシに崩された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意欲が減退したが、時期が間に合ったので植え直した。 ○ 児童がかawaiiそうであったため、自分が作付けした米を児童に提供して、食べてもらった。 ○ 自家消費用なので、諦めた。 ○ 契約していた自動車保険の補償対象外であったため、修理代全額自己負担した。 ○ 一部は自分で直して、現在も田として使っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済金支給対象に該当するほどの被害量ではなかったため、共済金は受け取っていない。 ○ 自家消費用なので農業共済の支援はなく、ただがっかりした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニホンジカの個体数をきちんと調べてほしい。
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 花付きの枝を出荷しており、枝ものを 1ha ほど栽培しているが、シカに新芽を食べられてしまう。 ○ ウソという鳥が集団で飛来して、花の芽を食べてしまうので、出荷できなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木に網をかけたこともあるが、かけるこ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済金をかけていないので、共済金は受け取っていない。 	

番号	被害	被害を受けての対応	受けた被害に対する支援	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間車で走行していたところ、外をクマが併走していたことがあったと聞いた。 ○ ある家で、生ゴミを家の外に出していたために、クマに家の中に入られて冷蔵庫の中身を食べられたと聞いた。家人は寝ていて気付かなかったそうだが、今も生ゴミを外に出しているそうで、今年もクマが出没したらしい。 	<p>とが大変なので、現在は対策をとっていない。</p>		
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年、陸稲をスズメに食べられた。 ○ 昭和 60 年からりんご園 (126 本) を経営し、55 万円売り上げたこともあった。袋をかけたところをサルに食べられ、全滅させられた。イノシシに食べられることもあった。 ○ 毎年ブドウ (3 本) をハクビシンに食べられ、全滅させられる。 ○ モモをカラスにつつかれ、3 分の 2 をやられてしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従事者がけがをしたこともあり、諦めて、平成 21 年 1 月に全ての木を切った。 ○ 自家消費用のものなので、諦めた。 ○ 自家消費用のものなので、諦めた。 		
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売用のレンコンを 3 町 4 反 (3.4ha) 育てている。カモ類やバンによるレンコン被害は 10 年ぐらい前からあり、そのころから時間をかけて 5 反を残して防鳥ネットを張っている。このため、近年は、バンの被害は全体の 5% ぐらい (5~6 月)、カモ類の被害も全体の 5% ぐらい (10 月上旬~中旬) である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応するすべがない。 	○ なし	

番号	被害	被害を受けての対応	受けた被害に対する支援	意見
	○ 2年前に家の中にハクビシンが侵入した。	○ 飼い犬で追い出した。		
5	<p>○ 5、6年前から販売用の水稻をイノシシに踏み倒されたため、電気柵を設置したところ、近年は被害が減少している。販売用の水稻（1.3haの田畑の1割未満）をイノシシに稲をつぶされた（平成28年7月～9月）。また、粃を食べられた（同年8月）。</p> <p>○ 自家消費用のトマト（苗木20本）をタヌキ又はハクビシンに食べられた（平成28年6月～7月）</p> <p>○ 約50mにわたって、ところどころ畦畔をイノシシに壊されている（毎年の冬季）。</p>	<p>○ 平成19年以降、電気柵を1,000m購入し、被害防止に努めており、被害を受けての対応については、特にっていない（電気柵の見回りの際にイノシシに掘られた穴をふさぐ程度）。</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 機械で土を盛って畦畔を復旧した（10分程度）。</p>	○ なし	○ 電気柵は鳥獣の防護に有効だが、雑草が伸びて銅線に接触すると効果がなくなり、定期的（7～10日に1回）な草刈りが負担であるので、技術革新を望みたい。
6	<p>○ 10年位前から販売用及び自家消費用の水稻をイノシシに踏み倒されたため、電気柵を設置したが、農地が山間部にあるため、あまり効果がない。</p> <p>自家用の水稻70俵分をイノシシに食べられた。また、販売用の水稻120俵分をイノシシに食べられた（7月末～8月15日）。</p> <p>○ 自家消費用の小豆をイノシシに食べられた（9月～10月）。</p>	<p>○ イノシシ撃退器（1個）を自作して設置。イノシシ撃退器とは、定期的に大音量の獣の鳴き声が流れる仕組みである。</p> <p>○ 水稻に係る作業が多く、対応する時間がない。</p>	<p>○ 平成27年度は50万円近くの共済金を受け取った。</p> <p>今年の被害については、農業共済に支払い請求中である。</p>	○ イノシシをなるべく多く捕獲してほしい。

番号	被害	被害を受けての対応	受けた被害に対する支援	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自家消費用のブルーベリーをハクビシンに食べられた（6月頃）。 ○ 冬季に、約100mにわたって、畦畔20～30箇所をイノシシに壊された。被害は毎年発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同上 ○ 平成26年に70万円で重機を買い、その後毎年、春先に1か月かけて補修した。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 防護柵だけでなく、復旧用の重機にも助成してほしい。
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水稲（0.7ha）が平成26年度にイノシシに入り込み荒らされてしまい、ほぼ全滅（収穫なし）の状態となった。 ○ 季節に応じて自家消費用に栽培しているナス、キュウリ等の野菜（0.5a）は例年タヌキの食害に遭っている。 ○ リンゴ（0.5ha）の木の約1m以下の部分の実はイノシシが届いてしまうため、例年食べられている。また、リンゴ畑の木の何本かは根元の土壌を掘り返す被害に遭っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年には自ら狩猟免許（わな）を取得したが、くくりわなを設置してもらえる知人がいるので、この知人に6個のくくりわなを自宅の耕作地の周辺に設置してもらっている。 水稲については、平成27年度に市の補助を受け圃場（0.7ha）の周辺に電気柵を設置した。 ○ 同上 ○ リンゴについては、リンゴの木の約1m以下の部分の実はイノシシに食べられてし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業共済金を受け取った。 ○ なし ○ なし 	

番号	被害	被害を受けての対応	受けた被害に対する支援	意見
		<p>もうためその部分の枝を剪定している。</p>		
8	<p>○ 例年、地域で集団で栽培している水稲（22ha）は、田植えの時期にシカにより苗を食べられてしまう。食べられても、再度、苗が生えてきて再生するものの、収穫期の穂が低く収量も減少する。</p> <p>また、平成 28 年 5～6 月頃には 30a の小麦畑でも食害があった。シカの被害が発生するようになったのは比較的最近で 10 年は経過していない。</p> <p>○ 水稲については 20 年以上前からイノシシの被害にも遭っており、水田に入り込みぬた場にしてしまうほか、あぜ道を掘り返したり、掘り返した土で水路を埋めてしまうなどして今年度は、ほぼ全滅（収穫できず）に近い 20ha の被害である。</p>	<p>○ 約 20 年前には既に被害が発生していたため、電気柵（約 100 万円）を設置したが、徐々に防除効果がなくなったので、平成 20 年頃からトタン柵に替えた。しかし、この柵ではシカに飛び越えられる上、今年はイノシシが侵入し水田が全滅し、畦畔も掘り返されたため、11 月以降に 2m の柵にする予定である。</p> <p>○ 同上</p>	<p>○ 鳥獣被害を受けた場合、農業共済では 30% 以上の被害が発生しないと補填されないため、そのような被害は遭っておらず補填を受けていないが、今年は水田がイノシシにより全滅であったため、今後共済の支援（補填）を受ける予</p>	<p>○ イノシシに付いてくるマダニやシカの蹄に付着しているヤマビルが飼い犬などのペットに影響を及ぼすなどの環境被害が深刻化するのではないかと懸念している。</p>

番号	被害	被害を受けての対応	受けた被害に対する支援	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 27年度には同様の被害に遭い、1haの蕎麦畑が全滅した。 ○ サルの被害は10年前ぐらいから発生しており。大根やナス等様々な食害がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同上 ○ 同上 	定。	
9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19～20年頃からイノシシが田に入り込み荒らされるようになり、現在もその被害があり、9月20日には畦畔の掘り返しの被害があった。 ○ 数年前にハクビシンにより自家消費のミニトマトを食べられる被害があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19～20年頃からイノシシが田に入り込み荒らされるようになったため、わな猟の狩猟免許を取得し、箱わなやくくりわなを設置しており、27年度はイノシシ10頭、シカ5頭を捕獲した。 ○ 箱わなを設置したところ被害がなくなった 		
10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水稲30haのうち山際5～6haがイノシシの踏み荒らしで臭いが付着し食用にならない。(防護柵整備前の毎年) ○ 小麦畑にシカが年2回侵入し食害(早春)と転倒(実が出てくる直前)の被害があり、ひどいときは20haが全滅した。(同上) ○ 農業生産法人が栽培する2haのソバ、大豆がシカによる食害で全滅した年もあった。(平成20年度以降) ○ 庭木や樹木(いちい、椿)の葉のシカ食害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区全体で防護柵を整備することにし、平成26年度末までにほぼ目標とする防護柵(高さ2mの金網)26kmの整備を終えている。柵設置後、シカ被害は大きく減少した。(以下同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業共済の対象にはならないと聞いており、支援等はなかった。 ○ 農業共済の対象にはならないと聞いており、支援等はなかった。 ○ なし(以下同様) 	

番号	被害	被害を受けての対応	受けた被害に対する支援	意見
	<p>も頻繁にあった。(防護柵整備前)</p> <p>○ 小学生が下校時などにシカやイノシシと遭遇し怖い思いをすることがあった。(同上)</p>			
11	<p>○ 集落では、販売用の麦・大豆 2ha のうち約 7 割がニホンジカによる食害を受けていた。(毎年 2～3 月頃)</p> <p>○ 水稻もニホンジカによる食害があった。(毎年)</p>	<p>○ 以前は電気柵を設置して防護していたが、全く効果がなく、集落全体で協議して高さ 2m の物理柵の設置を決めた。県道や市道と交わる箇所では門扉が設置できないこと、隣接する集落が未整備のために約 3km が開口部状態となっている事情(電気柵は敷設済み)はあるものの、平成 23 年度に約 1,200m 整備し、その後、2 年ほど間を開けて 400m を追加整備した。</p> <p>柵設置後は、シカ被害は大きく減少し、シカを目撃機会も激減した。</p>	<p>○ 麦被害について、農業共済に申請し、共済金を受け取り、損害はプラスマイナス 0 となったと聞いている。</p> <p>○ なし</p>	

(注) 当局調査結果による。

図表 1-(1)-⑫ 農業生産者が受けた被害の状況

○ イノシシによる被害に遭った田



(イノシシに掘り返されたあぜ道 (中央) と荒らされた水田 (右側))



(イノシシに体を擦りつけられた稲)

図表 1-(1)-⑬ 調査対象 12 市町における鳥獣による森林被害面積の推移

(単位：a)

市町村	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
A	—	—	—	—	—	—
B	—	—	—	—	—	—
C	—	—	—	—	—	—
D	—	—	—	—	—	—
E	—	—	—	—	—	—
F	0	0	0	0	0	0
G	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0
H	46, 105	52, 942	70, 039	3, 829	1, 579	732
I	1, 130	1, 286	899	1, 423	1, 377	1, 325
J	(220)	(160)	(584)	(18)	(1, 478)	1, 955
K	14, 718	15, 922	18, 635	4, 496	2, 102	3, 595
L	(1, 986)	(11, 526)	(7, 280)	(13, 319)	(5, 374)	7, 526

- (注) 1 調査対象 12 市町から提出された資料に基づき、当局が作成した。
 2 被害を把握していない場合を「—」とした。
 3 G は、県に報告していないが、被害がなかったことを把握していたため「(0)」とした。また、J 及び L は、平成 22 年度から 26 年度までの被害面積の数値を自ら把握していないが、市町が県から被害面積を入手していたため、その数値を括弧内に記載した。

図表 1-(1)-⑭ 調査対象 3 市町における鳥獣による森林被害金額の推移

(単位：千円)

市町村	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
H	30, 525	27, 392	20, 388	11, 789	1, 682	1, 024
I	8, 842	16, 425	16, 900	17, 580	6, 472	4, 781
K	52, 451	42, 048	35, 033	1, 834	6, 631	5, 797

- (注) 3 市町から提出された資料に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-⑮ 調査対象 12 市町のうち、その他被害の把握に係る特徴的な事例

区分		把握方法の概要
情報提供に加えて被害情報を把握している例	B	情報の整理は行っていないが、農業委員が行う農地の利用状況調査の際に畦畔の損壊箇所等を確認している。
	C	職員による市内農業生産者の鳥獣被害防護への取組や被害情報の提供の呼びかけの巡回の際に把握している。
	F	平成 24 年度、26 年度及び 27 年度に実施した調査により、畦畔の崩落や土手の掘り起しなどを把握している。 その他、住民から市への電話等により被害状況を把握している。
提供される情報を整理するために独自に様式を定めている例	A	担当者内での情報の共有化、被害情報への対応状況の管理等のため、市民からの目撃情報や相談を受けて、メモにより整理し、把握している。
	H	市民からの電話等により市内における野生鳥獣の出没・被害等に係る情報を、記録簿に記録している。
住民からの情報提供以外の方法により被害を把握している例	G	有害鳥獣捕獲許可申請時の申告により把握している。
	I	農業生産者に対し平成 23 年度から実施している被害アンケート調査では、農作物被害とともに、ビニールハウス、圃場・畦畔・法面などの耕作地に付帯する施設についても調査対象としている。 野鳥(サギ類)については、毎年 2 月頃から 10 月頃まで前年営巣した個所を中心に職員による現地調査を実施している。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑩ 鳥獣によるその他被害の例

市町村	概要						
A	<p>○ 平成 27 年度被害相談例</p> <table border="1" data-bbox="325 367 1394 1406"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 367 520 407">区分</th> <th data-bbox="520 367 1394 407">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 407 520 658">農業関係被害</td> <td data-bbox="520 407 1394 658"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在稲を植えていないが、イノシシが毎晩のように来て田を荒らしている。 ○ イノシシにより畑を荒らされてしまっている。これでは春からの作付けが難しい状況である。 ○ イノシシが出てきて、防護柵を壊されてしまう。今は畑では何も作っていないが、これでは今後は何も作れない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 658 520 1406">生活被害</td> <td data-bbox="520 658 1394 1406"> <p>(植木等の被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎晩、観賞用の花がシカによって食べられてしまう。 ○ この 4 日間、植木を全て食べられてしまった。 <p>(家庭菜園の被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハクビシンに家庭菜園が荒らされる。 <p>(自宅への出没)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夜にサルが来たようで、翌日朝には、ベランダに足跡があつて泥だらけだった。 ○ 自宅と近所の家屋根の上で、十数頭の親ザルと子ザルが飛んだり跳ねたりしている。追い払いをしているが逃げない。 ○ 家の敷地内で、アライグマが倒れている。 ○ 家の庭で、生きているシカがうずくまっている。 <p>(石垣等の崩壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気柵を設置している畑は無事なのだが、イノシシに周辺の石垣等が崩される。追い払い等もしているが、なかなか被害は減らない。 <p>(衝突事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車を運転中に道路にシカが飛び出してきたため、シカと衝突してしまった。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ その他注意すべき鳥獣被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の未給水地区において、シカが沢に入り汚染されるために、住民が沢の水を使わず、水を煮沸するか、飲み水を購入している状態である。 ・ アライグマが空き家にすみついており、空き家が今後さらに増加すると、被害の拡大が懸念される。 ・ カモシカが駅から数 km のところで頻繁に目撃されているが、捕獲されないために人になれてしまっている。 ・ 住宅に出没したニホンザルが住民に威嚇行動をとったケースもあり、今後人身被害にも注意が必要である。 <p>○ イノシシが、山間部に作設した森林作業道（木材搬出のため簡易的に入れた道）の路面又は法面を崩壊させることがあり、補修管理コストの増大に影響を及ぼしている。</p> <p>○ ニホンジカによる新規植樹木の食害が顕著であり、新規植樹の際にはシカ防護柵を設置せざるを得ない状況にある。このことが、林業の初期コストの増大につながっており、循環型林業の構築にとっての障害となっている。</p>	区分	概要	農業関係被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在稲を植えていないが、イノシシが毎晩のように来て田を荒らしている。 ○ イノシシにより畑を荒らされてしまっている。これでは春からの作付けが難しい状況である。 ○ イノシシが出てきて、防護柵を壊されてしまう。今は畑では何も作っていないが、これでは今後は何も作れない。 	生活被害	<p>(植木等の被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎晩、観賞用の花がシカによって食べられてしまう。 ○ この 4 日間、植木を全て食べられてしまった。 <p>(家庭菜園の被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハクビシンに家庭菜園が荒らされる。 <p>(自宅への出没)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夜にサルが来たようで、翌日朝には、ベランダに足跡があつて泥だらけだった。 ○ 自宅と近所の家屋根の上で、十数頭の親ザルと子ザルが飛んだり跳ねたりしている。追い払いをしているが逃げない。 ○ 家の敷地内で、アライグマが倒れている。 ○ 家の庭で、生きているシカがうずくまっている。 <p>(石垣等の崩壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気柵を設置している畑は無事なのだが、イノシシに周辺の石垣等が崩される。追い払い等もしているが、なかなか被害は減らない。 <p>(衝突事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車を運転中に道路にシカが飛び出してきたため、シカと衝突してしまった。
区分	概要						
農業関係被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在稲を植えていないが、イノシシが毎晩のように来て田を荒らしている。 ○ イノシシにより畑を荒らされてしまっている。これでは春からの作付けが難しい状況である。 ○ イノシシが出てきて、防護柵を壊されてしまう。今は畑では何も作っていないが、これでは今後は何も作れない。 						
生活被害	<p>(植木等の被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎晩、観賞用の花がシカによって食べられてしまう。 ○ この 4 日間、植木を全て食べられてしまった。 <p>(家庭菜園の被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハクビシンに家庭菜園が荒らされる。 <p>(自宅への出没)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夜にサルが来たようで、翌日朝には、ベランダに足跡があつて泥だらけだった。 ○ 自宅と近所の家屋根の上で、十数頭の親ザルと子ザルが飛んだり跳ねたりしている。追い払いをしているが逃げない。 ○ 家の敷地内で、アライグマが倒れている。 ○ 家の庭で、生きているシカがうずくまっている。 <p>(石垣等の崩壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気柵を設置している畑は無事なのだが、イノシシに周辺の石垣等が崩される。追い払い等もしているが、なかなか被害は減らない。 <p>(衝突事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車を運転中に道路にシカが飛び出してきたため、シカと衝突してしまった。 						

市町村	概要	
B	区分	概要
	農業関係被害	<p>(家庭菜園の被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5m 四方程度の広さで個人の庭先で作っているような家庭菜園の食害が発生している。プランターも壊されていると聞く。 <p>(畦畔の損壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 畦畔をイノシシに壊され、その修復に時間がかかったと、去年聞いた。 <p>(道の損壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゆず畑に行くために作られた幅 50cm ほどの道が、イノシシに崩されてしまった。 ○ 農道や林道をイノシシに掘られる。 <p>(耕作意欲への影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ある集落は高齢者が多く、イノシシやシカ、カモシカが出没するので、2年ほど前にみな耕作をやめてしまったと、聞いた。 ○ 高齢者が自分の楽しみとして作っている農作物が食べられることのショックは大きく、被害金額としては表れにくい、生きがいを失ってしまう。直売所に野菜を出すなら野菜を取りに行こうか、とこちらから話しても、「動物に食べられてしまうから、もう作らない。」という住民もいる。 ○ 鳥獣被害を受けるので作っても仕方ないとして、作物を作らない人が増えていると感じる。 そのために、市町全体の農作物被害が減少しているのだと思うし、耕作放棄をした人の分も積み上げれば、被害は決して減少していないと思う。
	生活被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ カモシカが車庫等にいすわっているという相談を、年 4、5 回ほど受ける。 ○ イノシシによる石積みの崩落被害が発生している。 ○ 空き家にアライグマがすみついて子を産み、親子で 5 匹ぐらいいるケースもある。 ○ 野生動物との衝突による車両の損壊は、平成 28 年度に 4 件あった。県の出先機関に依頼し、国道に注意喚起の看板をつけてもらった。 ○ バイクでツーリング中、シカと接触したという話を聞いた。
	観光関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一昨年あたりから、観光名所でも鳥獣による食害が生じ始めたため、電気柵で囲っていると聞いている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑰ 農業協同組合が把握しているその他被害状況

農業協同組合	概要
M	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山間部では、住宅や駐車場がイノシシによって荒らされたりすることもある。また、家庭菜園も被害に遭っており、各支部単位などに設置されている農政対策委員会においても鳥獣被害対策は検討事項である。 ○ 鳥獣による被害を受けることで、農作物の収穫量が減ってしまい、直売所に出すことをやめてしまう人もいる。 ○ 平地では、空き家がアライグマなどのすみかになっていると聞く。また、柱に小動物が登った跡がついていることもあり、神社などもすみかになっているようである。アライグマ等が天井裏にすみつく、その糞により天井が落ちてしまうこともあると聞く。
N	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防護柵の損壊は聞いており、農業生産者に対する支援として、防護柵の設置、修理、助言等を行っているため、防護柵の修理や対象鳥獣の変更に伴う柵のバージョンアップも含めると、年に20件ほどの依頼に対応している。 ○ 鳥獣による被害を受け、高齢であることもあり営農意欲を失くして耕作をやめた人を、管内で15～20名ほど聞いたことがある。一度耕作を止めてしまうと、後継ぎがいなければ再開は難しい。
O	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化で労力不足となっているところに大きな鳥獣被害を受けると、それが決定打となって離農してしまうというケースは確かにある。結局、各農家が野生動物を寄せ付けない対策を取るしかない。 ○ シカやイノシシが嫌う野菜（わらびなど）作りを勧めて、（イノシシなどの被害を受けやすい）モロコシを作らないなどして離農を止めるきっかけにもらっている。
P	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハクビシン、サル、カラスによる被害が増えたと実感している。特に、穀類を食べるハシボソカラスが100羽、200羽単位で飛来してコンバインで収穫したものを食べてしまう。捕獲檻を設置しても思うように捕獲できない。 ○ 東部地域ではサル被害が深刻である。被害情報マップの作成に着手した。西部地域ではサルとツキノワグマによる被害があり、放獣したツキノワグマが再捕獲される例が頻発し問題視されている。 ○ サルは個体数が増加していると思う。この地域も温暖化で出生率も上がっている。加工用トマト、にんじん、芋類、稲など、食べないものはない。群れが学習するとみんなで食べ尽くしてしまう。 ○ イノシシは、土手のミミズが好物であり、ほ場が壊される例はある。個人負担で再整備するしかない。 ○ ビニールハウスを鳥類が爪で破損させるケースは農業共済による補償対象であるが、相当破けないと共済金は受け取れないため、結局、個人負担で修繕するしかない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑱ 狩猟者が把握しているその他被害状況

区分	被害の概要
農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当地域では、平成 26 年に害獣の防護柵が完備し、なおかつ、集落等捕獲隊の活動とも併せ、農用地への被害、道路での動物との交通事故は大きく減少した。 ○ 防護柵にて四足動物（シカなど大物）はある程度防げるようになったが、賢いサルの対策がなく、農業への意欲が失われ、次第に耕作放棄地が増えている。 ○ 市町では、イノシシによる稲の被害だけではなく、筍の被害により地区の人が筍が食べられなく困っていたが、今年は何年かぶりで筍が食べられたと喜んでいて、いかに個体数を減少させることが大切であるかの一例かと思われるが、市全体ではまだまだイノシシの被害は減っていない。 ハクビシンの被害が増加している地区が増えており、市では特に被害増加 2 地区において、猟友会支部に委託して 2 名の専門パトロール隊を立ち上げ、月 2 回のパトロールを行い、箱わなによる個体数調整を行っているが、農作物被害だけでなく、住宅侵入被害も業者に高額な費用を払って委託するのが大きな課題である。 ○ 一級河川の始まりであるところの石組でできている護岸が野生動物によって崩され、修理されないため、田畑への水の流れ込みが起こっている。
森林被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ シカに食べられた木が枯死している。 ○ イノシシの穴掘りによる樹木の倒れ、シカの踏み荒らしによる林道法面の破損が発生している。 ○ 農業被害は防護柵の設置によって大幅に削減されたが、高標高の森林の皮剥ぎが収まらない。特に、降雪の多かった年は、被害が大きくなる。 ○ シカによるスギの木やヒノキの皮を剥く被害が発生している。 ○ シカによる植林被害が発生している。
生活環境被害	<p>(衝突事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通量の多い道路でもニホンジカが散見され、交通事故の危険がある。 ○ ニホンジカが道路に飛び出して交通事故が起きている。 ○ シカが夜、道路に出てきて車と接触するなどの事故が発生している。 ○ 当地域では、平成 26 年に害獣の防護柵が完備し、なおかつ、集落等捕獲隊の活動とも併せ、農用地への被害、道路での動物との交通事故は大きく減少した。（再掲） ○ 夜間シカ等が道路（市・県・国道）に飛び出して車両等が破損する事故が多発している。 <p>(住居等への侵入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハクビシンが住宅の屋根裏に住み着いて、捕獲を依頼されることが多い。 ○ ハクビシンの被害が増加している地区が増えており、市では特に被害増加 2 地区において、猟友会支部に委託して 2 名の専門パトロール隊を立ち上げ、月 2 回のパトロールを行い、箱わなによる個体数調整を行っているが、農作物被害だけでなく、住宅侵入被害も業者に高額な費用を払って委託するのが大きな課題である。（再掲） <p>(石積み等の損壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家が多くなり、宅地の石積みブロックや土手が鳥獣に崩され危険な状況になっている。 ○ 当地区は、平成 15 年頃よりイノシシの被害が発生していたが、山沢では山菜が多く取れていたが、現在では沢が河原となり、土砂流出の恐れがある状態である。 我が家の裏山でもイノシシの穴に水がたまり、土砂流出が生じ、補強工事が実施

区分	被害の概要
	<p>された例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庭の花壇が荒らされたり、自宅の石積みが壊されたりしている。 ○ イノシシによる道路の法面被害が発生している。 <p>(出没による不安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本来夜行性のシカが昼間も農地や住宅地に出没することがあり、住民に不安感を与えている。 ○ サルが民家の物置に侵入して、保管している農作物（サツマイモ、ジャガイモ等）を食い散らかしたり、人間が近づくと威嚇してきたりするので怖い。小学生や女性（男性も）が橋上でサルに威嚇され怖い思いをしている。 ○ 通学、通勤等での道路に野生動物が出没して怖い等の苦情が多く発生している。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飼養している犬が野生動物の罹患した疥癬<small>かいせん</small>にかかり苦慮している。
生態系被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2,000m級の高山にも二ホンジカ、カモシカの糞が多く見受けられ、高山植物の食害も発生している。 ○ 高山帯の希少高山植物に絶滅の恐れが出ている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無人の人家が多くなり又放棄地が増大して、鳥獣が人家まで出没している状態である。

(注) 委託調査(狩猟者が鳥獣の捕獲において負担している様々なコストを把握するため、当局が、茨城、埼玉、栃木及び長野県猟友会に実施を委託した調査。以下「当局委託調査」という。)結果による。

(2) 農作物被害状況調査における被害状況の把握手法

所見表示	説明図表番号
<p>農作物に係る被害状況の的確な把握については、平成24年10月の「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受け、農林水産省では、農林水産省調査の調査方法の趣旨や考え方、調査事例などを盛り込んだ農林水産省留意事項を作成し、地方農政局等を通じて各都道府県に周知している。</p> <p>当該農林水産省留意事項では、農作物被害を的確に把握するため、被害の把握については、「被害農家からの被害の聞き取り、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合、JA等関係団体や現地調査等の客観資料等を用いて、相互に補完するよう努めること」とされ、さらに、「極力、複数の方法を組み合わせる被害状況を把握すること」、「特に、関係者への聞き取り調査に当たっては、別の客観的資料等との照合により検証作業を行うことが重要」とされている。</p> <p>なお、「被害状況の把握に当たって用いた方法」については、被害状況調査票に例示されている方法を○印で選択し、報告することとされている。</p>	
<p>今回調査対象とした4県の12市町において、平成27年度の被害状況の把握に当たって用いた方法（調査票において選択されている方法）をみると、「農家からの報告」及び「有害捕獲申請書と確認」が多く、7市町（58.0%）において3つ以上の方法を組み合わせる被害状況を把握しているとしているが、4市町（33.0%）では単一の把握方法となっている。</p> <p>これについて、市町村を訪問する際に複数の方法により被害状況を把握するよう指導しているとしている県がある一方、どの方法を用いるかは最終的には各市町村の判断であるとしているものもある。</p>	<p>図表 1-(2)-①</p>
<p>また、12市町のうち、3市町において近年把握方法を変更しているが、そのうちの1市町では、把握方法を農業共済組合への照会から農業生産者へのアンケートに変更した結果、把握できた被害額が約8倍になるなど、これまで見えていなかった被害状況が明らかになったとしているものがみられた。</p> <p>一方で、農業共済組合が共済金を支給した被害に係る情報の活用や有害鳥獣捕獲申請に係る調査書の活用等の方法によっている市町もあるが、調査対象範囲が限られており、例えば、農業共済対象作物以外の農作物に係る被害、有害鳥獣捕獲申請関係書類では、有害捕獲申請を行わない住民が受けた被害等、把握できていない農作物被害があるものとみられる。</p> <p>さらに、農林水産省調査要領に基づく農作物被害としては報告していないが、市内全農業生産者に対して調査票を配布するなどして農作物被害を広く把握し、補助事業の要望に活用しているとする市町もみられる。</p> <p>なお、調査対象とした12市町の中には、報告した「把握に用いた方法」が当局の調査結果とは異なっているものもみられる。</p>	<p>図表 1-(2)-②</p>
<p>ちなみに、調査対象4県の全市町村について、被害状況の把握方法数の推移をみると、茨城県、栃木県及び長野県では、平成24年10月の総務省の勧告以降（平成24年度の被害把握＝平成25年度実施分）、複数の方法を組み合わせる被害状況を把握している市町村数は増加しているが、埼玉県は、逆に減少している。</p> <p>さらに、農林水産省調査要領では、被害のとりまとめに当たっては、農業共済組</p>	<p>図表 1-(2)-③ i ～iv</p>

合への照会（被害数値に齟齬があった場合は、農業共済の数値を優先）や有害捕獲申請書と確認するよう求めており、それを受けた、農林水産省留意事項では、前述のとおり、「特に、関係者への聞き取り調査に当たっては、別の客観的資料等との照合により検証作業を行うことが重要」としている。

つまり、農家からの報告、JAからの聞き取り等で把握した情報については、農業共済組合への照会や有害鳥獣捕獲申請書と確認等するなどの検証が求められており、また、当局の調査においても、県や市町村において被害情報は把握しているものの、把握できた範囲が狭い、把握した数字の算定根拠が不明確などの理由からそれらを公表又は情報提供しないなど十分に活用されていない実態があったことなどから、単に複数の把握方法を組み合わせるだけではなく、組み合わせる際には、聞き取りなどの情報収集のための方法と農業共済組合への照会などの検証のための方法の両方の方法を併せて実施することが重要であると考えられる。

そこで、調査対象4県において、被害状況の把握に当たって用いた方法について、情報収集のための方法（農家からの報告、集落代表者からの報告、JAからの聞き取り、猟友会からの聞き取り、その他のうち聞き取り・報告等に係るもの）とその情報を検証するための方法（農業共済組合へ照会、有害捕獲申請書と確認、現地調査）に分類したところ、両方の方法を併せて用いていない市町村が4割程度となっている。

なお、農作物被害の把握については、相当な負担を伴うものであるため、市町村によっては、被害の程度や量、被害発生地域の広さなどにより、さほどの負担（コスト）はかけられないとするものもあるが、少なくとも、把握した結果について、被害防止対策の効果的な実施や被害実態を関係者、国民一般に正しく理解してもらうことなど、有効に活用できるものでなければ、負担のみで、当該調査の趣旨・目的に沿わないものとなる。

【所見】

したがって、関東農政局は、農作物被害の防止対策を効果的、効率的に実施するとともに、被害防止対策に対する国民理解を増進させる観点から、過度な負担とならない程度に、農作物被害の把握方法を複数化し、情報収集のための方法とその情報を検証するための方法を組み合わせるなど、県及び市町村において、合理的かつ共通的な考え方に基づく被害実態の把握・算定が的確に行われるよう、助言等を行う必要がある。

図表 1-(2)-④

図表1-(2)-① 調査対象12市町において農林水産省調査の被害状況の把握に当たって用いた方法

市町村	数	把握に用いた方法							
		農家からの報告	集落代表者からの報告	農業共済組合へ照会	有害捕獲申請書と確認	JAからの聞き取り	猟友会からの聞き取り	現地確認	その他
A	1			○					
B	1				○				
C	1			○					
D	1	○							
E	2			○		○			
F	3	○	○			○			
G	4	○			○	○	○		
H	4		○	○	○	○			
I	5	○			○		○	○	○
J	5	○	○		○		○	○	
K	6	○	○	○	○	○	○		
L	7	○	○		○	○	○	○	○
計		7	5	5	7	6	5	3	2

(注) 1 調査対象市町の提出資料(平成27年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票)に基づき作成した。

2 「○」印は、用いた方法を示す。

図表 1-(2)-② 調査対象 12 市町における農作物被害の把握方法

市町村	把握に用いた方法（平成 27 年度調査）							把握方法に関するヒアリング結果(概要)
	農家からの報告	集落代表者からの報告	農業共済組合へ照会	有害捕獲申請書と確認	JAからの聞き取り	猟友会からの聞き取り	現地確認	
A			○					<p>被害情報のデータとして精度が高いため、<u>農業共済組合から共済金を支給した被害箇所及び被害金額</u>の報告を受けて、農作物被害として県に報告している。</p> <p>なお、農林水産省調査要領に基づく調査結果として県には報告していないが、以下の 2 つの方法のほか、住民から市への電話等での被害報告によっても農作物被害を把握している。</p> <p>① 平成 24 年度及び 26 年度に市内の全農業生産者に調査票を配布し、水稻やそれ以外の農作物被害について調査を実施した。</p> <p>② 平成 27 年度に調査票を各地区の代表者に依頼し、被害防止対策事業の要望と併せて、被害の状況について把握し、その調査結果を基に、平成 28 年度以降の補助事業による整備を県に要望している。</p>
B				○				<p><u>有害鳥獣捕獲等申請に係る調査書</u>により把握した内容を報告している。</p> <p>また、平成 28 年度からは、<u>有害鳥獣被害対策業務</u>（イノシシによる被害地域を中心に、月 2 回、被害調査を実施し、被害状況やわなの設置重点箇所の把握及び既存捕獲者等への捕獲技術・安全などの捕獲対策指導等を行う。）を猟友会支部に業務委託し、従来よりもさらに広く被害情報を把握することとした。</p>
C			○					<p><u>農業共済組合に電話確認</u>して被害を把握し、報告している。</p>
D	○							<p>平成 23 年度以降、市から依頼された地区農政協力員が <u>農業生産者世帯</u>（注）に <u>鳥獣被害状況調査票を配布</u>し、回答のあった農業生産者についての集計結果を農作物被害として報告している。</p> <p>（注）市は、全ての農業生産者について確認することは実務上不可能であるため、経営耕作面積 10a 以上の農業生産者を対象（平成 27 年度 5,213 軒）としている。</p> <p>平成 22 年度に農業共済組合への照会により把握していた約 500 万円の被害額が当該アンケート調査を開始した 23 年度には約 4,000 万円と、8 倍に増加した。また、対象鳥獣について、平成 22 年度はイノシシの 1 種類だけであったが、23 年度には鳥類 5 種類、獣類 5 種類に加え「その他の獣類」による被害についても把握している。</p> <p>当該調査は設問が細かく、農業生産者にとっては回答が手間であることから、被害が少な</p>

市町村	把握に用いた方法（平成 27 年度調査）							把握方法に関するヒアリング結果(概要)
	農家からの報告	集落代表者からの報告	農業共済組合への照会	有害捕獲申請書と確認	JAからの聞き取り	猟友会からの聞き取り	現地確認	
								<p>い場合や被害がない場合は、回答していない農業生産者もいることなどから、回収率は 2 割程度にとどまっているが、農政協力員が直接農業生産者に調査票の配布・説明を行うことにより、被害把握に努めている。また、平成 23 年度被害額の増加については、単に大幅に被害が増加したということではなく、アンケート調査により 22 年度まで見えていなかった被害状況が明らかになった結果であると考えている。</p> <p>なお、当該アンケートの集計作業等の調査結果を出すに当たって、<u>誤記や勘違いなどによる記載について確認するために個々に聴き取りを行うことなどによる精査が必要となり</u>、<u>正確なアンケート結果を出すために多くの期間（1.5 か月程度）が必要</u>となっている。さらに、<u>アンケートの回答の記載ミスを確認するためには、農作物の作付から収穫までを経験したことのある職員によるチェックが必要</u>となっている。</p>
E			○		○			<p>市農政課が JA からの聞き取り（注）と <u>農業共済組合</u>への照会で把握している。農業共済組合への照会では、水稲、転作作物である大豆、果樹（主にリンゴ）を中心に被害発生の有無、発生場所を把握している。時折、農業生産者からの自主的な連絡もある。</p> <p>（注）JA では、調査要領や手引き等は定めていないが、農業生産者からもたらされた被害情報、現地確認、出荷の有無確認等の日々の活動を通じて被害情報を積み上げている。</p>
F	○	○			○			<p>毎年、<u>市内に所在する三つの JA を対象</u>に被害発生状況調査表（鳥獣別、対象作物、発生時期及び地区、被害面積及び数量）による把握を JA 支所単位で依頼している。</p> <p>この被害状況と前年度の被害状況とを地区別（JA 支所単位と同じ）に対比する形で、市有害鳥獣対策協議会総会に提示し、<u>猟友会代表者</u>からの意見等を求めている。最終的に、JA から申告された被害情報を、農作物被害として、そのまま県地方事務所に提出している。</p> <p>なお、市内農業生産者の実情としては、任意加入である果樹共済や畑作物共済への加入率が低ことなどから、農業共済組合の情報は活用していない。</p>
G	○			○	○	○		<p><u>農業生産者からの報告</u>、<u>集落代表者からの報告</u>、<u>有害捕獲申請書の確認</u>及び、<u>JA からの聞き取り</u>（JA では、レンコン農業生産者が 350 戸加入しているが、一人一人から被害状況を聞き取ることは業務量上できないため、被害が大きい農業生産者を確認しているとしてい</p>

市町村	把握に用いた方法（平成 27 年度調査）								把握方法に関するヒアリング結果（概要）
	農家からの報告	集落代表者からの報告	農業共済組合へ照会	有害捕獲申請書と確認	JAからの聞き取り	猟友会からの聞き取り	現地確認	その他	
									る。)により把握した被害情報を、農作物被害として報告している。
H		○	○	○	○				①農業生産者からの被害の連絡等、職員によるその被害状況の現地調査、②町会長から提出される <u>有害鳥獣捕獲依頼書</u> の内容、③農業共済組合に照会により、被害状況を把握し、農作物被害として報告している。
I	○			○		○	○	○	前年度の県への被害報告実績、本年度の電気柵設置補助申請の際に農業生産者から受けた被害相談、花き生産組合等から受けた被害相談等から推測した被害量に基づき算出した数値を農作物被害として報告している。
J	○	○		○		○	○		市では、担当者が防護対策の取組を呼びかけながら積極的に巡回して、農業生産者から被害から被害情報を聞き取っている。これにより収集した情報、 <u>有害鳥獣捕獲申請書に記載されている被害情報</u> 等を、農作物被害として報告している。全ての被害は把握できていないとの認識はある。
K	○	○	○	○	○	○			市農政課から市内の各地区農業振興センターへ調査票一式（市独自の様式）を送付した後、同センター代表者名により、市内各地区の各集落営農組合長、農家組合長、中山間地直接支払代表者、各地区の区長へ調査票を送付し、期限までに回答のあったものについて被害内容を集計している。 この他に <u>農業共済組合</u> の鳥獣被害等の共済支払があったもののデータと <u>国庫補助事業への要望調査に添付している被害情報や市単鳥獣被害防止補助事業への要望書のデータ</u> を併せて加味し、年度単位での被害状況を算定している。 集計した数値を確認した上で、県地方事務所に報告している。
L	○	○		○	○	○	○	○	農作物被害の連絡があった市民に対し、 <u>アンケートを送付</u> しており、平成 27 年度は、100 名弱に送付した。

(注) 1 調査対象市町の提出資料（平成27年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票）及び当局の調査結果に基づき作成した。

2 「○」印は、用いた方法を示す。

図表1-(2)-③-i 農林水産省調査における被害状況の把握方法数の推移（埼玉県）
（単位：市町村）

年度	把握方法数			
	1種類以下	2種類	3種類以上	計
平成22	26	18	19	63
23	25	18	20	63
24	18	17	28	63
25	21	14	28	63
26	20	18	25	63
27	23	16	24	63

（注）埼玉県の提出資料（野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート)）に基づき作成した。

図表1-(2)-③-ii 農林水産省調査における被害状況の把握方法数の推移（茨城県）
（単位：市町村）

年度	把握方法数			
	1種類以下	2種類	3種類以上	計
平成22	28	6	10	44
23	28	7	9	44
24	18	13	13	44
25	10	15	19	44
26	10	14	20	44
27	7	23	14	44

（注）茨城県の提出資料（野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート)）に基づき作成した。

図表1-(2)-③-iii 農林水産省調査における被害状況の把握方法数の推移（栃木県）
（単位：市町村）

年度	把握方法数			
	1種類以下	2種類	3種類以上	計
平成22	14	7	5	26
23	13	6	7	26
24	10	9	7	26
25	9	9	8	26
26	9	4	12	25
27	8	5	12	25

（注）栃木県の提出資料（野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート)）に基づき作成した。

図表1-(2)-③-iv 農林水産省調査における被害状況の把握方法数の推移（長野県）
（単位：市町村）

年度	把握方法数			
	1種類以下	2種類	3種類以上	計
平成22	18	14	45	77
23	17	14	46	77
24	13	21	43	77
25	13	18	46	77
26	14	18	45	77
27	12	17	48	77

（注）長野県の提出資料（野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート)）に基づき作成した。

図表1-(2)-④ 情報収集のための方法とその情報を検証するための方法のいずれかの

方法が用いられていない状況

(単位：市町村、%)

都道府 県	情報収集のための方法を用 いていない市町村数(A)	情報を検証するための方法 を用いていない市町村数(B)	計 (A+B)	全市町村数
埼玉県	4	25	29(46.0)	63
茨城県	3	13	16(36.4)	44
栃木県	4	6	10(40.0)	25
長野県	0	30	30(39.0)	77
計	11	74	85(40.7)	209

- (注) 1 調査対象県の提出資料(野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート))に基づき作成した。
- 2 「情報収集のための方法を用いていない市町村数」とは、被害情報の把握に当たって、情報収集のための方法(農家からの報告、集落代表者からの報告、JAからの聞き取り、猟友会からの聞き取り、その他のうち聞き取り・報告等に係るもの)を用いていない市町村数、「情報を検証するための方法を用いていない市町村数」とは、情報を検証するための方法(農業共済組合へ照会、有害捕獲申請書と確認、現地調査)を用いていない市町村数を示す。
- 3 計欄の()内は、全市町村数に対する割合を示す。

(3) 被害の公表状況等

調査結果	説明図表番号
<p>鳥獣被害防止特措法第13条第1項及び第3項において、国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害(注)の状況など農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行い、その調査の結果を公表するとともに、適切に活用しなければならないとされている。</p>	<p>図表 I-⑤(再掲)</p>
<p>(注) 「農林水産業等に係る被害」とは、同法第2条第2項において、農林水産業に係る被害に加え、農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害・交通事故その他の生活環境被害も対象とされている。</p>	
<p>また、鳥獣被害防止基本指針三1の「国民の理解と関心の増進」において、被害防止対策の実施に当たっては、国民全体に、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要であり、そのために、「国及び地方公共団体は、関係機関やNPO等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。」とされている。</p>	<p>図表 I-⑥(再掲)</p>
<p>さらに、「強化対策」においても、国民理解の醸成として、ホームページによる情報発信、狩猟フォーラム等における双方向の交流等を通じ、深刻化している鳥獣被害の実態について情報提供を行うなど、鳥獣被害対策の意義・重要性について国民各層の理解を深めるための取組を推進することとしている。</p>	<p>図表 I-⑨(再掲)</p>
<p>ア 被害調査結果の公表状況</p>	
<p>(ア) 農作物被害調査</p>	
<p>a 国(地方支部部局)による公表状況</p>	
<p>今回、調査した関東農政局においては、鳥獣による農作物被害の調査結果については本省(農林水産省)が都道府県別に公表している。</p>	
<p>b 県における公表状況</p>	
<p>今回、調査した4県では、前記1(2)ア(イ)のとおり、農林水産省調査要領に基づく調査を実施して、県内市町村における鳥獣による被害を把握しているが、その調査結果の公表状況は、次のとおり、県によって区々となっている。</p>	<p>図表 1-(3)-①</p>
<p>① 調査した4県のうち、3県では、県のホームページにおいて、「平成27年度野生鳥獣による農作物被害調査の結果について(速報)」(茨城県)、「平成27年度野生鳥獣による農作物被害状況について」(栃木県)及び「野生鳥獣による農林業被害の推移(平成15年度～27年度)」(長野県)等を掲載し、農作物被害について公表している。</p>	
<p>なお、長野県では、上記のほか、地方事務所段階においても、野生鳥獣被害対策チーム(各地方事務所に設置された現地機関。林務課、農政課等で構成)の会議及び地区野生鳥獣保護管理対策協議会(市町村有害鳥獣対策協議会との連携強化等を図るため、県の現地機関の長、国(森林管理署や大学)の担当職員等で構成)の開催時に、当該地区における農作物・森林被害の直近の状況や経年推移などの被害情報を資料として公表している。</p>	
<p>② 一方、埼玉県では、内部資料として「埼玉県の野生鳥獣による農作物被害</p>	

<p>害の現状について」を作成しているが、当局の現地調査（平成 28 年 9 月）時点においては、県における鳥獣による被害情報が農林水産省ホームページで公表されており、全国的に見ると他県に比べて被害規模が小さいとの理由から、農作物被害にかかる調査結果を公表していなかった。</p> <p>なお、埼玉県では、平成 28 年 11 月以降、鳥獣種別農作物被害金額（速報値）をホームページにおいて公表している。</p> <p>c 市町村による公表状況</p> <p>調査した 12 市町では、前記 1(2)ア(ウ)のとおり、鳥獣による被害を把握しているが、その被害（被害対象別）の公表状況（鳥獣被害防止計画による公表を除く。）は、次のとおり、市町によって区々となっている。</p> <p>① 今回、調査した 12 市町のうち、3 市において、次のとおり公表しているが、残る 9 市町では公表していない。</p> <p>i) 平成 25 年度にサルの被害状況について、市内山間 5 地区の中学校への訪問、地区行政センターだよりに掲載</p> <p>ii) 農林水産省調査とは別に、平成 26 年度に独自に実施した市内農家全戸への調査票による被害調査の結果を、市のホームページに掲載</p> <p>iii) 市農業振興センターが作成した鳥獣被害対策に関するファイルを、市のホームページに掲載</p> <p>② 公表していない 9 市町について、その理由を確認したところ、主なものとして、次のような理由が上げられている。</p> <p>i) 県が県内市町村の被害情報を取りまとめて、公表していること(4 市)</p> <p>ii) 農作物被害を正確に把握していない、あるいは、把握している被害情報が聞き取り主体の調査で把握されたものであり職員が直接被害を確認していないこと(3 市)</p> <p>(イ) 森林被害調査</p> <p>a 県による公表状況</p> <p>調査した 4 県のうち、2 県では、県のホームページにおいて、「獣類（シカ・クマ）による林業被害の状況」（栃木県）及び「野生鳥獣による農林業被害の推移（平成 15 年度～27 年度）」（長野県）を掲載し、野生鳥獣による森林（林業）への被害状況を公表している。</p> <p>そのうち、長野県では、さらに、前述ア(ア) b の①のとおり、森林被害についても地方事務所別等で積極的に公表している。</p> <p>また、栃木県及び長野県では、調査結果の公表に当たり、より具体的な被害の状況が理解できるよう、独自に次のような事項を盛り込んでいる。</p> <p>i) 森林には木材を生産する経済的な価値と水源涵養など公益的な価値があるとして、「経済的被害」及び「公益的被害額」（栃木県）</p> <p>ii) 駆除の必要性の検討に資するため、被害の実情を金額で伝える必要があるとして、「森林被害金額」（長野県）</p> <p>一方、埼玉県では、市町村により鳥獣被害の調査方法や精度が異なっていることを理由として、鳥獣による森林被害の調査結果を公表していない。また、茨城県は調査の結果、森林被害がないため、公表していない。</p>	<p>図表 1-(3)-②</p> <p>図表 1-(3)-③</p> <p>図表 1-(3)-④</p>
--	---

<p>b 市町村による公表状況</p> <p>今回、調査した12市町における森林被害の公表状況をみると、2市において、次のとおり公表しているが、残る10市町では公表していない。</p> <p>i) 森林の鳥獣被害（シカ（ニホンジカ・カモシカ）の被害、クマ（ツキノワグマ）の被害、地域の獣害の被害状況（平成24年度）、獣害対策の実施状況、主な対策方法）について、協議会（国、県、市町村、森林組合等で構成）のホームページで公表している。</p> <p>ii) 森林組合など3林業事業者へ調査依頼して被害情報を把握し、森林被害報告年報を作成して県地方事務所に報告しており、その中の農林業被害額を地区野生鳥獣保護管理対策協議会（大学、県、市町村、JA、森林組合等で構成）の資料として公表している。</p> <p>一方、公表していない10市町について、その理由を確認したところ、次のとおり被害が少ないなど、公表するための情報がないとするものが大半であった。</p> <p>i) 鳥獣による森林被害がない、又は、ほとんどないこと（5市）</p> <p>ii) 森林被害の情報を正確に把握していない、又は、把握している被害情報が聞き取り主体の調査で把握されたものであり、職員が直接被害を確認していないこと（3市）</p> <p>iii) 県が県内市町村の被害情報を取りまとめて、公表していること（2市）</p>	<p>図表1-(3)-⑤</p> <p>図表1-(3)-⑥</p>
<p>イ 鳥獣による被害に関する情報提供の状況</p> <p>今回、調査した4県及び12市町における、鳥獣による被害に関する国民・住民一般への情報提供の状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) 農作物被害調査、森林被害調査以外の情報提供</p> <p>a 県による情報提供の状況</p> <p>調査対象4県では、上記ア(ア)及び(イ)の農作物・森林被害の調査結果以外については、クマの出没情報や注意事項などをまとめて公表している例がみられるが、それ以外の被害についての情報提供はみられない。</p> <p>情報提供していない主な理由について、以下のとおり、鳥獣による農作物・森林以外の被害状況を的確に把握できていないためであるとしている。</p> <p>i) 把握している被害が限定的であること。</p> <p>ii) アライグマ、ハクビシンによる家屋への侵入に伴う糞尿害やイノシシによる河川堤防の掘り起こしなどの農作物・森林被害以外の被害を把握しているが、いずれも具体的な被害面積、被害額、人数等の数量的な情報はなく、県として正式に情報提供できるほどの内容にはなっていないこと。</p> <p>iii) 鳥獣による農作物・森林被害の調査結果以外には、統計データとして把握、整理しておらず、提供できるような情報を持ち合わせていないこと。</p> <p>iv) 月1~2件と被害が少なく、把握・整理もしておらず、情報提供する必要がないと考えていること。</p>	<p>図表1-(3)-⑦</p>

<p>b 市町村による情報提供の状況</p> <p>今回、調査した12市町のうち、1市において平成26年度に実施した市内農家全戸への調査票による被害調査の結果を市のホームページに掲載し、情報提供している。</p> <p>一方、残る11市町については、次のような理由から情報提供等に至らないものが多いとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 把握している被害情報の精度が低く、市独自で情報提供できる程のものではないこと(3市) ii) 鳥獣による農作物・森林以外の被害が少ない、あるいは、被害の多くが畦畔等の掘り起こしであり、情報提供に至る程のものではないこと(3市) iii) 農作物・森林以外の被害情報について、被害相談に基づき個別に対応していること(1市) <p>なお、12市町のうち、7市町では、県と同様にクマの出没情報や注意事項などをまとめて情報提供している。</p>	<p>図表1-(3)-⑧</p> <p>図表1-(3)-⑨</p>
<p>(イ) 被害防止計画の公表</p> <p>鳥獣被害防止特措法第4条第8項において、市町村は、被害防止計画を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされている。</p> <p>また、鳥獣被害防止基本指針一2(3)「調査結果の活用」においては、「国及び地方公共団体は、被害の状況や鳥獣の生息状況等の調査結果を公表し、被害防止計画の作成等にこれらの調査結果が活用されるように努めるものとする。」とされている。</p> <p>さらに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」(平成20年2月21日農林水産省生産局長通知)においては、「当該市町村において、被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、それらの被害金額、被害面積等を記入する」、「被害防止対策の実施に当たっては、地域全体で被害についての共通認識を形成することが重要であることから、当該市町村において、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増加傾向等の被害の現状について、必要に応じ地図等を活用しつつ、記入するよう努める」とされている。</p>	<p>図表I-⑤(再掲)</p> <p>図表I-⑥(再掲)</p> <p>図表I-⑦(再掲)</p>
<p>今回調査した12市町の全てにおいて、「鳥獣被害防止計画」が作成されており、被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、それらの被害金額、被害面積等が記載されているが、当該計画を市町のホームページにおいて掲載し、公表しているものが7市町であった。</p> <p>なお、公表している7市町の被害防止計画に記載されている鳥獣被害の状況は、いずれも計画策定年度の前年又は前々年のもので、毎年更新されるものではないため、中には、6年前に計画期間の終了した計画が未だ掲載されており、記入されている被害状況は、9年前のものとなっているものもみられる。</p> <p>鳥獣による各種被害については、定期的に調査している農作物被害及び森林被害は、国(農林水産省等)において都道府県別の調査結果が公表されているが、地区別や市町村別の被害状況は、①調査結果の正確性に疑問を有するため、②県単位で</p>	<p>図表1-(3)-⑩</p>

集計した結果が県により公表されており、市町村別に公表する必要がないなどとして、一部の県・市町村で公表されているのみである。

さらに、調査している農作物及び森林の被害状況以外の被害については、何らかの情報を市町村が把握しているとみられるが、被害が少ない、程度が軽い、正確な情報を把握していないなどとして、公表又は一般に情報提供されている例は少ない。

鳥獣被害防止対策を効果的に実施するため、また、国民の理解を増進するためには、被害の実態の情報提供が求められるが、現在のところ、公表又は情報提供されている被害の状況は限られている。

図表 1-(3)-① 調査対象 4 県の鳥獣による農作物被害情報の公表状況

都道府県	農作物	
	事項	方法
埼玉県	(注 2)	-
茨城県	農作物被害状況	ホームページ
栃木県	農作物被害状況	ホームページ
長野県	農作物被害状況の推移	ホームページ
		会議等資料
	農作物被害状況や推移等	会議等資料

(注) 1 当局の調査結果による。

2 埼玉県は、当局の実施調査後にホームページに農作物被害状況を掲載している。

図表 1-(3)-② 調査対象 12 市町の鳥獣による農作物被害情報の公表状況

市町村	農作物	
	事項	方法
A	サルの被害状況	学校訪問
		地区広報誌等
	アライグマ被害等	講習会で説明
B	-	-
C	-	-
D	-	-
E	-	-
F	農作物被害状況	ホームページ
G	-	-
H	-	-
I	-	-
J	-	-
K	農作物被害対策情報等	ホームページ
L	-	-

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(3)-③ 鳥獣による農作物被害を公表していない9市町の理由

市町村	未公表の理由
B	把握している被害情報が、担当者が前年の報告実績や本年の住民等からの相談件数などから推測した被害量に基づき算出した数値であるため。
C	被害の情報が入った際には、新たな被害の防止に役立てられるよう、職員の定期的な見回りの際に被害情報を他の農家等に提供するようにしているため。
D	鳥獣被害防止計画を市ホームページ上で公表しているため。
E	農作物の被害は山間部では慢性的となっており、市で把握できる範囲は限られるため。
G	県が県内市町の被害状況を取りまとめた被害情報を、県のホームページで公表しているため。
H	市の被害情報も含め、県が県全体の被害情報を公表しているため。
I	県が県内市町の被害状況を取りまとめた被害情報を県のホームページで公表しているため。
J	聞き取り主体の調査で把握された情報であり職員が直接被害を確認していないとの理由から、農作物及び森林被害情報を市民に積極的に公表することはしていないため。
L	県での公表が実施、定着しているため。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(3)-④ 調査対象4県の鳥獣による森林被害情報の公表状況

都道府県	森林	
	事項	方法
埼玉県	-	-
茨城県	-	-
栃木県	森林被害状況等	ホームページ
長野県	森林被害状況の推移	ホームページ
	森林被害状況や推移等	会議等資料

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(3)-⑤ 調査対象 12 市町の鳥獣による森林被害情報の公表状況

市町村	森林	
	事項	方法
A	-	-
B	-	-
C	森林被害状況等	ホームページ
D	-	-
E	-	-
F	-	-
G	-	-
H	-	-
I	-	-
J	-	-
K	森林被害状況等	会議等資料
L	-	-

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(3)-⑥ 鳥獣による森林被害を公表していない 10 市町の理由

市町村	未公表の理由
A	過去 9 年間で、被害件数は 3 件のみのため。
B	把握している被害情報が、担当者が前年の報告実績や本年の住民等からの相談件数などから推測した数値であるため。
D	森林被害実績がないため。
E	被害がないため。
F	被害情報を把握していないため。
G	林業被害は発生していないため。
H	県が県全体の被害情報を公表しているため。
I	県が県内市町の被害状況をとりまとめた被害情報を県のホームページで公表しており、市独自の公表については更なる精査が必要であるため。
J	聞き取り主体の調査で把握された情報であり職員が直接被害を確認していないとの理由から、農作物及び森林被害情報を市民に積極的に公表することはしていないため。
L	被害報告がほとんどないため。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(3)-⑦ 調査対象 4 県において、農作物被害調査、森林被害調査以外の情報提供を行っていない理由

都道府県	情報提供を行っていない理由
埼玉県	把握している情報が限定的であるため。
茨城県	月 1~2 件と少なく、把握・整理もしておらず、情報提供する必要がないため。
栃木県	農林水産省の野生鳥獣による農作物被害状況調査を実施する際に、県独自の様式を追加し、市町からの情報収集に努めているが、いずれも具体的な被害面積、被害額、人数等の数量的な情報はないなど、県として正式に情報提供できるほどの内容にはなっていないため。
長野県	統計データとして把握、整理しておらず情報提供できるような情報を持ち合わせていないことから、原則として情報提供されていない。ただし、クマの目撃及び人身被害については被害防止の重要性、必要性等に鑑みて目撃件数及び人身事故件数をホームページで公表するとともに野生鳥獣被害対策本部会議資料として情報提供している。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(3)-⑧ 農作物被害調査、森林被害調査以外の情報提供を行っていない 11 市町の理由

市町村	情報提供を行っていない理由
A	クマの出没情報は提供しているが、それ以外については情報提供していないため。
B	調査ができておらず、把握していないため。
C	照会があれば情報提供しているが、自らは発信していない。
D	具体的な被害がないため。
E	被害の多くが畦畔等の掘り起しのため。
G	たまたま把握できた断片的な情報やほとんどが数量化されたものではなく、そのような情報を市が責任を持って情報提供することは困難であるため。
H	県が県全体の被害情報を公表しているため。
I	県が県内市町の被害状況を取りまとめた被害情報を県のホームページで情報提供しており、市独自の情報提供については更なる精査が必要であるため。
J	聞き取り主体の調査で把握された情報であり職員が直接被害を確認していないとの理由から、農作物及び森林被害情報を市民に積極的に情報提供することはしていないため。
K	被害相談に基づき個別に対応しているため。
L	被害件数が少ないため。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(3)-⑨ クマの出没情報等の HP による公表状況

市町村	HP に記載されている主な事項
A	平成 21 年以降のクマの目撃情報（日付、場所、地図）、注意事項、遭遇時の対処法
B	クマの出没による注意喚起
C	平成 24 年以降のクマの目撃情報（日付、場所、地図）、注意事項、遭遇時の対処法
H	平成 27 年以降のクマの目撃情報（日付、場所）、注意事項、遭遇時の対処法、ツキノワグマの特徴
I	クマの出没による注意喚起、遭遇時の対処法、ツキノワグマの特徴
K	クマの対策情報、注意事項、遭遇時の対処法
L	平成 24 年以降のクマの目撃情報（日付、時間、場所、地図）、注意事項、遭遇時の対処法

(注) 1 当局の調査結果による。

2 各市町のホームページに掲載されている情報により、当局において分類の上作成した。

図表 1-(3)-⑩ 調査対象 12 市町における鳥獣被害防止計画の HP による公表状況

市町村	HP による公表	計画期間	記入されている「被害の現状」の年度
A	○	平成 28 年度～30 年度	平成 26 年度
B	○	平成 20 年度～22 年度	平成 19 年度
C	○	平成 26 年度～28 年度	平成 24 年度
D	○	平成 28 年度～30 年度	平成 27 年度
E	×	-	-
F	×	-	-
G	○	平成 28 年度～30 年度	平成 26 年度
H	○	平成 27 年度～29 年度	平成 26 年度
I	×	-	-
J	×	-	-
K	○	平成 26 年度～28 年度	平成 24 年度
L	×	-	-

(注) 当局の調査結果による。

2 鳥獣被害防止のための取組の実施状況

(1) 鳥獣被害防止のための主な取組

調査結果	説明図表番号
<p>鳥獣保護管理法に基づき、国（環境大臣）は鳥獣保護管理基本指針を定め、都道府県知事は、鳥獣保護管理基本指針に即して、鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとするとしている。また、都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとして、国は、都道府県知事が、鳥獣保護管理事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとするとしている。</p>	<p>図表 I-①、④（再掲）</p>
<p>さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき、国（農林水産大臣）は、鳥獣被害防止基本指針を定め、市町村は、鳥獣被害防止基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができるとされており、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとするとしている。また、都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとして、併せて、国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助や地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとするとしている。</p>	<p>図表 I-⑤、⑥（再掲）</p>
<p>このように、鳥獣による農作物等の被害を防止するための取組については、国及び地方公共団体において、鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法に基づき行われているが、環境省及び農林水産省では、生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣の急速な増加に緊急的に対処するため、平成 25 年 12 月に、強化対策を策定している。</p> <p>この強化対策においては、ニホンジカ、イノシシについては、まず当面の目標として、10 年後（平成 35 年度）までに全国の個体数を半減させることを目指すこととしており、捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化策として、各都道府県による捕獲（個体数調整）の強化及び支援、各市町村による捕獲（有害捕獲）の強化等、さらに、捕獲事業を支える従事者の育成・確保策として、専門事業者の育成、狩猟者の確保等を行うなどとされている。</p>	<p>図表 I-⑨（再掲）</p>
<p>今回、調査した 4 県及び 4 県内の 12 市町における鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の主な取組は、次のとおりである。</p> <p>① 県の取組</p> <p>調査対象とした 4 県においては、第二種特定鳥獣管理計画（その生息数が著しく増加し、又は生息域の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画）等で定めたニホンジカやイノシシ、ニホンザルなどの対象鳥獣の捕獲（個体数調整事業）、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）の捕獲（指定管理鳥獣捕獲等事業）、狩猟期間の延長やわなの径規制の解除、捕獲頭数制限の緩和、市町村が行う鳥獣の捕獲や防護に係る取組の経費補助、狩猟者の育成・確保などが行われている。</p>	<p>図表 2-(1)-①～③</p>

<p>② 市町村の取組</p> <p>調査対象とした12市町においては、地元の猟友会に委託して行う有害鳥獣捕獲や報償金を支払うことによる鳥獣の捕獲の奨励、農業生産者等が設置する電気柵等の費用補助や人里に鳥獣が寄り付かないようにする放任果樹の伐採、捕獲従事者の養成研修や狩猟免許の取得に係る経費の補助などの狩猟者の育成・確保に係る取組などが行われている。</p> <p>なお、環境省では、都道府県による指定管理鳥獣の捕獲等を円滑かつ迅速に強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とした「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」により、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を支援している。</p> <p>また、農林水産省では、市町村による鳥獣の捕獲、被害防除等の被害防止対策の総合的かつ計画的な取組、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組等に寄与することを目的とした「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、市町村や都道府県等が行う鳥獣の捕獲、被害防除等の取組を支援している。</p>	<p>図表 2-(1)-④</p> <p>図表 2-(1)-⑤</p>
--	-------------------------------------

図表 2-(1)-① 県による鳥獣の捕獲の主な取組（長野県の例）

取組等	内容	平成 27 年度実績
野生鳥獣総合管理対策事業	地域の実情に応じた野生鳥獣による被害対策を地域住民が自ら考え、及び実施することにより、地域住民と野生鳥獣の共存を実現	25,919.1 千円 (国：5,741.2 千円、県：20,177.9 千円)
個体数調整事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画に基づき実施するニホンジカ、ニホンザル、イノシシの幼獣等の数の調整を目的とした捕獲を実施 ・捕獲したニホンジカ、ニホンザル、イノシシの幼獣等を埋設するための残渣処理場作設、設置後の維持管理のための資材購入、焼却処理経費を補助 	12,765.8 千円 (県：12,765.8 千円)
広域捕獲支援事業	広域捕獲隊を編成した捕獲にあたっての事前準備等に要する経費及び捕獲実施、残渣処理場整備等に要する経費を補助	3,673.2 千円 (国：3,673.2 千円)
集落等捕獲隊活動支援事業	集落等捕獲隊が行う、止め刺し、見回り、埋設処理等に要する経費を補助	860 千円 (県：860 千円)
鳥獣被害対策実施隊員支援事業	鳥獣被害対策実施隊員が負担する技術向上、更新射撃講習経費、事故防止用具経費、実施隊員に対する傷害保険料を補助	2,137.35 千円 (県：2,137.35 千円)
ツキノワグマ学習放獣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマを捕獲するための箱わな（ドラム缶檻）の購入及び設置管理に係る費用を補助 ・捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマの奥山等への放獣を実施 	4,017.45 千円 (県：4,017.45 千円)
追い払い事業	森林等で食害等の被害を発生させている野生鳥獣を追い払うために使用する器具の購入に係る費用を補助	—
シカ大量捕獲施設設置事業	ニホンジカを大量捕獲するための施設の設置等に要する経費を補助	—
捕獲檻等購入支援事業	防護柵や緩衝帯整備等総合的な対策を実施している地域を対象に大型獣を捕獲するための檻・わなの購入に係る費用を補助	2,068 千円 (国：2,068 千円)

搬出機材整備支援事業	捕獲したニホンジカ等を搬出するための機材購入に係る費用を補助	—
銃猟者確保・育成支援事業	新規銃猟者が銃砲所持許可取得に要する医師診断書料、射撃講習経費（弾代含む。）、事故防止用具経費、ハンター保険料及び上記新規銃猟者の銃砲所持許可取得や取得後の指導を行う熟練狩猟者に対する報償等を補助	397.3 千円 (県：397.3 千円)
銃猟者育成射撃場整備支援事業	射撃技術訓練に必要な機械類等の整備に係る費用を補助	—
指定管理鳥獣等捕獲事業	同事業を活用し、県が事業主体となり、これまで捕獲が困難であった標高の高い地域等でニホンジカの集中的な捕獲を推進する	94,914 千円 (国：85,563 千円、県：9,351 千円)
	・実施計画策定に必要な調査及び評価	
	・高密度地域におけるニホンジカの集中捕獲	
	・分布拡大地域におけるニホンジカの捕獲	
	・行政界における隣県等とのニホンジカの共同捕獲	
・高度捕獲技術を活用した捕獲の推進		
ハンターデビュー支援事業	ハンター養成学校を開校し、狩猟免許・猟銃許可の取得や捕獲に関わる様々な知識の習得支援を行う	2,509 千円 (国：2,509 千円)
猟銃等講習会の開催	新規に銃を所持しようとする者や既に銃を所持している者が受講する講習会を開催	2,203 千円 (県：2,203 千円)
狩猟のスペシャリスト養成事業	シャープシューティング等高度な捕獲技術を有するスペシャリストの養成を図り、有害鳥獣捕獲の効率化を推進する	313 千円 (国：313 千円)
ニホンジカ及びイノシシの狩猟期間の延長	県内全域において、2月16日から3月15日までわなによる狩猟期間を延長	0 千円

ニホンジカ及びイノシシのくくりわなの径規制の解除	県内全域において、12月15日から3月15日まで狩猟において輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用禁止を解除	
捕獲制限頭数の緩和	1日当たりの捕獲制限頭数を緩和（オス：1頭、メス：無制限）	
県下一斉メスジカ捕獲強化期間の設定	出産前の2月16日から5月31日までの間を「メスジカ捕獲強化期間」として設定	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-② 県による鳥獣の防護に係る主な取組（長野県の例）

取組等	内容	平成 27 年度実績
野生鳥獣総合管理対策事業	地域の実情に応じた野生鳥獣による被害対策を地域住民が自ら考え、及び実施することにより、地域住民と野生鳥獣の共存を実現	3,770 千円 (国：3,770 千円)
造林木保護事業	ニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木等被害防止のための忌避剤や防護資材の設置及び資材の購入に係る費用を補助	—
食害防止物理柵事業	ニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木食害防止のための物理柵の設置及び資材の購入に係る費用を補助	—
樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業	ツキノワグマ等による造林木の樹皮剥ぎを防止するためのテープ巻き等の施工及び資材の購入に係る費用を補助	800 千円 (国：800 千円)
緩衝帯整備事業	野生鳥獣の隠れ家、通り道となる荒廃森林等の藪払い、除伐等の実施	2,970.8 千円 (国：2,970.8 千円)
侵入防止柵の設置	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵を設置	163,987 千円 (国：163,987 千円)
自然公園等での侵入防止柵の設置	植生被害を防ぐため、霧ヶ峰高原等に侵入防止柵を設置	不明

樹木用ニホンジカ忌避剤の草本適用拡大試験	希少野生植物（草本）の新たな食害防止対策として樹木用の忌避剤の草本植物への適用拡大を検討	
高山植物等のシカ忌避剤の面的実証実験	ニホンジカの食害被害が発生している霧ヶ峰高原の高山植物を対象に、臨時職員による忌避剤散布と効果測定を実施	
ニホンジカ生息状況調査	第二種特定鳥獣管理計画策定のため、全県的な分布、生息等の動向を調査	22,248 千円 (国：20,023 千円、県：2,225 千円)
ツキノワグマ生息状況調査	第二種特定鳥獣管理計画策定のため、全県的な分布、生息等の動向を調査	4,266 千円 (県：4,266 千円)

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-③ 県による狩猟者の確保・育成に係る主な取組（長野県の例）（「表 2-ア-① 県による鳥獣の捕獲の主な取組（長野県の例）」の一部を再掲）

取組等	内容	平成 27 年度実績
銃猟者確保・育成支援事業	新規銃猟者が銃砲所持許可取得に要する医師診断書料、射撃講習経費（弾代含む。）、事故防止用具経費、ハンター保険料及び上記新規銃猟者の銃砲所持許可取得や取得後の指導を行う熟練狩猟者に対する報償等を補助	397.3 千円 (県：397.3 千円)
銃猟者育成射撃場整備支援事業	射撃技術訓練に必要な機械類等の整備に係る費用を補助	—
ハンターデビュー支援事業	ハンター養成学校を開校し、狩猟免許・猟銃許可の取得や捕獲に関わる様々な知識の習得支援を行う	2,509 千円 (国：2,509 千円)
猟銃等講習会の開催	新規に銃を所持しようとする者や既に銃を所持している者が受講する講習会を開催	2,203 千円 (県：2,203 千円)
狩猟のスペシャリスト養成事業	シャープシューティング等高度な捕獲技術を有するスペシャリストの養成を図り、有害鳥獣捕獲の効率化を推進	313 千円 (国：313 千円)

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-④ 市町における有害鳥獣の捕獲・防護等の取組の例

区分	取組等名	内容	平成 27 年度実績
捕獲	有害鳥獣駆除業務委託事業	猟友会へ有害鳥獣駆除を委託	15,521 千円 (国：9,840 千円、市：5,681 千円)
	集落等捕獲隊による捕獲	猟友会及び集落等捕獲隊の活動費等を補助	2,040 千円 (県：218 千円、市：1,822 千円)
	鳥獣被害対策実施隊による捕獲	鳥獣被害対策実施隊の活動費等を補助	1,095 千円 (国：486 千円、市：609 千円)
	くくりわな等の支給	猟友会にくくりわな及び大型箱わなを支給	1,542 千円 (国：769 千円、市：773 千円)
	小型箱わなの貸出し	ハクビシン等小型獣類捕獲のための箱わなを貸出し	0 千円
	ツキノワグマ学習放獣事業	捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマの奥山等への放獣を実施	2,517 千円 (県：1,258 千円、市：1,259 千円)
防護	防護柵整備事業	・申請のあった地区野生鳥獣対策協議会に対して、防護柵設置に係る原材料を支給 ・防護柵の維持管理に関する協定を地区野生鳥獣対策協議会と締結	18,083 千円 (国：18,082 千円、市：1 千円)
	農作物食害防止事業	2 戸以上の農家が共同で防護柵を設置する際の資材購入費の 1/2 以内の金額を補助	693 千円 (市：693 千円)
	緩衝帯整備	里山で強間伐を行うことで緩衝帯機能を発揮	2,081 千円 (国：2,081 千円)
狩猟者の確保・育成	新規銃猟者確保事業	保険料等に係る費用の 1/2 以内の金額を補助（上限 3 万円）	300 千円 (市：300 千円)
	狩猟免許取得者等への補助	新規狩猟者及び更新者に対してテキスト代を補助	112 千円 (国：55 千円、市：57 千円)

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑤ 「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」の概要
(単位：万円)

区分	目的	内容	平成 27 年度予算 (全国)
指定管理鳥獣捕獲等事業交付金 (環境省)	都道府県による指定管理鳥獣の捕獲等を円滑かつ迅速に強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与	ニホンジカ及びイノシシの生息頭数を 10 年後に半減するという目標を達成するため、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を支援	50,000
鳥獣被害防止総合対策交付金 (農林水産省)	市町村による鳥獣の捕獲、被害防除等の被害防止対策の総合的かつ計画的な取組、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成等の取組に寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止のための取組を支援 ・県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成を支援 	950,000

(注) 当局の調査結果による。

(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用状況

調査結果	説明図表番号
<p>調査対象とした関東農政局では、前記(1)の「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、市町村が作成した被害防止計画に基づき行われる侵入防止柵等の被害防止施設の設置に係る経費や捕獲活動経費などを支援している。</p> <p>また、同局では、都道府県と調整等の上、被害防止計画未策定の市町村などに対し、被害防止計画の策定や交付金の活用等について督励することを目的として、訪問や電話等によるヒアリングなどを行っている。</p>	
<p>今回調査対象とした埼玉県内の調査対象 3 市町では、鳥獣による被害を防止する取組として、捕獲や見回りを行う非常勤等職員の人件費、有害鳥獣捕獲を行う猟友会への委託費・捕獲報償金、農家等が設置する電気柵の設置経費の補助、鳥獣被害防止対策協議会への負担金の支出等を行っている。</p>	図表 2-(2)-①
<p>このため、例えば、鳥獣の捕獲に係る経費や農家等が設置する侵入防止柵等の被害防止施設の設置に係る経費については、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象になるとみられるものもあるが、3 市町のうち、2 市町では、同制度をよく知らなかった、当該交付金を活用して、狩猟者等への捕獲活動経費を増額する必要性に疑問として、当該交付金を活用していない。</p>	図表 2-(2)-②
<p>当該交付金の申請は、都道府県を経由して行われているが、埼玉県では、市町村から申請があった場合、事業計画の策定支援や申請内容の審査・指導を行っているもの、県内全体の捕獲目標数を設定しているニホンジカについて、有害鳥獣捕獲における捕獲頭数の割合や地域バランスなどを踏まえた増額や減額などの指導や助言までは行わず、関東農政局に進達するとしている。また、毎年行っている市町村連携会議で国の施策説明を行うとともに指導者育成研修内で事業説明を行っているもの、例えば、申請を行わない市町村の中に同交付金の対象となり得る取組を行っている市町村があるとみられる場合でも、他の事業がある中で、当該交付金を活用するかしないかは実施主体の判断であるとして、積極的な活用の働きかけは行われていない。</p>	
<p>これらのことなどから、平成 28 年 4 月末現在、埼玉県内 63 市町村のうち、27 市町村が被害防止計画を作成しているが、当該交付金を活用した市町村は 9 市町村となっている（平成 27 年度実績）。なお、当該年度以前の活用実績をみても、平成 22 年度は 10 市町村、23 年度は 14 市町村、24 年度は 7 市町村、25 年度は 8 市町村、26 年度は 7 市町村となっている。また、調査対象 4 県における同交付金の配分額（平成 28 年度）をみると、茨城県は 2,883 万円、栃木県は 1 億 3,003 万円、長野県は 3 億 5,579 万円となっているが、埼玉県は 323 万円となっている。</p>	図表 2-(2)-③- i、ii
<p>また、同交付金の緊急捕獲活動支援事業を活用して捕獲された鳥獣の捕獲数をみると、ニホンジカでは、栃木県は 2,778 頭、長野県は 2 万 1,647 頭となっているが、埼玉県は 5 頭、イノシシでは、茨城県は 1,135 頭、栃木県は 9,334 頭、長野県は 3,176 頭となっているが、埼玉県は 36 頭となっている（平成 26 年度実績）。</p>	図表 2-(2)-⑤
<p>上記の埼玉県の説明からすると、市町村からの申請がないものと思われるが、直近（平成 26 年度）の農作物の被害金額では全国で 36 位であることや当該交付金制度をよく認知していないとみられる意見もあることなどから、少なくとも、不知により交付金が活用されないということがないよう、交付金の適正な使用に留意しつつ、鳥獣による被害防止対策の一層の推進のため、関係者間でのきめ細かな情報共有を行うことが重要であると考えられる。</p>	図表 2-(2)-⑥

図表 2-(2)-① 鳥獣による被害防止に係る主な取組の経費（平成 27 年度）

（単位：円）

区分	A	B	C
人件費（非常勤・臨時職員）	5,079,957	—	1,448,000
報償金	256,000	—	594,000
捕獲業務委託費	1,682,200	1,750,000	3,720,000
狩猟用火薬類無許可譲受票交付手数料	—	138,000	402,000
猟具の貸与	—	—	673,931
補助金	免許取得等	0	1,234,540
	電気柵等	1,279,800	1,653,450
鳥獣害対策協議会への負担金	200,000	808,000	3,768,000
その他	344,274	—	—
合計	8,842,231	5,583,990	13,287,249

（注）1 当局の調査結果による。

2 報償金の対象は、A がアライグマ、C がサル（372 千円）及びハクビシン（222 千円）

図表 2-(2)-② 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用していない理由

市町村	内容
B	同制度をよく知らなかった。
C	当該交付金を活用して、狩猟者等の捕獲活動経費を増額する必要性に疑問

（注）当局の調査結果による。

図表 2-(2)-③- i 埼玉県における被害防止計画の作成状況及び鳥獣被害防止総合対策交付金の活用実績（平成 28 年 4 月末現在）

（単位：市町村）

市町村数	作成済市町村数	
	作成済市町村数	交付金を活用した市町村数
63	27	9

（注）1 農林水産省の公表資料に基づき当局が作成した。

2 交付金の活用実績は平成 27 年度実績である。

図表 2-(2)-③- ii 埼玉県において鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した市町村数の推移

（単位：市町村）

平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
10	14	7	8	7

（注）埼玉県の提出資料に基づき当局が作成した。

図表 2-(2)-④ 鳥獣被害防止総合対策交付金配分額

（単位：万円、位）

都道府県	平成 26 年度	27 年度	28 年度
埼玉	164	385	323
茨城	1,514	1,791	2,883
栃木	4,378	11,456	13,003
長野	31,378	41,777	35,579
全国計	923,475	943,070	938,338

（注）農林水産省の公表資料に基づき当局が作成した。

図表 2-(2)-⑤ 平成 26 年度緊急捕獲等事業（交付金）による有害鳥獣の捕獲数

(単位：頭、羽、%)

都道府県	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	その他獣 類計	鳥類	合計
茨城県		1,135				1,135
栃木県	2,778	9,334	787	56	484	13,439
埼玉県	5	36		1		42
長野県	21,647	3,176	1,446	860	2,490	29,619

(注) 1 当局の調査結果による。

2 鳥獣被害防止総合対策交付金のメニューの一つである緊急捕獲等事業は、鳥獣の捕獲活動経費を直接支援（獣種等に応じて捕獲 1 頭当たり 8,000 円以内等を支援）。

図表 2-(2)-⑥ 野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況（平成 26 年度）

(単位：万円、位)

都道府県	被害金額	
		全国順位
茨城県	59,075	6/47
栃木県	35,384	20/47
埼玉県	14,248	36/47
長野県	70,685	3/47

(注) 農林水産省の公表資料に基づき当局が作成した。

(3) 広域捕獲・防護の推進

所見表示	説明図表番号
<p>鳥獣被害防止指針の一5(2) (追払い活動等の推進) において、鳥獣の被害防止対策を進めるに当たって、捕獲、侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追い上げ活動を行うことが有効であるとされ、また、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努めることとされている。</p>	<p>図表 I-⑥ (再掲)</p>
<p>また、同指針の一7(2) (地方公共団体相互の広域的な連携) において、鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことが効果的であるとされており、このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施することとされている。</p>	<p>同上</p>
<p>さらに、強化対策の「その他関連施策 (被害防除や生息環境管理等の推進)」においても、市町村や都道府県の行政区域を越えて広域に移動する鳥獣に対応するため、関係者で構成される広域活動組織や、複数の市町村の連携による追い払い等の被害防除等の取組を推進するとされている。</p>	<p>図表 I-⑨ (再掲)</p>
<p>なお、広域的な被害防止対策の取組の推進については、平成24年10月の「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受け、農林水産省では、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」において、広域的な取組についても支援対象とし、その旨を都道府県に対し会議で周知するとともに、広域的な取組事例(「鳥獣被害防止に向けた取組事例」)を取りまとめてホームページに掲載している。</p>	
<p>今回、調査対象とした12市町の中には、隣接する市町村と連携協力した有害鳥獣捕獲(広域捕獲)を実施しているところがある。当該市では、広域捕獲のメリットについて、両市の境界付近に生息する鳥獣は、境界を越えることにより、狩猟者から逃れていたが、両市が連携して同日にまき狩りを実施することによって有害鳥獣捕獲を行い、これを防ぐことができたようになったとしている。</p>	<p>図表 2-(3)-①</p>
<p>しかし、調査対象12市町における広域的な連携の状況を調査したところ、隣接する自治体間において、サルの追い払い活動が片方の市のみで行われた結果、追い払われたサルが追い払い活動に消極的な隣接町に逃げ込み、一定期間が経過した後に再度、追い払いを行った市に舞い戻り、当該市において農作物被害が発生しているとみられるなど、複数の市町村で広域的な取組を行うことが効果的とみられる状況(2事例)がある。</p>	<p>図表 2-(3)-②</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、関東農政局は、鳥獣の被害防止対策を適切かつ効果的に行う観点から、複数の市町村が行う、広域捕獲・防護等の対策を一層推進するための被害防止計画の作成や相互の連携協力等の取組について、都道府県を通じて助言等を行う必要がある。</p>	

図表 2-(3)-① 広域的な取組が行われている例

市町村	内容
A	<p>同市では隣接する都道府県の市と合同で有害鳥獣捕獲を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲期間：2月16日から3月27日まで（平成27年度実績） ・捕獲方法：銃及びわな ・捕獲従事者：A猟友会、隣接都道府県猟友会支部 ・捕獲鳥獣名：イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ <p>同市では、広域捕獲のメリットについて、両市の境界付近に生息する鳥獣は、境界を越えることにより、狩猟者から逃れていたが、両市が連携して同日にまき狩りを実施することによって有害鳥獣捕獲を行い、これを防ぐことができるようになった。</p>

（注）当局の調査結果による。

図表 2-(3)-② 広域的な取組を行うと効果的とみられるが行われていない例

市町村	内容												
B、C	<p>隣接する市及び町では、600頭前後のサルが複数の群れを形成し、市町を往来して農作物被害を発生させている。そのため、当該市では、農業生産者等と協力して、捕獲や防護（電波発信機を活用した追払い活動）活動を積極的に実施している。</p> <p>しかし、隣接する町では、被害防止にサルの追払いは効果が薄いなどとして捕獲活動を主体とした取組を行っており（捕獲実績は年間数頭）、積極的な追払い活動を実施していない。</p> <p>その結果、市から追い払われたサルが隣接する町に逃げ込み、一定期間が経過した後には再度、市に戻るといった状況が続いている。</p> <p>市では、サルの追い払い活動の方法等について、専門家の知見を活用するとともに、農業生産者の協力を得ることで、一定の効果を上げていることから、広域的な連携を行うことにより、さらなる効果が期待できるとしているが、隣接する町と足並みが揃わず、実現には至っていない。</p>												
J	<p>県の出先機関（3市5村を管轄）管内における全鳥獣及びニホンジカによる農業被害金額は、捕獲圧の増加や防護柵の整備等の推進により、特にニホンジカによる被害金額は減少している。</p> <p>しかし、同機関が管轄する他の市村に比べて、防護柵の整備が遅れている3村にニホンジカが侵入（移動）し、農作物被害を及ぼしているとみられ、管内全体に占める被害金額の割合は、増加傾向にある。</p> <p>表 3村におけるニホンジカによる農業被害金額と同事務所管内全体に占める割合の推移 （単位：千円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,090 (55.1)</td> <td>16,468 (56.2)</td> <td>10,538 (67.8)</td> <td>7,360 (63.2)</td> <td>7,915 (66.8)</td> <td>7,749 (63.9)</td> </tr> </tbody> </table>	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	15,090 (55.1)	16,468 (56.2)	10,538 (67.8)	7,360 (63.2)	7,915 (66.8)	7,749 (63.9)
平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
15,090 (55.1)	16,468 (56.2)	10,538 (67.8)	7,360 (63.2)	7,915 (66.8)	7,749 (63.9)								

（注）当局の調査結果による。

(4) 農業生産者の負担や直面している課題等

調査結果	説明図表番号
<p>ア 鳥獣による被害防止に係る負担</p> <p>鳥獣による農作物等の被害を防止するための取組のうち、捕獲活動については狩猟者が中心となって行われている一方、防護活動については農業生産者が中心となって行われている。</p> <p>今回、調査対象とした12市町において、28人の農業生産者から鳥獣による被害防止活動の一環として行われている防護活動及び捕獲活動の実態を調査した結果の概要は、次のとおりである。</p> <p>① 防護活動</p> <p>所有する田畑等への鳥獣の侵入を防ぐ防護活動については、電気柵、金網柵、防護ネットなどの防護柵等の設置などが行われているが、これらの設置に当っては、廃材を利用している者がいる一方、材料費等で数万円から数百万円の経費を負担（市町村から一部補助を受けている者あり）している者がいる。</p> <p>また、防護に係る取組の維持管理については、特に電気柵に係る負担（手間）が大きいと多くの者が多く、雑草等の異物が触れると放電し、防護効果がなくなるため、毎日の見回りや7～10日間に一回程度（一日作業）の下草刈り、電源のバッテリー（乾電池）の交換などが必要となっている。</p> <p>② 捕獲活動</p> <p>所有する田畑等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲については、猟友会に任せる者がいる一方、狩猟免許を所持し、自ら鳥獣を捕獲している者がいる。</p> <p>鳥獣の捕獲を猟友会に任せている農業生産者は、捕獲に係る手間や経費などの負担はないが、自ら鳥獣を捕獲している農業生産者は、狩猟免許の取得や狩猟者登録等の経費や猟具（銃、箱わな、くくりわな）の購入・維持管理費に加え、くくりわなや箱わななどの毎日の見回り、捕獲した鳥獣の処分などの手間や経費を負担している。</p> <p>③ 防護・捕獲の広域的な取組</p> <p>今回、調査対象とした農業生産者においては、上記①及び②の取組が個人ごとに行われている一方、負担が大きいとされるくくりわな等の見回りや防護柵等の設置・維持管理などについて、地域住民全体で行うことにより、農業生産者等の負担軽減を図る取組も行われている。</p>	<p>図表 2-(4)-①</p>
<p>イ 鳥獣による被害防止で直面している課題や支障、意見・要望</p> <p>調査対象とした農業生産者が鳥獣による被害を防止する際に直面している課題や支障、国等に対する意見・要望の概要は、次のとおりである。</p> <p>① 課題や支障</p> <p>農業生産者は、課題や支障として、地域住民の高齢化、防護柵等の設置に係る費用、維持管理における手間などの負担を課題に挙げている。</p> <p>(防護に係る主な課題や支障)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の多くが高齢化し、また、リーダーシップをとれる者がいないため、防護柵等の設置・維持管理などの肉体労働や共同作業が難しくなっている。 ・ 防鳥ネットの設置費用の負担が大きいが、補助金等の金銭的支援がな 	<p>図表 2-(4)-②</p>

<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵は、雑草等の異物が触れると放電し、防護効果がなくなるため、7～10 日間に一回程度 (半日作業) 行う草刈り作業が大きな負担となっている。また、風の影響等で電気柵に異物がからまることもあり、毎日 40 分程度の見回が必要。 <p>(捕獲に係る主な課題や支障)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシが現れた際には、猟友会に連絡しているが、駆除の許可手続、捕獲を行う猟友会会員の都合がつかない等により、即座に対応できる仕組みとなっていない。 <p>② 意見・要望</p> <p>農業生産者は、地域住民の連携や行政による支援、特定の鳥獣による被害の防止、地域の特性を理解した狩猟者の育成、捕獲した鳥獣の利用の推進などが必要としている。</p> <p>(防護に係る主な意見・要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人対応ではサルへの侵入は防げない。地域住民の連携や行政の支援が必要 ・ 個人単位で防護柵等を設置すると余計な費用がかかるため、集落単位で防護柵を設置する必要がある。 ・ 防護柵の購入経費だけでなく、柵の設置作業に必要な保険料 (柵は重く、本職ではない農業生産者が設置作業を行うには危険が伴うため保険に入る必要がある。費用は 4～5 万円) も補助してほしい。 <p>(捕獲に係る主な意見・要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カモシカの被害に苦慮している。捕獲した個体を放獣する場合は、発信機を装着するなどして居場所が分かるようにしてほしい。 ・ 猟友会会員を増やし、一頭でも多くのイノシシを駆除してほしい。 ・ くくりわなにかかったイノシシが暴れ、ワイヤーを固定した木が傷ついて商品にならなくなる、跳ね飛ばされた土で水路が埋まり、水田に水が流れなくなる等、地域の特性等を理解しないでわなを設置する狩猟者により二次被害が発生する場合もあることから、地域の特性を理解した狩猟者を育成する必要がある。 <p>(処分に係る主な意見・要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状態のいいイノシシやニホンジカは業者へ出荷できるようになったが業者の在庫が多くなると出荷できない。県・市町村で消費の拡大を推進してほしい。 ・ 有害鳥獣捕獲等で捕獲したニホンジカの数が多く、処分に困っている (埋設場所の確保や手間など)。行政で対応してほしい。 	
--	--

図表 2-(4)-① 農業生産者による鳥獣の被害の防止に係る取組の状況

番号	作付作物 面積	捕獲（平成 27 年度実績）		処分・活用（平成 27 年度実績）		防護（調査日現在）	
			手間やコスト		手間やコスト		手間やコスト
1		○猟友会が捕獲	○なし	○猟友会が 処分	○なし	○畑の一角（約 0.3a） に高さ 250cm の金網柵 を設置 ○約 10a の畑に高さ 180 cm の金網柵を設置	○廃材を利用
2		○猟友会が捕獲（所有地内でイ ノシシとニホンジカを合わせ て 5 頭程度を捕獲）	○なし	○猟友会が 処分	○なし	○高さ 90cm、長さ約 1km の電気柵を設置	○約 20 万円 ○3 週間に 1 回の下草刈り、2 週 間に 1 回の電圧チェック
3		当該地区内において、鳥獣による被害なし					
4	野菜 20a	○猟友会が捕獲（集落全体でニ ホンジカ 20 頭程度を捕獲）	○なし	○猟友会が 処分	○なし	○集落全体で高さ 150 cm、長さ約 700m の金網 柵を設置	○廃材を利用
5	野菜 24a	○集落全体でニホンジカ・イノ シシを 93 頭捕獲 ○猟友会の箱わなを使用 ○わな・第一種免許所持	○なし	○埋設 17 頭 ○販売 70 頭 ○譲渡 6 頭	○所有地内に埋設	○なし	○なし
6	花木 1ha	○所有地内でニホンジカ 5 頭、 イノシシ 2 頭、アライグマ 1 頭、 ハクビシン 1 頭を捕獲 ○猟友会のわなを使用 ○わな・第一種免許所持	○なし	○なし	○なし	○20a の畑に電気柵を 設置 ○5a の畑に金網柵を設 置	○1 万 7,000 円（20m 当たり単価）
7	野菜 9a	○所有地内でハクビシン 3 頭を 捕獲	○なし	○なし	○なし	○電気柵を設置 ○防護ネットを設置	○5 万円 下草処理、バッテリーの交換 ○3 万 5,000 円
8	水稲 1.04ha 野菜 2a	○猟友会が捕獲（所有地内でハ クビシン 10 頭、ニホンジカ 1 頭、イノシシ 1 頭を捕獲）	○なし	○猟友会が 処分	○なし		
9	水稲 28a 野菜 44a 果樹 20a	○猟友会が捕獲 （集落全体でニホンジカ 19 頭、 イノシシ 10 頭を捕獲）					
10	レンコン 3.4ha	○なし	○なし	○なし	○なし	○防鳥ネットの設置	○10a につき 20～30 万円
11	レンコン 1.8ha	○出猟 20 日、カルガモ 10 羽捕 獲	○銃の購入 ○メンテナンス費用	○埋設処分 10 羽	○猟友会から 1 シーズ ンにつき 1 万 2,500 円 程度の報酬あり	○防鳥ネットの設置	○10a につき 20～30 万円

番号	作付作物 面積	捕獲（平成 27 年度実績）		処分・活用（平成 27 年度実績）		防護（調査日現在）	
			手間やコスト		手間やコスト		手間やコスト
12	水稲 1.3ha 野菜 15a	○なし	○なし	○なし	○なし	○イノシシによる被害 対策として 9 年前に電 気柵 1 セットを購入、そ の後追加で 4 セットを 購入。現在、5 セットを 設置	○電気柵 1 セット 3 万円程度。内 容物は、電源となる装置、電流を 流すためのケーブル 200m、支柱 20 本程度など。 ○電気柵は、雑草等の異物が触れ ると放電し、防護効果がなくなる ため、7～10 日間に一回程度（一 日作業）、草刈りを実施
13	水稲 20a	○出猟 47 日、集落内でイノシ シを 21 頭捕獲 ○わな・第一種免許所持		○焼却処分 21 頭		○電気柵 1 セットを設 置	○約 2 万 5,000 円(市から 8,000 円の補助) ○電気柵は、雑草等の異物が触れ ると放電し、防護効果がなくなる ため、7～10 日間に一回程度（半 日作業）、下草刈りを実施。また、 毎日 40 分程度かけて断線がない か等の見回りを実施
14	水稲 30a 野菜 150a	○出猟 7 日、イノシシ 7 頭捕獲		○なし	○なし		
15	水稲 12ha 麦 4ha 野菜 10ha	○出猟 135 日、イノシシ 43 頭 捕獲		○イノシシ を運搬・解体 し、巡回して いる市の軽 トラックに 引き渡し ○重機によ り埋設 ○自家利用 はせず、知り 合いに譲渡	○イノシシは、20 kg 以 下に解体しなければ ならないため負担が 大きい。 ○内蔵を取り除く作 業に 20 分程度必要	○電気柵の設置 ○金網柵の設置	○電気柵は 5 セット（内容物は、 電源本体、コード、支柱等）40 万円程度 ○金網柵は 40 万円程度 ○電気柵及び金網柵の見回りを 週に 1 回 10 分程度実施 ○電気柵及び金網柵周辺の除草 剤の散布を月に 1 回程度実施 ○電気柵及び金網柵周辺の下草 刈りは年 4 回程度実施。1 回につ き二人で 4 日程度が必要
16	水稲 15ha 麦 23ha 大豆 13ha そば 4ha	○なし	○なし	○なし	○なし	○電気柵の設置	○電気柵は 40～50 万円程度 ○電気柵の線が定期的 に切れるため、その補修費用が 2～3 万円 程度 ○電気柵の見回りを 7～10 日に 1 回程度実施 ○雑草の処理については、除草剤 を利用

番号	作付作物 面積	捕獲（平成 27 年度実績）		処分・活用（平成 27 年度実績）		防護（調査日現在）	
			手間やコスト		手間やコスト		手間やコスト
17	水稲 36ha 小麦 3ha 小豆 3ha ブルーベリ ー1ha	○なし	○なし	○なし	○なし	○電気柵の設置 ○金網柵の設置	○電気柵 ・総延長約 1km、30 万円（個人所 有の農地） ・総延長約 5km、50 万円（法人所 有の農地） ○電線の年間メンテナンス費用 は約 1 万円 ○除草剤散布は、1 回につき 1～2 時間程度 ○草刈りは、1 か月に最低 2 回程 度実施。朝 4 時から 2～3 時間又 は 17 時から 2～3 時間程度の時間 をかけて実施 ○金網柵 ・総延長約 600m 程度、約 10 万 円（個人所有の農地） ・総延長約 2km、約 50 万円（法 人所有の農地）
18	果樹 2.2ha 水稲 30a	○出猟 182 日、イノシシ 16 頭 捕獲（グループ捕獲） ○わな免許所持	【グループ全体の実績 （27 年度実績）】 ○会議費（免許更新会） 3 万 8,794 円 ○事務費（捕獲許可申 請、地区標識、従事者証 等）1 万 5,000 円 ○くくりわな購入・修理 費：11 万円 ○狩猟者登録費：15 万 5,900 円 ○人件費：40 万 5,000 円（わなの設置・点検（7 人）、箱わなの移動、餌 交換等（9 人）） ○重機油代 ほか ○グループ全体で 11 地 区に箱わな 10 基、くく りわな 300 基程度設置 ○週 2 回の見回りを実	○埋設処分 14 頭 ○自家消費 2 頭	○花を栽培する農家 の土地で重機を使用 して 2 m ² 程度の穴を掘 り、埋設 ○川で洗い解体。2 人 がかりで 2 時間（皮剥 ぎ 1 時間、解体 1 時間）	○梨畑に防護ネットを 設置	○ネット代約 190 万円

番号	作付作物 面積	捕獲（平成 27 年度実績）		処分・活用（平成 27 年度実績）		防護（調査日現在）	
			手間やコスト		手間やコスト		手間やコスト
			施（農繁期は、グループ内の酪農家に見回りを依頼）				
19	水稲 0.7ha 果樹 0.6ha	○なし ○知人にくくりわなの設置を依頼。 ○わな免許所持（平成 27 年 7 月に狩猟免許を取得。しかし捕獲実績なし。）	○狩猟免許取得：約 1 万 5,000 円。 ○週 1 回程度の見回りを実施	○なし	○なし	○市の補助を受けて約 58 a に電気柵を設置	○除草剤の代金は 1 年で 1 万円程度 ○電気柵に雑草が触れないよう、毎週見回りを実施。雑草が伸びた都度、草刈りを実施。さらに、除草剤を年 3 回ほど散布
20	なし	○出猟 366 日、イノシシ 26 頭捕獲 ○グループで 2 人がわな免許所持 ○くくりわなを約 20 基設置	○くくりわな：1 基 1 万円×20 個 ○約 20 キロを軽トラックと自転車で毎日見回りを実施。 ○見回りに要する時間：4 時間程度	○埋設処分 26 頭	○重機を使用し、私有地（わなを設置した土地の所有者）に埋設	○地域としての取組を指導しているのみ。	○なし
21	水稲 1ha 森林 2.5ha	○出猟 183 日、イノシシ 2 頭捕獲 ○市が購入した箱わな（1 基）及び自費で購入した箱わな（1 基）を敷地内に設置	○箱わな購入費：約 10 万円×1 基 ○餌の追加、見回りを実施	○猟友会が処分	○猟友会が処分	○水田 1ha のうち、住宅地にある 20a を除く 80a の全てに電気柵を設置。	○電気柵設置費：約 15 万円（平成 18 年頃設置） ○電気柵をソーラーに交換：7～8 万円、交換用バッテリー購入：1 万円（いずれも平成 25 年頃購入） ○20 日に 1 回程度、電気柵の下草刈りを実施（7 月から 10 月頃まで）
22	水稲 22ha 小麦 4ha そば 4ha しょうが 1ha	○なし	○なし	○なし	○なし	○設置した柵の距離は不明だが、沢全体の半分ほどと記憶	
23	水稲 33a 野菜 11a	○出猟 366 日、ニホンジカ 4 頭、イノシシ 3 頭、ハクビシン 4 頭、アライグマ 1 頭捕獲 ○わな（大）6 基（うち 1 基は修理が必要で使用可能は 5 基）、箱わな（小）1 基、猟銃 2 丁	○箱わな（大 6 基）：8 万 5,000 円、3 基（自費）、3 基（市負担） ○箱わな（小）：不明 ○くくりわな：5,000 円・2 基（自費購入）、3,000 円・4 基（自作） ○猟銃：2 丁（約 25 万	○市に回収・処分を依頼	○市に回収・処分を依頼	○電気柵：イノシシに柵を倒されないよう、防護柵の外側に電気柵を設置 ○防護柵の二重化：シカが飛び越えられないように、1m の防護柵に高さ 2m の防護柵を重ね	<メンテナンス> ○電気柵：特になし ○防護柵：金網柵の補修

番号	作付作物 面積	捕獲（平成 27 年度実績）		処分・活用（平成 27 年度実績）		防護（調査日現在）	
			手間やコスト		手間やコスト		手間やコスト
			円、約 15 万円) ○毎年負担している経費：5 万円程度（銃の維持費、狩猟者登録費等） ○3 年に 1 度負担している経費：3 万 8,000 円程度（狩猟免許の更新の際に必要な経費等）			て設置 ○ハクビシン等が入り込まないように、15cm 四方の網目だった防護柵の下から 40cm 程度の防護柵を追加 ○その他：イノシシに土手を掘り返されないよう、土手に金網を設置 ○小動物が水路を通過して水田に侵入することのないよう、水路に蓋を設置	
24	水稲 20a 野菜 80a	○出猟 7 日、イノシシ 5 頭捕獲 ○イノシシ用くくりわなの作成 ○毎日、軽トラックで 5～6 キロの見回りを実施	○くくりわなの部品代：約 2,800 円 ○見回りに要する時間：1 時間程度	○焼却 5 頭、付近の農家 2 人と槍で止め刺し後、市の焼却施設に運搬	○焼却場までの運搬に 1 時間ほど要する。	○電気柵の設置、メッシュ柵の設置 ○エアガンやロケット花火による追い払い	○電気柵、金網柵ともに市の補助を受けて設置 ○エアガン購入費約 6 万円、ロケット花火購入費 100 個入り 600 円
25	水稲 1.5ha 野菜 2ha	○出猟 366 日、イノシシ 15 頭捕獲 ○わな免許所持 ○箱わな 1 基及びくくりわな 15 基設置 ○地域に猟友会のグループ（常に対応できる者が 5 人、働いて常に対応できない者が 3 人の計 8 人）がいて、くくりわなを設置し、交代で見回りを実施	○見回りに要する時間：2～3 時間 （1 年を通してほぼ毎日、軽トラックで実施）	○捕獲した個体の止め刺しを猟友会に依頼	○止め刺し後の個体を軽トラックで運搬すると荷台が血で汚れるため、プラスチック製のセメント桶を購入：7,000 円 ○捕獲した個体の解体場所（自宅の駐車場）を提供	○市の補助を受けて電気柵を設置	○設置時期が古く、経費は不明。 ○電気柵維持費：1 反約 2 万円 ○下草刈り、除草剤の散布
26	小麦 3ha 蕎麦 3ha	○出猟 65 日、ニホンジカ及びイノシシを 23 頭捕獲 ○わな免許所持 ○箱わな 13 基（材料を購入し、自作）、くくりわな 5 基（踏み板の切り抜きやワイヤー切りを含め全て自作）	○箱わな約 7 万円、くくりわなは自作 ○3 日に 1 回の見回りを実施（移動距離移動距離 20km 以上（所要時間 2 時間以上））	○自家利用 23 頭（止め刺しを依頼している猟友会が飼育する猟犬の餌）	○解体に要する時間：30 分	○市の補助により電気柵及び金網柵を設置	○特になし ○電気柵：下草刈り、毎日の見回り（1 時間程度）を実施 ○金網柵：特に対応なし。
27	水稲、白ネギ、蕎麦、	○集落全体で出猟 366 日、ニホンジカ 107 頭、イノシシ 6 頭、	○4 月から 11 月にかけて各町会の有志（4～5	○捕獲した鳥獣は埋設	○大型獣を捕獲した場合、処分には 3 人程	○防護柵の維持・管理については、各町会ごとに	○A 町会では、防護柵の草刈りは気づいたら行う程度であり、見回

番号	作付作物 面積	捕獲（平成 27 年度実績）		処分・活用（平成 27 年度実績）		防護（調査日現在）	
			手間やコスト		手間やコスト		手間やコスト
	大豆（面積不明）	タヌキ等 49 頭を捕獲 ○集落の南半分の地域（6 町会で構成）に、約 150 基（うち市貸与分約 80 基）のくくりわなを設置	名）が交代で毎朝 1 時間程度の見回りを実施 ○鳥獣を捕獲した場合は、猟友会に連絡し、止め差しを実施 ○市から貸与された分以外のくくりわなは、地区（有害鳥獣対策協議会）で購入 ○くくりわなの修理代で、毎年、各町会が約 3 万円を支出 ○ニホンジカ、イノシシの止め刺し料として、1,800 円/頭を猟友会へ支払い	処分 ○町会ごとに埋設地があり、鳥獣を運搬して埋設	度の手が必要 ○埋設には、埋め戻し作業等で 1 時間 30 分程度必要 ○埋設穴の掘削には、市から約 5 万円の定額補助あり	対応。なお、取組の内容は区々	りも適時実施しているのみ ○B 町会では、毎月 3 名で防護柵の見回り（※全長約 4,600m）、年 2 回程度の草刈を全住民に呼びかけて実施 ○緩衝帯整備には、地区有害鳥獣対策協議会から毎年約 20 万円支出 ○防護柵の修理には、防護柵設置時の資材の余りを活用して対応 ○一方で、くくりわなの設置や防護柵の修理に掛かる費用を町会費として徴収している町会あり
28	水稻、麦、大豆（面積不明）	○集落全体で出猟 244 日、ニホンジカ 70～80 頭を捕獲 ○わな免許所持 ○くくりわな 22 基（購入 20 基、猟友会からの支給 2 基）のうち、10～15 基を設置	○4 月から 11 月にかけて地域住民 3 人で毎朝 30 分程度の見回りを実施 ○ニホンジカを捕獲した場合は、猟友会に止め刺しを依頼。止め刺し料は支払っていない。 ○くくりわなは、中山間地等直接支払制度（農林水産省交付金）を活用して購入	○埋設処分ニホンジカ 70～80 頭 ○車で 5～10 分程度の場所に猟友会員が所有する山林の埋設穴まで運搬し、埋設	○捕獲した鳥獣の運搬に人手が掛かる。	○H23 に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、集落の世帯全戸が参加して防護柵約 1,200m を設置。 ○また、H26 にも同交付金を活用し、防護柵約 400m を設置	○10 月～2 月の約 4 か月で設置（※積雪期を除く） ○集落には兼業農家が多いため、土日に毎回 10 人程度で作業を実施し、合計約 10 日～20 日掛けて設置 ○設置に係る道具類は、作業員持ち出し ○作業員への日当は、中山間地等直接支払制度を活用し、計約 80 万円支払い ○年 2 回除草剤の散布等防護柵の維持・管理に係る取組を地区として実施 ○それ以外にも適宜見回り等を行っており、破損等があれば、毎月の定例集会で報告 ○破損箇所は、その都度修理せず、まとめて修理 ○年 2 回の取組には、町会の全世帯（※14 世帯）に参加を呼びかけ

番号	作付作物 面積	捕獲（平成 27 年度実績）		処分・活用（平成 27 年度実績）		防護（調査日現在）	
			手間やコスト		手間やコスト		手間やコスト
							○年 2 回の取組には、1,250 円/ 人の日当を、中山間地等直接支払 制度を活用して支払い（※計約 20 万円） ○破損箇所は、同制度を活用して 原材料を購入して修理

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 表中の空欄部分は農業生産者から明確な回答等がなかったものである。

図表 2-(4)-② 農業生産者が鳥獣による被害を防止する際に直面している課題や国等に対する意見等

番号	鳥獣による被害を防止する際に直面している課題や支障 (○防護、◇捕獲、●処分に係る課題等)	国や県、市町村に対する意見や要望 (○防護、◇捕獲、●処分に係る意見等)
1		◇鳥獣の個体数を減らしてほしい。
2		◇鳥獣の個体数を減らしてほしい。
4	○防護のための出費が多く出る。 ○地域住民の多くが高齢化し、リーダーシップをとれる者がいないため、防護柵の設置・防護などの肉体労働かつ共同作業が難しくなっている。 ○防護柵を設置する場合、隣接地との境界が問題になることがある。	○ヤマビル、カモシカによる被害が拡大しているので何とかしてほしい。 ◇わなに掛かったカモシカを野山に放す場合、発信機などを付けて居場所を管理してもらいたい。
5	○被害を防止することは全く不可能 ◇ハクビシンやアライグマなどの小動物は空屋や物置等に生息し、畑を荒らす。また、ニホンジカやイノシシも以前は山から畑に出没していたが、今では耕作放棄地から畑に出没するようになり、移動距離が短くなり捕獲が困難になった。	◇平成 27 年度には有害鳥獣駆除のくくりわなで 19 頭のカモシカが捕獲され、環境事務所に処理を依頼した。人家から 100 メートルくらいのところで捕獲されることもあり、ニホンジカとの捕獲分けは不可能。何らかの対応を検討してほしい。 ●状態のいいイノシシやニホンジカは業者に出荷できるようになったが、業者の在庫が多くなると出荷できない。県・市町村で消費の拡大を推進してほしい。 ●病気や小さい個体は業者に出荷できないため埋設するしかない。捕獲者個人の畑や猟友会の役員の畑に埋設しているが、行政で対応するべき。
6		○カモシカの被害に苦慮している。捕獲された個体を放獣する場合は、発信機を装着するなどして居場所が分かるようにしてほしい。 ●有害鳥獣捕獲等で捕獲したニホンジカの数が多く、処分に困っている（埋設場所の確保や手間など）。行政で対応してほしい。
7	○サルが出没した際、高齢者ばかりのため、追い払う要員の確保に苦労している。 ○サルに装着した電波発信機が寿命となり、追跡不能になった。	◇狩猟免許の所持促進。 ○個人対応ではサルの侵入は防げない。地域住民の連携や行政の応援が必要。
10	○防鳥ネットの設置費用の負担が大きいが、補助金等の金銭的支援がない。 ○レンコン等農作物の販売価格は、出荷量等に基づき市場で決定されるため、鳥獣にゆおる被害額を販売価格に上乗せできず、農家としては防鳥ネットの設置等により防護する以外の対策がない。	○防鳥ネットの設置費用の負担が大きいが、これについて補助金等金銭的支援がない。なんとかならないか。
11	○防鳥ネットの設置費用の負担が大きいが、補助金等の金銭的支援がない。 ○レンコン等農作物の販売価格は、出荷量等に基づき市場で決定されるため、鳥獣による被害額を販売価格に上乗せできず、農家としては防鳥ネットの設置等により防護する以外の対策がない。 ◇農林水産省の交付金では、捕獲活動経費として、カルガモ 1 羽あたり 200 円が支給されるとのことだが、金額的に安すぎる。また、狙撃したカルガモは、民有地に落ちることが多く、ほとんど回収できないなどの問題もある。 ◇カルガモの捕獲は、市内で年間 200 羽までとされており、狩猟者一人当たりでは 10 羽が捕獲限度数となっているため、それ以上捕獲したくても捕獲できない。	○防鳥ネットの設置費用の負担が大きいが、これについて補助金等金銭的支援がない。なんとかならないか。
12	◇イノシシが現れた際には、猟友会に連絡しているが、駆除の許可手続、捕獲を行う猟友会会員の都合がつかない等により、即座に対応できる仕組みとなっていない。	◇猟友会会員を増やし、一頭でも多くのイノシシを駆除してほしい。 ○ネズミが近寄らないようにする装置があると聞いたことがある。電気柵の日常管理（草刈り）が大変なので、イノシシが田畑に近寄らない装置を開発してほしい。
13	○電気柵は、雑草等の異物が触れると放電し、防護効果がなくなるため、7～10 日間に一回程度（半日作業）行う草刈り作業が大きな負担となっている。また、	○●左記の負担を軽減する取組をお願いしたい。

番号	鳥獣による被害を防止する際に直面している課題や支障 (○防護、◇捕獲、●処分に係る課題等)	国や県、市町村に対する意見や要望 (○防護、◇捕獲、●処分に係る意見等)
	<p>風の影響等で電気柵に異物がからまることがあり、毎日 40 分程度の見回が必要</p> <p>●有害鳥獣捕獲等で捕獲したイノシシの解体が手間である。一人では 2～3 時間、複数人でも 30 分程度かかる。市の焼却施設（無料）にそのまま持参できればありがたい。</p> <p>●埋設処分は衛生面のために行っておらず、市の焼却施設で処分しているが、山奥で捕獲した場合、ロープを使って軽トラックまで引きずって運ばなければならず、負担が大きい。</p>	
14	<p>○電気柵は、雑草等の異物が触れると放電し、防護効果がなくなるため、7～10 日間に一回程度（半日作業）行う草刈り作業が大きな負担となっている。また、風の影響等で電気柵に異物がからまることがあり、毎日 40 分程度の見回が必要</p> <p>●有害鳥獣捕獲等で捕獲したイノシシの解体が手間である。一人では 2～3 時間、複数人でも 30 分程度かかる。市の焼却施設（無料）にそのまま持参できればありがたい。</p> <p>●埋設処分は衛生面のために行っておらず、市の焼却施設で処分しているが、山奥で捕獲した場合、ロープを使って軽トラックまで引きずって運ばなければならず、負担が大きい。</p>	○●左記の負担を軽減する取組をお願いしたい。
15	<p>○電気柵及び金網柵の周辺の草刈りは、年 4 回程度実施しており、1 回につき二人がかりで 4 日程度かかるなど、負担が大きい。</p> <p>◇原発事故によりイノシシの出荷制限が行われたことにより、狩猟者がイノシシの捕獲に消極的になった結果、イノシシの個体数が大幅に増加している。</p>	○防護柵の設置に関し、市から補助が出ているが、より多く補助してほしい。 ○個人単位で防護柵を設置すると、余計な費用がかかるため、集落単位で防護柵を設置する必要がある。
16	◇イノシシが年間で 4～5 匹の幼獣を産み、銃、わなによる捕獲も確率が高いとは言えないので、一層イノシシが増加している。	◇イノシシの駆除を推進してほしい。
17	○イノシシの個体数が多すぎるため、電気柵、金網柵等の防護柵で防護し切れていないと感じる。農家でできる対応の範囲を超えている。	◇鳥獣の捕獲期間を通年にすれば、捕獲数の拡大につながるのではないかと。
18	<p>◇鳥獣の捕獲は負担が大きく、個人で行うのは困難である。</p> <p>◇現在の捕獲に係る収支はグループ全体でプラスマイナス 0 と考えているが、中には負担に感じている人もいるのではないかと。</p>	<p>○一部の地域で対策をとっても被害が隣接する地域に移動するだけであり、根本的な対策にはならない。</p> <p>○鳥獣被害対策防止協議会では、電気柵では十分な防護効果が得られないと考えており、地域全体で金網柵等の設置に取り組むことで防護効果が得られるのではないかと。</p> <p>また、農業者の高齢化・担い手不足の現状から新規に狩猟免許を取得するのは時間的・労力的に難しい。</p>
19	<p>◇鳥獣を捕獲するためには猟友会に入らなければならないが、自分はあくまで農家であり、そこまでの捕獲に対する意識はない。</p> <p>○個人ではなく地域全体で防護するためには金網柵の設置及び草刈りが必要だが、当該地域では被害を受けている者は少数で、被害を受けていない人からは合意が得られない。</p>	◇狩猟者登録料を現在の半額程度に減らして欲しい。
20	◇県が実施する里山林整備事業により、緩衝帯を設けることは、効果的だと考えている。しかし、イノシシは頭が良く、素人が捕獲しようとするのは危険なため、農家に狩猟免許を取得させて捕獲を行わせるのには反対である。	◇くくりわなにかかったイノシシが暴れ、ワイヤーを固定した木が傷ついて商品にならなくなる、跳ね飛ばされた土で水路が埋まり、水田に水が流れなくなる等、地域の特性等を理解していない狩猟者により二次被害が発生する場合もあることか

番号	鳥獣による被害を防止する際に直面している課題や支障 (○防護、◇捕獲、●処分に係る課題等)	国や県、市町村に対する意見や要望 (○防護、◇捕獲、●処分に係る意見等)
	<p>◇大規模な企業所有地があり、被害を受ける農作物がないとして鳥獣が放置されている状況であるが、私有地に獣道があっても駆除することができない。</p> <p>◇箱わなは軽トラックでなければ運搬できないため、イノシシが生息する山林に設置するためには、軽トラックが入れる道を整備する必要がある。</p> <p>◇捕獲後、止め刺しを行う際に適切な処置を行っていても周囲からは虐待と見られる可能性があるため、場所を選ぶ必要がある。</p> <p>◇市が平成 28 年度から猟友会に捕獲を委託しているが、猟友会に委託するのはどうかと思う。中には、わなを見回らない狩猟者や、わなとかなり離れた場所にわなの注意喚起の表示をする狩猟者等、ルールを守らない狩猟者が増加している。</p>	<p>ら、地域の特性を理解した狩猟者を育成する必要がある。</p>
21	<p>○イノシシ用の柵（高さ1メートル）ではシカが飛び越えてしまい、農作物に被害を与えるため、シカが助走できないよう柵を二重にする必要がある。</p>	<p>◇イノシシを捕獲するための箱わなを増やしてほしい。</p> <p>○イノシシは川を移動手段として使用しており、手入れのされていない河川敷から上陸した後、耕作放棄地伝いに侵入している。河川敷を整備することによりイノシシの被害は減るのではないか。</p>
22	<p>○柵の設置は必要なことであると考えているものの、費用や手間（下草刈り、納品場所からの運搬、設置作業時に怪我をした時のための保険料）がかかり、また農繁期には設置のための労力がない。</p> <p>○防護柵の設置等、鳥獣害の対策には労力が必要だが、高齢化によりその労力をまかなえなくなってきたのが現状である。また、柵は重く、作業には危険が伴うため保険に入る必要があるなど、本職ではない農業生産者が自ら設置するのは負担が大きい。</p> <p>○イノシシは川を移動経路とし、川下では鳥獣被害に対する備えがなされていないことや、隠れ家となる耕作放棄地が増えていることから、住み着き、繁殖することが容易になり、被害が広がっているのではないかと考えている。</p> <p>○イノシシはマダニを媒介するため、感染症等の環境被害が心配である。</p> <p>○サルについては、対応策のとりようがない。</p>	<p>○防護柵の購入経費には市の補助があるが、柵の設置作業に必要な保険料（柵は重く、本職ではない農業生産者が設置作業を行うには危険が伴うため保険に入る必要がある）を負担しなければならないため、この保険料（4～5万円）を補助してほしい。</p> <p>○防護柵の設置や維持管理を行う会社があれば、委託することができて良いのではないか。</p>
23	<p>○防護柵の設置は、現状では被害農家個人が補助を受けて行っているが、個人がそれぞれ行うより集落単位で山際にフェンスを張る等、集団で行ったほうが効率的である。しかし、住民の中には農業を行っておらず、街中に働きに行っている者もあり、被害を実感していないことから理解を得ることが困難である。</p> <p>○イノシシに用水路を破壊された場合は修繕しなければならないが、以前なら7～8人いた用水組合員も、今は自分1人だけである。このため、全てを1人で行わなければならない、費用も全て自分が負担しなければならない。後継者もないことから、対応しきれなくなれば耕作放棄地になるのではないかと考えている。</p> <p>◇猟銃の狩猟免許（第一種）を取得しているものの、猟犬が死去し、年齢も76歳と高齢で猟に出ることも少なくなった。また、狩猟免許の更新費用も高額なので更新をやめようと考えていた。しかし、当該地区に銃による止め刺しができる狩猟者は自分1人しかいないため、周りから更新するよう頼まれ、やむを得ず更</p>	

番号	鳥獣による被害を防止する際に直面している課題や支障 (○防護、◇捕獲、●処分に係る課題等)	国や県、市町村に対する意見や要望 (○防護、◇捕獲、●処分に係る意見等)
	<p>新している。</p> <p>しかし、銃の維持費や更新料等（狩猟免許の更新費用、猟銃の所持許可、銃の点検料、保安協会が開催する事故防止の講習の受講、年1回実施する射撃場での射撃等、毎年5万円程度）がかかる上、3年に1度の狩猟免許の更新の際には一種免許とわな免許をあわせて3万8千円ほどかかり困っている。</p>	
24	<p>◇くくりわなは設置すれば毎日見回りを行わなければならない、また、イノシシはわなにかかった場合、暴れてわなを壊すため、その都度修理や部品交換等の手間や経費がかかる。このため、わなの作成や設置、見回り等を農繁期である5月から10月に行うことが困難となっている。</p> <p>○付近の住民には高齢者が多いが、ロケット花火を使用した際に手元で破裂させてしまった例があるなど、危険が伴う。</p> <p>◇くくりわなにかかったイノシシは暴れること、また報奨金を受け取るために写真を撮影する必要があることから、止め刺しを1人で行うことはできず、付近の農家と時間を調整して行う必要がある。</p> <p>○電気柵の購入費については市からの補助はあるが、設置手間、管理（下草刈り）を自分で行わなければならない、時間や労力を確保するのが困難</p> <p>○防護柵の設置にあたっては、被害にあっていない住民との温度差が大きい。農業を行っていない人は意識も低く、防護も必要ないと考えるため柵の設置に合意が得られない。獣は柵沿いに移動するため、柵に穴があるとそこから侵入されるため効果がなくなる。</p> <p>○ヤマビルは地価を下げるくらいのダメージがある。</p>	<p>○物的支援より柵設置等労力が必要で、若い世代が必要である。</p> <p>◇銃は免許の取得（維持含む）が大変であり、止め刺しのために使用するだけで免許を取得する際の費用面等のハードルを下げて欲しい。</p>
25	<p>○電機柵を設置しているが、付近は区画整理を行っていないため小さな田が多く、生産効率も高くないことから、1反約2万円ほどの費用がかかる電気柵では費用がまかなえないと考えている。電気柵を長期的に維持するのは困難であり、5年もすれば耕作放棄地になるのではないかと。</p> <p>○被害防止のため、防護柵等を設置する場合は事前に下草刈りを行う必要があり、また設置後も継続して下草刈りやフェンスの見回り及び修繕をする必要もあることから、維持管理が困難である。</p> <p>○地域でフェンスを設置する場合、農業従事者等、被害を実感している人はフェンスの設置に賛成するものの、都市部に働きに出ている等により被害を実感していない人の合意を得ることが難しく、実現は難しい。</p>	
26	<p>◇箱わなは100キロ以上あるため、軽トラックから直接設置できる場所では使用できない。</p> <p>◇見回りを行っているが、手が回らない。</p> <p>◇箱わなにかかったイノシシは槍による止め刺しが可能だが、くくりわなにかかったイノシシは暴れて危険なため、猟友会に止め刺しを依頼する必要がある。</p>	<p>◇農作業の合間に箱わな及びくくりわなを設置して駆除しているが、なかなかかかってこないため、他の駆除方法等、解決策がほしい。</p> <p>◇本業は農業であり、駆除はボランティアで行っているようなものである。駆除を行うためにはわなの作成や修繕だけでなく、こまめに見回り等も行わなければならないことから手間がかかり、材料の支給だけでは払った労力に見合わない。</p>
27	<p>○当該地域では、平成26年度に100%防護柵の設置を完了し、地域をほとんど囲い込んでいるが、防護柵を設置できない県道からニホンジカが侵入している。</p>	<p>○補助の申請書類が多いため、申請負担を軽減して欲しい</p> <p>◇止め差しに当たっては、鳥獣をかわいそうだと思う者が多く、心理的抵抗が大き</p>

番号	鳥獣による被害を防止する際に直面している課題や支障 (○防護、◇捕獲、●処分に係る課題等)	国や県、市町村に対する意見や要望 (○防護、◇捕獲、●処分に係る意見等)
	<p>当該県道は、冬期封鎖されるため、封鎖期間中の門扉の設置を県に要望したが、却下された。</p> <p>○現在の補助金体系では、設置作業に掛かる費用（※日当等）や防護柵の維持・管理に掛かる費用（※設置後の緩衝帯整備費用等）が支払われないため、地域の負担が大きい。</p> <p>●鳥獣の解体作業には、技術・経験が必要であり、そもそも解体作業を行える者が少ない。多大な時間・手間も要するため、埋設処分が現実的</p> <p>●市内の他地区に加工処理施設があるが、i) 買取り価格が安価なこと、ii) 車で約 40～50 分の場所のため、運搬に時間を要すること、iii) 捕獲後、速やかに止め差しを行う必要があることから販売での処分は現実的ではない</p>	<p>いので、電殺器等の導入補助が欲しい</p> <p>◇箱わな設置の補助については、現在各町会に 1 基となっているが、数が足りない。</p> <p>◇近年被害が増加しているハクビシンは、箱わなを設置すれば高確率で捕獲できるため、導入補助を増やして欲しい。</p> <p>○冬期封鎖される県道への門扉の設置を認めて欲しい</p>
28	<p>○防護柵不設置の地域からニホンジカが防護柵内部に侵入するなど、防護柵設置の効果が限定的となってしまっている（なお、当該不設置箇所は、今年度から 3 か年掛けて防護柵を設置する予定）。</p> <p>◇捕獲した鳥獣の運搬に人手が必要。そのため、運搬を手伝うことがあるが、それにより定時に出勤できない場合がある</p>	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の空欄部分は農業生産者から明確な回答等がなかったものである。

(5) 有害鳥獣の捕獲

調査結果	説明図表番号
<p>ア 鳥獣の捕獲頭数の推移</p> <p>調査対象とした4県12市町におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲頭数の推移は、次のとおりである。</p> <p>① 調査対象4県</p> <p>4県におけるイノシシの捕獲数（狩猟及び有害鳥獣捕獲等の合計数）は、茨城県において増加傾向にあるが、埼玉県、栃木県及び長野県においては、横ばい傾向で推移している。</p> <p>また、ニホンジカによる被害のない茨城県を除く3県のニホンジカの捕獲数（狩猟及び有害鳥獣捕獲等の合計数）は、埼玉県及び栃木県において増加傾向にあり、長野県において、横ばい傾向で推移している。</p> <p>② 調査対象12市町</p> <p>12市町におけるイノシシの捕獲数（有害鳥獣捕獲等）は、12市町のうち、5市町が増加傾向、1市町が横ばい、6市町が増加後減少している。</p> <p>また、ニホンジカの捕獲数（有害鳥獣捕獲等）は、ニホンジカを捕獲している8市町のうち、5市町が増加傾向、3市町が増加後減少している。</p> <p>なお、今回、調査対象とした12市町の中には、ニホンジカ及びイノシシのこれまでの捕獲数の推移、狩猟者の「ニホンジカが獲れすぎて処分（埋設）に困っている。」「イノシシの生息数は増えているが、警戒心が強く、一定数以上の捕獲が難しい。」などの声を踏まえ、現状のままでは、強化対策で当面の目標とされているニホンジカ及びイノシシの個体数を10年後（平成35年度）までに半減させることは容易ではないとしているものがみられる。</p>	<p>図表2-(5)-ア-①</p> <p>図表2-(5)-ア-②</p> <p>図表2-(5)-ア-③</p> <p>図表2-(5)-ア-④</p> <p>図表2-(5)-ア-⑤</p>
<p>イ 指定管理鳥獣捕獲等事業</p> <p>鳥獣保護管理基本指針のIの第二の2の(3)（鳥獣の管理のための捕獲体制の整備）において、ニホンジカ及びイノシシ（指定管理鳥獣）については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲等及び市町村が行う捕獲等は、第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕獲等に当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待されるとしている。</p> <p>都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、鳥獣保護管理基本指針のIVの第四（指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方）において、指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができることとされている。</p> <p>また、鳥獣保護管理基本指針のIVの第四の1（委託先の考え方）において、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、選定に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮するとされている。また、事業者を育成する観点からも、認定鳥獣捕獲等事業者の積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保でき</p>	

<p>ない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できるとされている。</p> <p>今回、調査対象とした4県のうち、茨城県及び栃木県においては、県内唯一の認定鳥獣捕獲等事業者である県猟友会が委託を受けて指定管理鳥獣捕獲事業を行っている。また、長野県及び埼玉県においては、認定事業者に準ずるものとして県猟友会が委託を受けて当該事業を行っている。</p> <p>調査した4県における県猟友会以外の認定鳥獣捕獲等事業者の活用実績をみると、長野県及び埼玉県の事業で各々1事業者が活用されているが、ほかは、すべて県猟友会に委託しており、県猟友会以外で認定されている7事業者のうち6事業者は、平成27年度末現在、受託実績はない。</p> <p>さらに、埼玉県における平成27年度の同事業の捕獲エリアをみると、県内を3分割し、さらに、それを3分割した合計9エリアにおいて、ニホンジカの捕獲が行われているが、認定鳥獣捕獲等事業者（県外の事業者）の活用が図られたエリアは1エリアで、その他の8エリアは認定鳥獣捕獲等事業者ではない県猟友会が受託している。</p> <p>ちなみに、当該9エリアには、それぞれ事業実施計画の捕獲目標が設定されており、その達成率をみると、認定鳥獣捕獲等事業者が担当したエリアは捕獲数の割り当てが14頭と少ないこともあり、目標を達成しているが、県猟友会が担当した8エリアは目標頭数が21頭から168頭と多いこともあり、目標を達成しているものはなく、中には、捕獲実績がないものや1頭の捕獲に止まっているものがみられる。</p> <p>また、県猟友会以外の認定鳥獣捕獲等事業者からは、当該事業における認定鳥獣捕獲事業者の更なる活用の推進を求める意見などがある。</p> <p>なお、当局委託調査における狩猟者の意見の中には、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関連したトラブルが発生しているとする意見もあり、事業者の選定のみならず、関係者に対する制度説明や実施に当たっての十分な調整も必要となっている。</p> <p>このように、指定管理鳥獣捕獲等事業は、ニホンジカやイノシシのように生息数が急増し生息域が拡大している鳥獣の抜本的な捕獲強化に向けた対策として創設された事業であるが、当該事業の実施に当たっては、猟友会頼みとなっているのが実情である。</p> <p>しかしながら、猟友会については、後述エ（狩猟者の負担）のとおり、現状において、既に多くの時間を行政による鳥獣被害防止の取組に協力している状況にあることなどから、当該事業においては、猟友会以外の認定鳥獣捕獲等事業者を積極的に確保・活用していくことが重要である。</p>	<p>図表2-(5)-イ-①</p> <p>図表2-(5)-イ-②</p> <p>図表2-(5)-イ-③、④</p> <p>図表2-(5)-イ-⑤</p>
--	---

調査結果	説明図表番号
<p>ウ 担い手の育成・確保</p> <p>強化対策において、今後、ニホンジカ及びイノシシの個体数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減することを目指すとされている。</p> <p>また、鳥獣被害防止基本指針の 9（人材育成）において、鳥獣の種類や被害の対応等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、捕獲技術を始めとする被害防止技術、鳥獣の生息環境等について専門的な知識経験を有していることが重要であるとされている。また、このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとするとしている。</p> <p>今回、調査対象とした 4 県及び 12 市町の人材の育成・確保に係る取組状況を調査したところ、以下のとおり、有害鳥獣捕獲等に従事する狩猟者の育成を図る観点から、これまで狩猟に触れる機会がなかった者や狩猟に関心が薄い者（特に若い年代）を対象として、狩猟免許・猟銃許可の取得や捕獲に関わる様々な知識の習得を支援する取組を行っているところがある。</p> <p>① 県の取組</p> <p>i 新規狩猟者育成に関する取組</p> <p>長野県では、平成 26 年度から「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」を活用し、「ハンターデビュー支援事業」を実施している。</p> <p>同事業は、ハンター養成学校（以下「養成学校」という。）を開校し、狩猟免許・猟銃許可の取得や捕獲に関わる様々な知識の習得支援を行うことを目的とした事業（講座は土日、祝日が中心で受講料は無料）であり、既に狩猟免許を所持している者でも入校することができる。</p> <p>平成 27 年度には、75 人が入校し、そのうち、狩猟免許を所持していない者が 55 人いたが、修了後、20 人が狩猟免許を取得している。</p> <p>なお、県では、入校者の多くは実戦経験が乏しく、また猟友会に入りづらいつとる者もいたことなどを踏まえ、今年度から、新たに養成学校の修了生の技術向上を図るため、ベテランハンターによる修了生を対象としたマンツーマン研修（OJT 研修）をカリキュラムに追加している。</p> <p>ii 新規銃猟者育成に関する取組</p> <p>長野県では、「野生鳥獣総合管理対策事業」において、平成 22 年度から「銃猟者確保・育成支援事業」を実施している。</p> <p>同事業では、新規銃猟者に対して、市町村または保護管理対策協議会が補助する経費（i）医師診断書料、ii）射撃講習経費（弾代含む）、iii）事故防止用具経費、iv）ハンター保険料）や新規狩猟者を確保・育成するために熟練狩猟者が新規銃猟者に行う指導に対する報償に要する経費のうち、1/2 以内の金額を補助（※上限は、新規狩猟者が 20,000 円/人、熟練狩猟者が 5,000 円/人）しており、昨年度は新規銃猟者 27 人に対し補助を行っている。</p> <p>② 市町村の取組</p> <p>市町村においても、有害鳥獣捕獲事業等に従事する意思のある者を対象として、捕獲従事者養成研修会の開催、狩猟免許の取得に係る費用（免許受験手数料、登録申請手数料等）の補助を行うなど、行政が実施する鳥獣捕獲の担い手</p>	<p>図表 2-(5)-ウ-①</p>

<p>の育成・確保に係る取組が行われている。</p> <p>他方、当局委託調査における狩猟者の意見の中には、直面している課題として、狩猟者の減少や高齢化が進んでいることを挙げる者がおり、その支障として、捕獲した鳥獣の運搬、解体及び処理が難しくなっているとして、捕獲活動への影響を懸念し、若い狩猟者の早急な育成を求める意見がある。</p> <p>このように、鳥獣の捕獲活動の中心的な役割を担う狩猟免許所持者数の減少や高齢化が進む中、県や市町村による狩猟者の確保・育成に係る取組は行われているが、狩猟者からは、捕獲活動への影響を懸念し、狩猟者の早急な育成を求める意見があることなどから、これらの取組の更なる推進が重要となっている。</p> <p>エ 狩猟者の負担</p> <p>(7) 鳥獣の捕獲活動における狩猟者の負担の状況</p> <p>近年、イノシシやニホンジカなどの鳥獣による農作物被害等が拡大しており、猟友会を中心に捕獲が行われているが、これら有害鳥獣の捕獲に掛かるコストについては、あまり知られておらず、特に、狩猟者が負担している様々なコストの把握調査は行われていない。</p> <p>今回、埼玉県、茨城県、栃木県及び長野県の猟友会に委託し、狩猟者が負担している手間やコストの実態を調査した結果の概要は、次のとおりである。</p> <p>① 鳥獣の捕獲、処分・利用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲等の捕獲方法をみると、「わなのみを使用」している狩猟者と「わなと銃を使用」している狩猟者が最も多く、狩猟では最多である「銃のみを使用」する狩猟者は少数 狩猟よりも有害鳥獣捕獲等に多くの時間を費やしている狩猟者が29人 平均出猟日数は、狩猟の44.3日に対し、有害鳥獣捕獲等はその3倍を超える140.7日。狩猟者は、多くの時間を行政による鳥獣被害防止の取組に協力している。 狩猟者が有害鳥獣捕獲等において捕獲対象としている鳥獣は、9獣類、4鳥類。このうち、5獣類、1鳥類は狩猟では捕獲対象としない鳥獣 イノシシの捕獲頭数は狩猟が360頭、有害鳥獣捕獲等が442頭で大差はないが、ニホンジカについては狩猟が359頭、有害鳥獣捕獲等が825頭となっており、2倍以上の捕獲頭数となっている。 捕獲した鳥獣の処分・利用状況をみると、狩猟で捕獲した鳥獣の30.0%が処分され、69.9%が自家利用又は販売されている。一方、有害鳥獣捕獲等で捕獲した鳥獣の61.3%は埋設又は焼却処分されている。狩猟者の一部からは有害鳥獣捕獲等で獲れすぎるとニホンジカの埋設処分が大きな負担になっているとの意見がある。 <p>② 鳥獣の捕獲活動に伴う経費や収入</p> <ul style="list-style-type: none"> 狩猟者は、鳥獣の捕獲に当たり、①狩猟免許の取得・更新、狩猟者登録、猟銃等の所持・更新などに係る経費、②弾薬、車両燃料などの消耗品の購入経費、③捕獲した鳥獣の処分に係る経費を負担 一方、国や自治体から鳥獣の捕獲活動に係る経費（国の交付金や市町村の有害鳥獣捕獲報償金、わなの見回り手当等）の支払いを受けているが、負担している経費と比較すると、平均で約2万円程経費が上回っている。 	<p>図表 2-(5)-ウ-②</p> <p>当局委託調査結果報告書</p>
--	--

<p>(イ) 狩猟者が鳥獣の捕獲活動で直面している課題</p> <p>調査対象とした狩猟者は、捕獲活動に伴う負担（毎日のわなの見回りが一番大変。体力に限界がある。）、捕獲従事者の高齢化の問題（猟友会会員の高齢化が進んでおり、捕獲個体の搬出、解体などが難しくなっている等）、ボランティア活動に対する住民の理解不足（一般人からは、狩猟者は有害鳥獣の捕獲を遊びでやっていると思われる。）等を課題に挙げている。</p> <p>(ウ) 狩猟者の負担の把握</p> <p>鳥獣による農作物等の被害を防止するための取組のうち、特に捕獲に係る取組の実施に当たっては、その中心的な役割を担う狩猟者の負担の状況を踏まえつつ、対象鳥獣の捕獲体制の構築や捕獲計画数の設定、負担を軽減する取組などを行うことが重要であると考えられる。</p> <p>今回、調査対象とした4県及び12市町のうち、2県5市町では、狩猟者の負担を把握する仕組みがない、これまで狩猟者から負担に係る話を聞いたことがなかった、などの理由により、狩猟者の負担を把握していない。</p> <p>一方、2県7市町では、捕獲した個体の回収及び処分等に係る狩猟者の負担が大きいことを把握し、狩猟者が捕獲した鳥獣の回収や処分等を行う有害鳥獣捕獲作業等支援業務を開始するなど、捕獲活動の効率を上げようとしている。</p> <p>上記のとおり、狩猟者は有害鳥獣捕獲等において、行政からの要請に応じ、多くの時間を有害鳥獣捕獲等に費やしており、また、捕獲活動に係る収支を概算でも、支出が収入を上回るものが多いなど、現時点において、行政が行なう捕獲活動に協力している狩猟者の手間や経費などの負担は軽いものではないとみられる。</p> <p>このような状況において、今後、10年後（平成35年度）までに個体数を半減させることを目指して鳥獣の捕獲数が増加した場合、狩猟者の負担は、益々増加していくことから、補助だけではなく、捕獲した鳥獣の回収や処分等の作業支援や地域住民全体で行う広域的な鳥獣の捕獲及び防護活動（注）を推進することなどにより、狩猟者の負担を軽減していくことが重要である。</p> <p>(注) 同一市町村内においても、地域住民全体で広域的に鳥獣の捕獲及び防護活動を行うこととしたことにより、鳥獣による農作物被害額の減少に加え、負担が大きいとされるわなの見回りや捕獲した鳥獣の埋設を地域住民が行い、わなにかかった鳥獣の止めさしのみを猟友会に依頼するやり方で、捕獲実績を挙げ、結果的に、狩猟者の負担軽減も図られているとみられる例がある。</p>	<p>当局委託調査結果報告書</p> <p>図表 2-(5)-エ-①</p> <p>図表 2-(5)-エ-②</p> <p>図表 2-(5)-エ-③</p>
--	--

図表 2-(5)-ア-① イノシシの捕獲数の推移

(単位：頭、%)

区分		平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
茨城	狩猟	2,152	2,487	3,317	3,370
	有害鳥獣捕獲等	1,196	1,409	2,368	2,699
	合計	3,348 (100)	3,896 (116.4)	5,685 (169.8)	6,069 (181.3)
埼玉	狩猟	387	276	349	339
	有害鳥獣捕獲等	681	404	728	651
	合計	1,068 (100)	680 (63.7)	1,077 (100.8)	990 (92.7)
栃木	狩猟	1,933	1,307	2,787	1,534
	有害鳥獣捕獲等	5,960	4,485	10,223	6,120
	合計	7,893 (100)	5,792 (73.4)	13,010 (164.8)	7,654 (97.0)
長野	狩猟	2,188	2,065	2,785	1,595
	有害鳥獣捕獲等	4,799	4,021	4,444	3,805
	合計	6,987 (100)	6,086 (87.1)	7,229 (103.5)	5,400 (77.3)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「有害鳥獣捕獲等」には個体数調整による捕獲数を含む。

3 () 内の数値は、平成 24 年度を 100 とした場合の割合を示す。

図表 2-(5)-ア-② ニホンジカの捕獲数の推移

(単位：頭、%)

区分		平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
埼玉	狩猟	690	760	1,004	1,131
	有害鳥獣捕獲等	760	810	939	1,401
	合計	1,450 (100)	1,570 (108.3)	1,943 (134.0)	2,532 (174.6)
茨城	狩猟	0	0	0	0
	有害鳥獣捕獲等	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
栃木	狩猟	2,061	2,726	3,474	3,251
	有害鳥獣捕獲等	1,405	2,580	3,132	3,759
	合計	3,466 (100)	5,306 (153.1)	6,606 (190.6)	7,010 (202.3)
長野	狩猟	6,895	7,495	9,445	4,993
	有害鳥獣捕獲等	26,773	32,168	30,061	26,892
	合計	33,668 (100)	39,663 (117.8)	39,506 (117.3)	31,885 (94.7)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「有害鳥獣捕獲等」には個体数調整による捕獲数を含む。

3 () 内の数値は、平成 24 年度を 100 とした場合の割合を示す。

図表 2-(5)-ア-③ 12 市町におけるイノシシの捕獲数の推移

(単位：頭、%)

市町村	平成 25 年度	26 年度	27 年度	増加
A	16 (100)	46 (287.5)	48 (300.0)	○
B	62 (100)	101 (162.9)	93 (150.0)	○
C	51 (100)	132 (258.8)	109 (213.7)	○
D	85 (100)	75 (88.2)	150 (176.5)	○
E	227 (100)	421 (185.5)	327 (144.1)	◇
F	129 (100)	160 (124.0)	188 (145.7)	○
G	462 (100)	778 (168.4)	435 (94.2)	◇
H	1,519 (100)	3,171 (208.8)	1,803 (118.7)	◇
I	614 (100)	2,347 (382.2)	838 (136.5)	◇
J	138 (100)	115 (83.3)	128 (92.8)	□
K	120 (100)	141 (117.5)	49 (40.8)	◇
L	26 (100)	85 (303.6)	67 (257.7)	◇

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 有害鳥獣捕獲等による捕獲数である。
 3 ()内の数値は、平成 24 年度を 100 とした場合の割合を示す。
 4 「傾向」欄の「○」は増加傾向、「□」は横ばい、「◇」は増加後減少を示す。

図表 2-(5)-ア-④ 12 市町におけるニホンジカの捕獲数の推移

(単位：頭、%)

市町村	平成 25 年度	26 年度	27 年度	傾向
A	67 (100)	83 (123.9)	99 (147.8)	○
B	185 (100)	213 (115.1)	381 (205.9)	○
C	93 (100)	296 (318.2)	304 (326.9)	○
D	—	—	—	—
E	—	—	—	—
F	—	—	—	—
G	—	—	—	—
H	133 (100)	164 (123.3)	332 (249.6)	○
I	329 (100)	493 (149.8)	849 (258.1)	○
J	1,383 (100)	2,107 (152.3)	1,425 103.0	◇
K	3,524 (100)	3,665 (104.0)	2,122 (60.2)	◇
L	1,401 (100)	1,656 (118.2)	1,316 (93.9)	◇

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 有害鳥獣捕獲等による捕獲数である。
 3 「—」印は、ニホンジカが生息しておらず、捕獲実績がないことを示す。
 4 () 内の数値は、平成 25 年度を 100 とした場合の割合を示す。
 5 「傾向」欄の「○」は増加傾向、「◇」は増加後減少を示す。

図表 2-(5)-ア-⑤ 強化対策のニホンジカ・イノシシの捕獲目標数に対する市町の意見

- ニホンジカについては、狩猟者から獲れすぎて処分に困るとの声も出始めている。今後、捕獲頭数が増加した場合、対応できない狩猟者も出てくるだろう。その場合、捕獲頭数に影響する可能性があり、今後 10 年間で生息数を半減させる国の目標達成は難しくなる。(1 市町)
- イノシシについては、シカ肉よりも旨いことから多くの狩猟者が狙っている。しかし、狩猟者の話では、生息数は増えているものの、わなの数や仕掛けるポイントなど、様々な工夫をこらしても、警戒心が強く、一定数以上の捕獲は困難としていることなどから、生息数を半減させることは容易ではない。(1 市町)
- イノシシについては、神出鬼没であり、そもそも管内にどの程度の頭数が生息しているのか不明。被害防止計画の捕獲目標は、これまでの捕獲実績に基づき設定しているが、当該捕獲目標数が管内におけるイノシシの生息数全体に占める割合が分からない。(3 市町)

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(5)-イ-① 認定鳥獣捕獲等事業者の受託状況

都道府県	認定証交付年月日	認定鳥獣捕獲等事業者	指定管理鳥獣捕獲事業の受託者
茨城県	H28. 1. 5	茨城県猟友会	茨城県猟友会
栃木県	H27. 10. 28	栃木県猟友会	栃木県猟友会
長野県	H27. 7. 7 H27. 7. 22 H28. 3. 17 H28. 3. 28 H28. 4. 20 H28. 7. 20	・ 特定非営利活動法人大地 ・ 合同会社 総合マネージメントコンタ ・ 株式会社 SSC ・ 合同会社 すわこ ・ 合同会社 やまびこ ・ 株式会社 未来	長野県猟友会 左記の中の1 認定鳥獣捕獲等事業
埼玉県	H28. 4. 14	株式会社プロット	埼玉県猟友会 神奈川県認定鳥獣捕獲等事業者

- (注) 1 環境省の公表資料及び当局の調査結果による。
2 平成 28 年 10 月 6 日現在における認定状況である。
3 平成 27 年度末現在の受託実績である。

図表 2-(5)-イ-② 埼玉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標と実績との比較

(平成 27 年度)

(単位：頭、%)

捕獲エリア	捕獲目標頭数 (A)	捕獲実績 (B)	達成率 (B) / (A)
1	91	30	33.0
2	98	22	22.4
3	21	4	19.0
4	168	106	63.1
5	168	0	0.0
6	14	15	107.1
7	77	31	40.3
8	42	12	28.6
9	21	1	4.8
合計	700	221	31.6

- (注) 1 埼玉県の提出資料に基づき作成した。
2 表中の網掛け部分が認定鳥獣捕獲等事業者が担当したエリアである。

図表 2-(5)-イ-③ 認定鳥獣捕獲等事業者（受託実績なし）の意見

事業者	内容
Q	県内において、我々は唯一の認定鳥獣捕獲等事業者であるが、肝心の指定管理鳥獣捕獲等事業に参加できていない。 現状では、認定を受けたことによるメリットはない。指定管理鳥獣捕獲等事業において、我々のような認定事業者をもっと活用してほしい。
R	認定鳥獣捕獲等事業者となったが、県が発注する指定管理捕獲等事業に参加できていない。 広いエリアの捕獲は県猟友会が受注し、狭いエリアの捕獲についても、特定の認定事業者が受注している。 このままでは、認定を受けたメリットは全くなく、事業を継続していいのか不安である。 当該事業のほとんどを各県の猟友会が受注している時点で、環境省が当初想定していたものとは違っているのではないかと。

- (注) 当局の調査結果による。

図表 2-(5)-イ-④ 認定鳥獣捕獲等事業者（受託実績あり）の意見

事業者	内容
S	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業の受託は、もともと法人の設立目的に沿った活動であることから、平成 27 年度に当該事業（事業費 13,246 千円）を受託した。</p> <p>同地域のニホンジカの生息頭数が想定以上に減っており、県から予定の「500 頭捕獲は無理ではないか、200 頭に契約変更してはどうか。」と言われていたが、工夫すれば捕獲できる自信があったので、予定 500 頭のまま実施した。誘因餌を配置して想定される移動経路や凍らない川の中などにわなを設置した結果、事業期間途中で捕獲数が 600 頭に達してしまい、事業期間を余らせたまま終了とした（最終的には 635 頭を捕獲）。</p> <p>続けていれば 1,000 頭捕獲することもできた。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(5)-イ-⑤ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る狩猟者の意見

<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者間のテリトリー争いは、従来から多少あったが、そこに認定事業者も加わり、トラブルが多発している。棲み分けや十分な事前調整が必要である。 ・ 従前から有害鳥獣駆除は、猟友会の社会的責任として、ほとんどがボランティアで続けられてきたが、認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設されてからは、同じような作業でも高額な報償金が支払われる事例が噂され、猟友会内部に不満がある。

(注) 当局委託調査結果に基づき作成した。

図表 2-(5)-ウ-① 長野県内 3 市町が行っている新規狩猟者育成に関する取組

市町村	事業等名	補助対象者	補助対象経費	補助率	上限
J	新規銃猟者確保事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 新規鉄砲所持許可取得者 猟友会加入者 猟友会から推薦のあった有害鳥獣捕獲従事予定者 	<ul style="list-style-type: none"> 診断書料 射撃講習経費(弾代含む) 事故防止用具経費 ハンター保険料 	1/2 以内	30,000 円/人
K	有害鳥獣被害防除対策事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会加入者 率先して有害鳥獣を駆除する者 	<ul style="list-style-type: none"> 初心者免許試験講習費 狩猟免許試験費 狩猟税、狩猟登録手数料 猟友会費 狩猟者事故共済会費 ハンター保険料 狩猟免許更新講習費 安全狩猟講習費 	<新規取得> 3/4 以内 <免許更新> 1/2 以内	不明
L	新規狩猟免許取得補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 新規狩猟免許取得者 有害鳥獣駆除事業に従事する者 	狩猟免許の申請に対する審査に必要な経費	長野県手数料徴収条例に定める額	
	猟銃又は空気銃の新規所持許可取得補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 新規鉄砲所持許可取得者 有害鳥獣駆除事業に従事する者 	講習会等の受講に必要な経費	長野県警察関係許可等手数料徴収条例に定める額	

(注) 「新規銃猟者確保事業補助金交付要綱」、「有害鳥獣被害防除対策事業補助金交付要綱」及び「野生鳥獣被害対策事業補助金交付要綱」に基づき当局が作成した。

図表 2-(5)-ウ-② 狩猟者の減少や高齢化の進展による支障等に関する意見

都道府県	年齢	保有免許	内容
埼玉	65	第一種	66 歳以上の人が多くなっている。若い人が少ない。
茨城	69	第一種 わな	銃の所持が厳しくなるばかりで若い者が全く増えない。更新に係る手続も書類が増えるばかり、難しくなるばかりである。
長野	59	第一種	銃猟の捕獲従事者の高齢化により、大型獣を捕獲した際の運搬、解体及び処理が難しくなっている。
長野	60	第一種	猟友会会員の高齢化が進んでおり、捕獲個体の搬出、解体などが難しくなっている。
茨城	71	第一種 わな	狩猟者の高齢化が進み後継者が激減しているので若い狩猟者の育成を早急にお願いしたい。
長野	59	第一種	若い世代が猟友会に興味を持てるような取組を行政にお願いしたい。

(注) 当局委託調査結果に基づき作成した。

図表 2-(5)-エ-① 狩猟者の負担を把握していない理由等

都道府県・市町村	未把握の理由等
茨城県	現在把握するための仕組みがなく、捕獲計画数に反映させるなどの取組は行っていない。
長野県	鳥獣被害防止特措法においては、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって総合的に鳥獣被害防止の取組を実施しているところである。 市町村が組織する「鳥獣被害対策実施隊」の活動を支援することによって、捕獲に係る経費を負担していると考えている。 具体的には、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の重点支援がこれに当たり、個体数調整報奨金、集落等捕獲隊活動支援、捕獲檻等購入支援、実施隊員活動支援のメニューがある。 このうち、実施隊員活動支援においては捕獲者の保険料、射撃講習経費、更新講習の経費などを支援している。
B	これまで狩猟者から捕獲に係る負担について、特段の話がなかったため把握していなかった。なお、最近になって狩猟者から、捕獲した鳥獣の埋設処分に苦勞しており、行政で埋設場所を確保してほしいとの意見が寄せられるようになったことから、負担を把握する必要性はあると考えている。
C	負担の状況は狩猟者により区々であり、調査を行うと大げさに答える方がほとんどであり参考にはならない。
J	狩猟者の負担は把握していない。理由は特になし。
L	狩猟者の負担は把握していない。理由は特になし。
E	電気柵や防獣ネット等の購入経費を助成する際、申請書により購入費用等は把握しているが、それ以外は把握していない。理由は特になし。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(5)-エ-② 狩猟者の負担の把握・活用の状況

都道府県・市町村	把握・活用の内容
埼玉県	県が指定管理鳥獣捕獲等事業の一環として実施する管理捕獲については、事業の受託者である猟友会から捕獲した鳥獣の処分に係る費用負担が大きいとの情報を得たことから、委託契約額に「個体の処分費用に係る経費」を含ませるなど、受託者である猟友会の負担軽減を図っている。
栃木県	猟友会を通じ、狩猟免許取得経費（事前講習会、狩猟免許試験、銃所持許可）、猟具の購入経費、ハンター保険、猟友会費等の情報を把握。県独自の補助制度や予算制度に反映させている。これにより、平成 28 年度からは、県の管理計画で定めた管理区域内の市町村が有害鳥獣捕獲を行う場合、捕獲活動や捕獲した個体の収集・運搬に掛かる委託料や狩猟者への報償金などの経費に対する補助を開始している。
G	平成 27 年度までは狩猟者に対する経費補助を報奨金の支払（成獣に対する報奨金は 16,000 円（国 8,000 円、市 8,000 円）、幼獣に対する報奨金は 7,000 円（国 1,000 円、市 6,000 円））により対応していたが、既存の金額では埋設等の処分を行う場合の負担が大きいと、処理方法を検討して欲しいとする狩猟者の要望を把握。平成 28 年度からは有害鳥獣対策業務を県猟友支部に委託し、イノシシの個体収集運搬業務等を開始した。また、狩猟者に支払う補助額を増額（幼獣に対する報奨金を成獣に合わせるため 7,000 円増額）した。
I	職員が猟友会から聞き取りを行うなどして、くくりわなの作成に要する経費や捕獲から処理までに掛かる経費の試算を行い、猟友会に対する補助額が適切かどうかを確認している。
H	年 1 回開催する鳥獣被害防止対策連絡協議会において、鳥獣対策担当者や農業委

	員などから狩猟者の負担に係る情報を入手しており、捕獲した個体の回収及び処分等に掛かる負担が大きいことを把握し、狩猟者が捕獲した鳥獣の回収や処分等を行う有害鳥獣捕獲作業等支援業務を開始している。
A	有害鳥獣捕獲を猟友会に業務委託する際、猟友会から業務内容兼経費見積書を徴収することで狩猟者の負担を把握し、業務委託料の算定に活用している。
D	農業共済組合による有害鳥獣駆除事業に対する補助金事業及び市から猟友会への委託事業において、狩猟者の負担を把握し、補助金及び業務委託料の算定に活用している。
K	被害相談、市政懇談会、市有害鳥獣対策協議会総会において野生鳥獣防除費用（柵設置費用）や捕獲費用（わな見回り）を把握し、有害鳥獣捕獲委託費用や捕獲奨励金の改正検討に活用している。
F	<p>・狩猟者や農業者等と話す際に、負担などの部分についても話を聞き把握している。その他、鳥獣害対策協議会の総会等を行う際には、市民や農業者の代表も協議会のメンバーとして入っているため、そこでも鳥獣対策の負担について話を聞いている。</p> <p>・狩猟者からは、市において有害鳥獣捕獲や狩猟期間中の捕獲について一定の経費負担をしているが、それでもくくりわなの修繕や部品の交換で多額の費用が発生するため、市の負担だけでは賅えていないなどの話があった。</p> <p>また、農業者から、防護柵の設置に対する補助をしているが、個人に対する補助であり、上限額も決まっているため、広範囲での防護柵設置が難しいとの話があった。これについては、予算措置の際に情報を活用し、委託費や解体謝礼金の増額などにつなげている。</p> <p>これについては、国の補助金を活用して広範囲での防護柵設置や団体での大規模な防護柵設置ができるよう、市の補助金交付要綱の改正を検討している。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(5)-エ-③ 地域住民全体で広域的に鳥獣の捕獲及び防護活動を行うことで狩猟者の負担が軽減されているとみられる例

市町村	内容
J	<p>(1) 防護活動</p> <p>ア 防護柵の設置実績 同地区においては、鳥獣被害対策総合交付金を活用し、平成 23 年度以降、これまで総延長 59.1 キロメートルの防護柵を設置している。 防護柵の設置については、行政（国、市）が防護柵の資材を調達して提供し、設置作業は地域住民が自ら行っている。</p> <p>イ 防護柵の維持管理</p> <p>(ア) 防護柵の見回り・点検 防護柵の見回りは同地区の町会ごとに行っており、実施方法は町会ごとに異なっており、例えば、①防護柵が集落から見えるところにあるので、随時の目視点検で足りている町会、②毎月 1 回、3 人で延長 4,600m の防護柵を見回っている町会などがある。</p> <p>(イ) 防護柵の維持管理 防護柵の両脇の草刈りや倒木の撤去、破損の修理などの維持管理についても、町会ごとに行われており、平成 28 年度には 11 カ所、119m の破損箇所を修理している。</p> <p>ウ 防護柵の効果 同市では、「防護柵を設置した地域では全ての町会長が『確実に被害は減った』と述べている」としており、農業被害統計からも被害の減少は確認できている。</p>

表 同地区における鳥獣による農業被害の推移 (単位：ha、千円)

年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
面積	19.6	15.8	8.8	6.6	6.6
金額	3,063	2,148	981	707	520

(2) 捕獲活動

同地区においては、猟友会と地域住民で構成された集落等捕獲隊が有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。

ア 集落等捕獲隊の活動

(ア) 集落等捕獲隊の構成

同地区集落等捕獲隊は、農業者 30 人 自営業 9 人 会社員 11 人 公務員 2 人の合計 52 人の隊員（補助者）で構成されている。

また、集落等捕獲隊の指導者として、猟友会会員 16 人が所属している。

(イ) 集落等捕獲隊による捕獲活動

① わなの設置数

同地区集落等捕獲隊では、約 150 基のくくりわなを設置している。うち、80 基は市から貸与されたものであるが、他は町会費等により調達している。

② わなの見回り

わなの見回りについては、町会ごとに各 4～5 人の有志を募り、当番を決めて毎朝 5 時半頃から見回りを行っている。見回りに要する時間は 1 回 30 分～1 時間程度で、くくりわなの多くは防護柵の近くに設置しており、「設置数の割には短時間で済む」としている。

なお、わなの見回りは「わなの設置期間（4 月始め～11 月中旬）の間は原則毎日行う」とされている。

③ 止めさし

わなにニホンジカ又はイノシシがかかった場合は、見回りをしてきた同地区集落等捕獲隊員が猟友会会員に止めさしを依頼する。

④ 捕獲した個体の処理

捕獲した鳥獣については、町会ごとに用意してある山中の埋設穴まで運んで投棄し、土をかけて埋め戻している。処理作業は重労働で、3 人がかりで 1 回 1 時間半程度を要する。

なお、埋設穴の設置にあたっては市から定額補助（5 万円）がなされており、建設会社に発注して重機で穴を掘って用意している。

イ 上記の取組による効果

同地区では、有害鳥獣の捕獲を猟友会等狩猟者に依存するのではなく、地域住民も集落等捕獲隊員として、捕獲活動を行うことにより、狩猟者の負担を軽減するとともに、有害鳥獣対策は鳥獣被害を受ける農業者だけの問題ではなく、地域全体の浮沈に関わる問題であるという危機意識の共有化がなされている。

なお、同地区集落等捕獲隊による平成 27 年度の鳥獣の捕獲実績は、次表のとおりである。

表 集落等捕獲隊による有害鳥獣の捕獲実績 (単位：頭)

ニホンジカ	イノシシ	その他小型獣類
107	6	43

(注) 当局の調査結果による。

3 捕獲した鳥獣の処分・利活用の状況

調査結果	説明図表番号
<p>(1) 処分状況</p> <p>鳥獣保護管理法第18条では、鳥獣の捕獲者は、捕獲した場所に鳥獣を放置してはならないとされている。</p> <p>また、鳥獣保護管理基本指針Ⅲ第四3-1の「(1) 捕獲物又は採取物の処理等」において、捕獲物等は鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないよう原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとされている。</p> <p>さらに、鳥獣被害防止基本指針一6の「捕獲鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等」において、「捕獲等をした鳥獣については、山野に放置しない等適切に処理を行う必要があるが、その処理については、鳥獣の捕獲数増加に伴う環境への悪影響、狩猟者の高齢化による埋設作業の負担増加、適切な処理施設の不足等が問題となっている場合がある。このため、国及び地方公共団体は、捕獲鳥獣の適切な処理方法の普及等を推進する。」とされている。</p> <p>今回、調査対象12市町の有害鳥獣捕獲等（個体数調整を含む。）における捕獲した鳥獣の処分状況を調査した結果は、次のとおり、専ら、埋設又は焼却によって処分されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 焼却可能な施設がないなどの理由から埋設処分のみとしているもの（4市町）、 ii) 焼却処分のみとしているもの（2市町）、 iii) 焼却処分と埋設処分を実施しているもの（6市町、うち焼却処分主体が4市町、埋設処分主体が2市町） <p>なお、有害鳥獣捕獲等により捕獲された鳥獣についても、捕獲者が持ち帰り利用する場合がある。（当局委託調査結果）</p> <p>また、今回、調査した関東地方環境事務所及び長野自然環境事務所においては、一部の直轄事業を除き、管内市町村における捕獲した鳥獣の処分状況については把握していない。</p> <p>関東農政局では、鳥獣被害防止総合対策交付金で焼却処理施設等を整備することができ、その場合には、当該施設における鳥獣の処理状況については把握することができる（現在は、管内に同交付金で整備した焼却施設等はない。）。</p> <p>なお、調査対象4県のうち、栃木県及び長野県では、以下のア及びイのとおり、捕獲した鳥獣の処分に関する支援等を行っているが、茨城県及び埼玉県では、捕獲した鳥獣の処分のすべてを各市町村に任せており、その状況についても把握していない。</p> <p>ア 埋設処分</p> <p>調査対象12市町のうち、10市町において埋設処分を行っているが捕獲者がその責任を担っているとして、当該市町では、いずれも埋設状況の確認までは行っていない。</p> <p>しかし、埋設処分については、次のとおり狩猟者の負担となっている様子が見え、特にニホンジカ、イノシシの大型獣について捕獲頭数が多くなるにつれ負担が増す状況となっている。</p>	<p>図表 I-①（再掲）</p> <p>図表 I-④（再掲）</p> <p>図表 I-⑥（再掲）</p> <p>図表 3-(1)-①</p>

<p>i) 埼玉県内の市町の中には、地元猟友会の支部長が自己所有農地を埋設場所として提供しているが、負担となっているため、支部長が1年交代となっているものがある。</p> <p>ii) さらに、当局委託調査の結果では、①捕獲従事者が高齢化しており、大型獣の捕獲後の運搬、解体及び処理が難しくなっている、②捕獲したニホンジカ、イノシシ等の処分に苦慮している、山や畑に重機で穴を掘って埋めているが、有害鳥獣捕獲の際には行政による焼却処分の方法を検討してもらいたいなどとする意見がある。</p> <p>iii) 県の職員の意見では、埋設場所が適切であるのか疑問となる場合もあり、今後、捕獲数をさらに増やすとすれば、焼却処分も選択肢として検討する必要があるとしている。</p> <p>iv) 調査対象とした県内の処分方法が埋設のみとされている市町の中には、山中において、平成27年、狩猟者による有害鳥獣捕獲活動後において鳥獣の死骸と骨や皮が散乱していた事実があったことが確認されている。</p>	<p>図表 3-(1)-②</p>
<p>このような状況に対し、調査対象とした長野県及び同県内の市町において、捕獲者の埋設処分の負担（経費）軽減に資するために、次のとおり、埋設場所の設置（穴掘り）経費に対し補助を実施している例がみられる。</p> <p>① 長野県では、平成24年度から県内市町村に対して、埋設場所の設置経費の1/2の補助を開始している。</p> <p>② 長野県内の市町においても、i) 平成24年度から地元猟友会に対し、残渣処理場整備の経費（重機による工事委託費等）を補助しているもの（上記①の県補助1/2、市1/2）、ii) 平成27年度から猟友会、協議会、自治会などに対し、埋設場所の設置経費（重機レンタル料、建設会社への委託料等）として、1か所あたり5万円（上記①の県補助1/2、市1/2）の定額補助を行っているものがみられる。</p>	<p>図表 3-(1)-③</p>
<p>さらに、捕獲者の埋設処分の経費的な負担軽減だけでなく、労力などの負担軽減に資するために、次のとおり、「埋設処分のみ」であった処分方法に焼却処分も追加している状況がある。</p> <p>i) 平成23年度まで埋設処分のみとしていた市町において、市街地近くに埋設場所を確保することが困難であるとの意見があり、平成24年度から捕獲者が埋設処分を困難であると判断した時は、隣接市の廃棄物処理施設に持ち込むことができるよう処分方法を追加している。</p> <p>ii) 平成27年度まで埋設処分のみとしていた市町において、狩猟者（猟友会会員）から、捕獲したイノシシの埋設作業が重労働であり負担が大きいので処分方法を検討してほしいとの意見があり、平成28年度から業務委託による焼却処分を開始した。当該市では、焼却処分を始めてから、9月末までの6か月間の焼却処分実績は185頭で、埋設等の他の処分方法を合わせて合計445頭が捕獲、処分されており、既に、昨年度1年間の捕獲頭数435頭を上回っている。</p> <p>iii) 現在、埋設処分のみとしている市町を含む地域において、狩猟者等からの焼却処分ができる施設の整備要望を受け、今年度、鳥獣も焼却できる施設が整備され、平成29年4月から焼却処分が開始される予定となっている。</p>	<p>図表 3-(1)-④</p>

イ 焼却処分

調査対象 12 市町のうち、8 市町において焼却処分を行っており、そのうち、一般廃棄物焼却施設（市の清掃センターやクリーンセンター等）を利用しているものが 6 市町、処理業者（民間処理施設）に処理委託しているものが 2 市町となっている。

しかし、焼却処分についても、次のように負担等があるとの意見があり、特に、焼却施設への運搬が課題となっている状況がうかがわれる。

- i) 焼却処分するにしても、50 kg を超えるシカを運搬するのは、高齢化の進んだ狩猟者には負担が大きい。
- ii) 焼却施設まで往復 1 時間もかかり、農繁期には負担となることから、農繁期を避けて捕獲を行っている。
- iii) 鳥獣の死体を乗せた軽トラックで市街地を通り抜けることが困難

このような状況に対し、調査対象市町の中には、捕獲者の運搬に係る労力や処分経費の負担軽減に資するため、次のような取組を実施しているものがみられる。

① 運搬作業に係る負担軽減

- i) 猟友会代表者から「近年、イノシシの捕獲頭数が急激に増加しているので、捕獲後の個体を解体して市町のクリーンセンターに運搬する作業が捕獲者にとって大きな負担となっている。」との意見が出され、平成 22 年度から猟友会に捕獲後の処理業務を委託している。

図表 3-(1)-⑤

これによって、捕獲者はクリーンセンターまで個体を運搬する必要がなくなり、当局の農業生産者への聴取においても、「27 年度にイノシシ 3 頭、シカ 4 頭を捕獲したが、市に連絡すると、当日又は翌日に個体の回収に来てくれるので、大変助かっている。」との声も聞かれた。

- ii) 平成 28 年度から、市町から業務委託を受けた地元の猟友会が、捕獲者からの連絡等により、市町内全域からイノシシの個体を収集し、猟友会が設置した冷凍庫に一時保管し、それをさらに市が業務委託した民間処理業者に回収、運搬させ、当該処理業者の保有施設で焼却処分等を行わせている。

図表 3-(1)-⑥

② 運搬経費に係る負担軽減

- i) 捕獲者が広域市町村圏事務組合の運営している処理場（捕獲場所から約 25～30km）にイノシシを運搬する労力に配慮し、その経費を予算化し、猟友会に委託料として支出しているものがある。（平成 27 年度の支払実績額は約 23 万円（1 回当たり 2,220 円））
- ii) 有害鳥獣捕獲事業を猟友会に委託する場合にその委託料の積算に当たって、解体・処分（清掃センターまでの運搬）に係る経費で 1 頭当たり 1 万円、捕獲搬出経費で 2 千円として、ほかの経費と合わせて委託料を支出している。

また、農業協同組合に対して、農作物有害駆除に要する経費として、補助金を交付しているが、その補助金額の積算に当たって、イノシシ処分費（解体し清掃センターまでの運搬）として 1 回 1 万円を計上しているものもみられる。

<p>iii) 栃木県では、平成 28 年度から「シカ・イノシシ捕獲強化事業」として、有害鳥獣捕獲等を行う市町に対し補助金を交付することとしており、「捕獲個体収集運搬に係る経費」も補助対象としている。</p> <p>この理由について、県では、「猟友会との情報交換の場において、捕獲頭数が増えてきているので、狩猟者の捕獲等に係る負担が大きくなっているとの意見が出されたことを考慮したものである。」としている。</p> <p>収集運搬経費の算出方法は、「20 頭を超える場合に 1 頭当たり 2,000 円」とし、市町への補助割合（補助率）が基本的に 1/2 又は 2/3 以内（一部の市町を除く。）であることから、実質的には、1 頭当たり約 1,000 円が補助される仕組みとなっている。</p> <p>以上のように、捕獲した鳥獣の処分について、埋設処分については埋設場所の確保、焼却処分については焼却施設までの運搬等が捕獲者の負担となっている実態があり、一部の県及び市町村において負担軽減のための取組が行われている。</p> <p>捕獲した鳥獣の処分に係る負担が直接捕獲頭数の多寡や活動の効率化に関連するということまでは判明しなかったが、①埋設処分に焼却処分を選択肢として加えたことによる効果として捕獲数が増加したという例や②焼却施設までの時間が負担であるとして農繁期の捕獲を避けているとする意見があるなど、鳥獣の処分が捕獲数に影響を与え得るとの実態もみられることから、今後、捕獲数を増加させ、捕獲活動をより効果的・効率的に行うためには、処分に係る負担軽減を一層推進する取組を徹底する必要があると思われる。</p>	<p>図表 3-(1)-⑦</p>
<p>(2) 利活用状況</p> <p>鳥獣被害防止特措法第 10 条において、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとするとしている。</p> <p>また、鳥獣被害防止基本指針「6 捕獲鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等」において、被害防止対策を持続的に実施する観点から、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を地域資源として捉え、肉等の加工、販売等を通じて地域の活性化につなげる取組を推進する。この際、捕獲等をした鳥獣を活用する取組を持続的に実施することが可能となるよう、捕獲活動と加工・販売を一体的かつ安定的に実施する体制の構築を推進するとしている。</p> <p>さらに、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」においても、「市町村等における総合的取組」として、「捕獲した鳥獣を食肉等地域資源として有効活用するための処理加工施設の設置や、商品の開発、販売・流通経路の確立など販売面の強化を目指す取組等、食肉としての利活用を推進する。」こととしている。</p> <p>今回、調査した関東地方環境事務所及び長野自然環境事務所においては、県及び市町村の捕獲した鳥獣の利活用状況については把握していない。</p> <p>関東農政局においては、捕獲した鳥獣の利活用状況のうち、鳥獣被害防止総合対策交付金等で整備した食肉処理加工施設における鳥獣の処理加工実績について把握している。</p>	<p>図表 I-⑤（再掲）</p>

また、今回、調査対象とした4県及び12市町における捕獲した鳥獣の利活用状況は、次のとおりである。

ア 鳥獣被害防止総合対策交付金による食肉利用施設の整備状況

鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）において、鳥獣の食肉（ジビエ）等への処理加工施設（以下「食肉加工施設」という。）の整備に対し支援が行われており、関東農政局管内において同交付金を活用して整備された食肉加工施設は、平成22年度以降7施設となっており、特に、27年度に4施設が整備されており、近年、整備が進んでいる状況がうかがわれる。

今回、調査対象とした4県では、長野県内で平成27年度から2施設が稼働しており、調査対象とした市に1施設整備されている。

当該施設の平成27年度の食肉等への利用実績は、ニホンジカ34頭、イノシシ3頭となっている。

イ 県における取組

調査対象4県のうち、茨城県、栃木県及び埼玉県内では、原発事故の影響により、安全性が確認された場合を除き、イノシシ又はニホンジカの肉の出荷制限（出荷・販売の自粛）が行われており、捕獲した鳥獣の利活用が進みにくい状況となっている。

このような状況の中、当該3県においては、捕獲した鳥獣の利活用に関しては、専ら、捕獲された鳥獣の放射性物質検査を実施しているとともに、茨城県では、県内の市町村及び狩猟者等に対し、ジビエとしての利用に関するチラシを配布し普及しているとしている。

一方、長野県では、県内の野生鳥獣被害対策を効果的に推進するための方向性や取組の方策を定めた「長野県野生鳥獣被害対策基本方針」（平成19年11月21日策定、28年8月3日最終変更）において、野生鳥獣被害対策の取組の1つに「ジビエ振興対策」を位置づけ、これまで、各種の取組を実施している。

① 捕獲した野生獣の活用について、信州産シカ肉を「信州ジビエ」としてブランド化して利活用を進めるため、関係者が参加した「信州ジビエ研究会」を設置して、信州ジビエのマーケティング活動を進める。

② 県と信州ジビエ研究会が協働して「信州産シカ肉認証制度」を創設するなど、安全・安心な信州産シカ肉のブレンド化と、その供給と需要拡大に向けた施設整備や人材育成に向けて、各種事業を実施している。

③ 同県における平成28年度のジビエ振興対策の概要。

i 信州ジビエ消費拡大事業

i) シカ肉の商品規格化やシカ1頭全体の流通経路の確立

ii) 飲食店情報の整理と情報発信等の取組による販売者と消費者のマッチング

iii) 県内の野生獣肉の安全性を確認するための放射性物質検査の実施

ii 信州ジビエ販路拡大事業

“地消地産”による販路拡大と個性ある地域づくりを進めるため、経営者等との商談会の開催や食材サンプルの提供等により、ホテル・観光旅館等に信州産オリジナル食材の利活用を促進する。

iii 信州ジビエ人材育成事業（養成講座の開催）

図表 3-(2)-①

図表 3-(2)-②

<p>i) ジビエに適した捕獲・処理を適切に行える信州ジビエハンターの養成 ii) 適切な処理で美味しいジビエ料理を提供できる信州ジビエマイスターの養成</p>	
<p>ウ 狩猟者における捕獲個体の利活用の状況 当局委託調査において、捕獲した鳥獣の活動別の処分、利用の状況を分析した結果、狩猟による捕獲鳥獣については、ニホンジカでは約96%、イノシシでは約54%が自家利用（又は、持ち帰り）されている。一方、有害鳥獣捕獲等（個体数調整を含む。）による捕獲鳥獣については、ニホンジカでは約52%、イノシシでは約82%が埋設又は焼却処分されている。なお、狩猟者の中の一人がニホンジカ7頭を販売している。</p>	<p>図表 3-(2)-③</p>
<p>エ 食肉加工施設の活動状況 茨城県及び栃木県内の食肉加工施設は、東日本大震災前から施設が稼働していたこともあり、茨城県及び栃木県が県の負担で放射性物質検査を行い、基準値（100Bq/kg）以下の食肉のみ出荷、販売が認められている。また、埼玉県では、秩父地域の団体からシカ肉を地域の特産品として活用したいとの要望を受けて、放射性物資検査を事業者（加工施設運営者）による自主検査と県の確認検査（民間団体に検査依頼）の二重チェックを行うこととし、安全性が確認できた食肉のみを平成26年10月16日から出荷、販売できることとしている。 これら施設の平成27年度の加工頭数の実績は、茨城県内で5頭、栃木県内で193頭、埼玉県内（2施設）で194頭となっている。 また、長野県内には、野生鳥獣肉の加工施設は28施設（平成28年10月現在）整備されており、平成27年度の加工頭数は2,310頭（県の推計による見込み）となっている。</p>	<p>図表 3-(2)-④</p>
<p>このうち、長野県が推奨している「信州産シカ肉認証制度」で認証された3施設における平成27年度の加工頭数の合計は339頭となっている。</p>	<p>図表 3-(2)-⑤</p>
<p>オ その他 調査対象市町の中には、上記エ以外にも、食肉加工施設の整備に関して以下のような状況がある。 (ア) 稼働予定施設 埼玉県では、放射性物質の影響により、県の判断で当該地域のニホンジカの出荷、販売が自粛することとされているため、現在は、イノシシのみの食肉利用に使用している加工施設を県が行っている放射性物質検査を利用することで、平成29年4月からニホンジカの食肉利用もできるようになることを目指して、現在、市、猟友会、食肉加工施設運営者などの関係者間で、細部事項について検討を行っている。 (イ) 施設整備計画の延期 栃木県内には、平成22年頃に加工施設の整備を検討した例があるが、東日本大震災による放射性物質の検出により、出荷制限されたために計画を延期している。 (ウ) 施設整備計画策定中止</p>	<p>図表 3-(2)-⑥</p>

長野県内では、平成 22 年頃に食肉処理施設の建設を推進することとし、事業計画等を策定する前に、「ジビエを市の特産品(B級グルメ)として振興を図る」というコンセプトに基づき、市内の飲食店にジビエの利用について打診した例がある。その結果、『ジビエを利用したい』という飲食店がなかったため、同市は、「食肉処理施設を建設しても需要が見込めないと判断し、施設整備計画策定の中止を決定した。」としている。

カ 認定鳥獣捕獲等事業者による野生獣肉の利活用の状況

今回、調査対象とした 4 県内に認定鳥獣捕獲等事業者（県猟友会を除く。）が 7 事業者あり、そのうち 3 事業者が捕獲した鳥獣を食肉として有効活用することとして、食肉加工施設を整備している。

図表 3-(2)-⑦

キ 食肉利用以外の利活用状況

長野県内の市では、平成 27 年度に「ニホンジカ皮利用研究事業」（事業費約 83 万円）を実施している例がみられ、その実施概要は、以下のとおりである。

- i) 猟友会に対して、ニホンジカの捕獲及び皮剥を行い、東京のなめし革製造会社に皮を送付する事業を委託。
- ii) なめし革を①服飾関係での活用、②シカ革製品の試作（福祉関係（就労支援の観点）に無償配布
- iii) 服飾関係では、専門学校生がなめし革を使った洋服を製作し、展示会を開催してPRを図る
- iv) 社会福祉協議会障害者就労センター通学者がシカ皮を使った製品を製作し、同協議会が市内の土産品販売場所で常設の販売を行い、ジビエ製品事業の啓発

なお、事業を受託した社会福祉協議会では、①数量の安定的な確保ができるのかによって、コスト高になる。皮自体は高価なため、価格によっては特に土産品としては成り立たないかもしれない。なめし皮の供給量が少なければ製品づくりが事業として継続していかない可能性がある。②シカ皮は柔らかく扱いやすいという野生の独特の風合いも良いが、大きさがまちまちなので、使用する部分が限られ、大きな製品や同じデザインの物ができないなどの課題を上げている。

また、上記カの認定鳥獣捕獲等事業者の中には、食肉加工施設から排出される残渣の有効利用を図るため、今年春から「たい肥化事業」に取り組む予定であるとしている事業者がいる。

有害鳥獣捕獲などで捕獲した鳥獣の処分のコストや負担が課題となっているとみられる状況において、捕獲した鳥獣の利活用が益々重要となり、その範囲拡大が捕獲活動の増進に影響を与えるものと考えられる。

国・県・市町村において、様々な取組が行われ、徐々に利活用の範囲が拡大されている状況がうかがわれるが、今後、より迅速に利活用を拡大していくことが鳥獣被害防止対策を着実に進める上で重要な要素となるものと考えられる。

図表 3-(1)-① 捕獲した鳥獣の処分方法

市町村	埋設処分	焼却処分
A	×	○（市のクリーンセンター）
B	○（猟友会会員所有地等）	×
C	○（猟友会会員所有地等）	×
D	×	○（市の清掃センター）
E	△	○（市の清掃センター）
F	△	○（市の環境センター）
G	○	△（民間処理施設：平成 28 年度開始） 一時保管業務を猟友会に委託
H	△	○（市のクリーンセンター） 個体の回収、解体、運搬業務を 猟友会に委託（捕獲業務とは別）
I	△	○（市の清掃センター）
J	○（県、市の補助あり）	×
K	○（県、市の補助あり）	×
L	○（猟友会会員所有地等）	△（民間処理施設）

（注） 1 当局の調査結果による。

- 2 「○」は主たる処分方法、「△」は捕獲者の判断で可能な処分方法、
「×」は、当該市町が、その処分方法を認めていないことを示す。

図表 3-(1)-② 委託調査等における狩猟者等の捕獲後の作業に係る意見・要望

都道府県	意見・要望の内容
埼玉県	捕獲したニホンジカ、イノシシの処分に苦慮している。山や畑に重機で穴を掘って埋めている。 有害鳥獣駆除の際には、行政において焼却処分の方法を検討していただきたい。
長野県	銃猟の捕獲従事者が高齢化しており、大型獣の捕獲後の運搬、解体及び処理が難しくなっている。
長野県	猟友会員の高齢化が進んでおり、捕獲個体の搬出、解体などが難しくなっている。
長野県	捕獲個体を山から運び出すことは困難。埋設が原則だが、もう少し簡易な方法が認められれば良い。
長野県	捕獲個体の運び出しに高齢のため苦勞しており、コンパクトなウインチなどの購入補助があるとありがたい。
埼玉県	捕獲したニホンジカは、猟友会役員の畑に重機を使用して埋設している。提供できる畑も限りがあるため、埋設場所の選定に苦慮している。(農業生産者)

(注) 当局委託調査結果に基づき、当局が作成した。

図表 3-(1)-③ 長野県内における埋設処分に係る補助の状況

都道府 県・市 町村	補助の概要				
	開始年度	補助対象	補助内容	補助率 (額)	補助実績等
長野県	平成 24 年度	市町村	埋設場所 の設置	設置費の 1/2	平成 27 年度 819,900 円 (平成 28 年度予算 100 万円)
K	不明 (県 と同じ 頃)	猟友会	残渣処理 場の整備	整備費全 額	平成 25 年度 : 2 件、148,000 円 平成 26 年度 : 1 件、73,224 円 平成 27 年度 : 1 件、230,400 円 (県の補助金活用)
J	平成 27 年度	猟友会、 地域協議 会、自治 会等	埋設場所 の設置	5 万円 (定額)	平成 27 年度 : 11 件、550,000 円 (県補助金活用 4 件)

(注) 長野県、J 及び K の提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 3-(1)-④ L市における捕獲鳥獣の焼却処分頭数及び
費用負担額 単位(頭、万円)

年度	平成 24 年度	25	26	27
焼却頭数	258	562	223	400
費用負担額	300	619	260	491

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑤ H市におけるイノシシの捕獲頭数

(単位：頭)

年度	19 年度	20	21	22	23	24	25	26	27
捕獲数	543	1,155	2,061	1,274	1,639	2,099	1,345	2,846	1,521

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑥ 捕獲鳥獣の運搬及び焼却処分に係る委託契約の概要

項目	内容等
委託業務の名称	イノシシ個体処分業務
委託契約の履行期間	平成 28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで
受託者	一般廃棄物処理業者(実験動物死体及び付随汚物・へい死動物死体専門) 処理施設所在地：栃木県那須塩原市
業務内容	市が保管するイノシシの個体を保管場所(※)から運搬し、受託者が保有する施設で焼却及び埋立処分を行う。保管場所からの運搬は一週間に一回程度実施 ※ 保管場所は別途契約した栃木県猟友会支部の保有する冷凍施設
業務委託料 (単価契約)	1 頭当たり 10kg 未満 : 3,500 円 " 10 kg 以上 20 kg 未満 : 4,000 円 " 20 kg 以上 40 kg 未満 : 5,200 円 " 40 kg 以上 80 kg 未満 : 8,500 円 " 80 kg 以上 : 10,500 円 (上記単価には消費税及び地方消費税含まない。)

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑦ シカ・イノシシ捕獲強化事業の概要

区分	内容																																		
事業年度	平成 28 年度																																		
概要	ニホンジカ及びイノシシの有害鳥獣捕獲又は個体数調整を行う市町に対し、補助金（捕獲に係る経費（日当、成功報酬）、捕獲個体収集運搬に係る経費）を交付する。																																		
対象	イノシシ：全市町 ニホンジカ：9市町（足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町）。ただし、シカの生息域拡大の防止を図るため捕獲に取組む場合はこの限りではない。																																		
補助金額	<p>ニホンジカ又はイノシシごとに算定する。 補助額は、表Ⅰの経費区分ごとに算出された補助基準額と実基準額のいずれか低い額の合計に、表Ⅱの補助率を乗じた額であり、1,000円未満の端数は切り捨てとなる。</p> <p>表Ⅰ 補助基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>対象経費</th> <th>配分区分</th> <th>配分対象</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">捕獲に係る経費</td> <td rowspan="2">日当 成果報酬</td> <td>均等割経費</td> <td>事業を実施する全ての市町</td> <td>1市町あたり 400,000円</td> </tr> <tr> <td>頭数割経費</td> <td>捕獲数が21頭以上の市町</td> <td>(捕獲数－20頭)× 頭数割単価(表Ⅲ)</td> </tr> <tr> <td>捕獲個体収集運搬に係る経費</td> <td>委託料</td> <td>収集運搬経費</td> <td></td> <td>(捕獲数－20頭)× 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>表Ⅱ 市町ごとの補助割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施市町の財政力指数</th> <th>補助率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の基準指数未満</td> <td>2/3以内</td> <td>7市町</td> </tr> <tr> <td>県の基準指数以上1.0未満</td> <td>1/2以内</td> <td>17市町</td> </tr> <tr> <td>1.0以上</td> <td>1/3以内</td> <td>1町</td> </tr> </tbody> </table> <p>表Ⅲ 頭数割単価の計算方法</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>頭数割単価＝頭数割経費に係る補助事業費【A】／頭数割経費対象頭数 (100円未満切り捨て) 【Aの算出方法】 A＝B－(C＋D) B：各市町の捕獲計画頭数の合計 × 補助事業費単価(※) ※シカ9,000円、イノシシ7,000円 C：各市町の補助対象経費のうち、均等割経費の合計額 D：各市町の補助対象経費のうち、収集運搬経費の合計額</p> </td> </tr> </table>				経費区分	対象経費	配分区分	配分対象	補助基準額	捕獲に係る経費	日当 成果報酬	均等割経費	事業を実施する全ての市町	1市町あたり 400,000円	頭数割経費	捕獲数が21頭以上の市町	(捕獲数－20頭)× 頭数割単価(表Ⅲ)	捕獲個体収集運搬に係る経費	委託料	収集運搬経費		(捕獲数－20頭)× 2,000円	事業実施市町の財政力指数	補助率	備考	県の基準指数未満	2/3以内	7市町	県の基準指数以上1.0未満	1/2以内	17市町	1.0以上	1/3以内	1町	<p>頭数割単価＝頭数割経費に係る補助事業費【A】／頭数割経費対象頭数 (100円未満切り捨て) 【Aの算出方法】 A＝B－(C＋D) B：各市町の捕獲計画頭数の合計 × 補助事業費単価(※) ※シカ9,000円、イノシシ7,000円 C：各市町の補助対象経費のうち、均等割経費の合計額 D：各市町の補助対象経費のうち、収集運搬経費の合計額</p>
経費区分	対象経費	配分区分	配分対象	補助基準額																															
捕獲に係る経費	日当 成果報酬	均等割経費	事業を実施する全ての市町	1市町あたり 400,000円																															
		頭数割経費	捕獲数が21頭以上の市町	(捕獲数－20頭)× 頭数割単価(表Ⅲ)																															
捕獲個体収集運搬に係る経費	委託料	収集運搬経費		(捕獲数－20頭)× 2,000円																															
事業実施市町の財政力指数	補助率	備考																																	
県の基準指数未満	2/3以内	7市町																																	
県の基準指数以上1.0未満	1/2以内	17市町																																	
1.0以上	1/3以内	1町																																	
<p>頭数割単価＝頭数割経費に係る補助事業費【A】／頭数割経費対象頭数 (100円未満切り捨て) 【Aの算出方法】 A＝B－(C＋D) B：各市町の捕獲計画頭数の合計 × 補助事業費単価(※) ※シカ9,000円、イノシシ7,000円 C：各市町の補助対象経費のうち、均等割経費の合計額 D：各市町の補助対象経費のうち、収集運搬経費の合計額</p>																																			

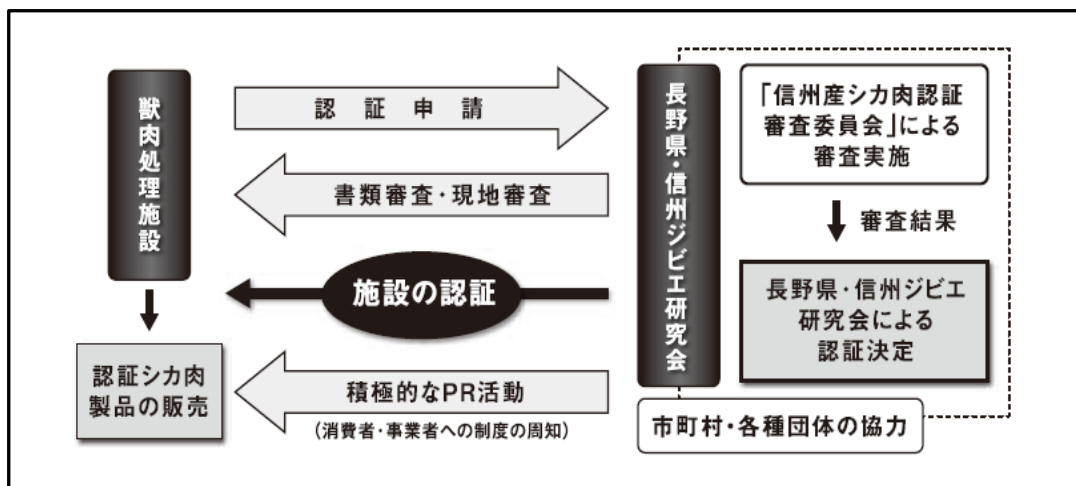
(注) 栃木県の提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 3-(2)-① 鳥獣被害防止総合対策交付金による食肉利用等施設
の整備状況

都道府県	施設名	竣工年度
千葉県	A社	平成24年度
神奈川県	B社	平成26年度 平成27年度
山梨県	C社	平成27年度
山梨県	D社	平成27年度
長野県	E社	平成27年度
長野県	F社	平成27年度
静岡県	G社	平成22年度

(注) 関東農政局の提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 3-(2)-② 「信州産シカ肉認証制度」の概要



(注) 長野県の公表資料から抜粋し、当局が作成した。

図表 3-(2)-③ 捕獲鳥獣の活動別の処分、利用頭数（平成 27 年度）

（単位：頭、％）

区分		ニホンジカ			イノシシ		
		狩猟	有害鳥獣捕獲等	計	狩猟	有害鳥獣捕獲等	計
処分	埋設	2 (0.6)	330 (40.0)	332 (28.0)	70 (19.4)	16 (3.6)	86 (10.7)
	焼却	4 (1.1)	100 (12.1)	104 (8.8)	94 (26.1)	348 (78.7)	442 (55.1)
利 活 用	自家利用又は 捕獲者持ち帰 り	346 (96.4)	395 (47.9)	741 (62.6)	195 (54.2)	78 (17.7)	273 (34.1)
	販売	7 (1.9)	0 (0.0)	7 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.1)
計		359 (100.0)	825 (100.0)	1,184 (100.0)	360 (100.0)	442 (100.0)	802 (100.0)

（注）当局委託調査結果に基づき、当局が作成した。

図表 3-(2)-④ 食肉加工施設の活動内容

施設	活動状況
H	<p>地元猟友会が中心となって、平成 20 年 11 月、廃校となった小学校の給食室を改造して加工施設を整備し、地元飲食店が同施設で加工したイノシシ肉を使ったしし鍋を提供していた。東日本大震災後は、23 年 12 月から再出荷したものの、24 年 10 月から 26 年 12 月まで放射性物質検査で基準値を上回ったことから出荷できず、27 年に基準値以下であることが確認されたことから、同年 11 月から出荷を再開し、その後の加工処理頭数の実績は 5 頭となっている。</p>
I	<p>町は、平成 21 年 4 月に施設を整備し、イノシシ肉を加工・販売していた。東日本大震災後は、県における自主検査を受けて、放射性物質の基準値以下の肉を出荷した。そのような中、国から 23 年 12 月 2 日に出荷制限の指示が出たものの、同月 5 日には、同施設のみが制限の解除を受けて出荷を継続している。27 年度の食肉加工実績は 193 頭となっており、県の検査結果で安全が確認された累計の加工頭数は、892 頭 (H23. 4～H28. 10 末) となっている。</p> <p>なお、同町では、加工したイノシシ肉を命名し、同町内の宿泊施設、飲食店、食品加工店でイノシシ肉を使った独自の料理を提供している。また、同町のふるさと納税の「お礼の品」としても活用されている。</p>
J	<p>同社は、自社加工施設で加工したニホンジカの肉を平成 26 年 11 月から地元の飲食店や宿泊施設に販売するとともに、自社開発した味噌漬等を市内土産物店で販売し、有効利用を図っている。また、同社が所在する町では、28 年度からふるさと納税のお礼の品のひとつとして味噌漬、ジャッキー等を提供している。</p> <p>受入れた個体は、適切な方法で食肉に加工され、その重量に応じて、搬入者に肉の代金が払われており、地域一体となった取組みで一定の成果を挙げている。27 年度の加工頭数は 191 頭となっており、累計加工頭数は、358 頭となっている。</p>
K	<p>同社は、平成 27 年 6 月から店舗にて食肉を提供しており、28 年 2 月末までの加工処理頭数の実績 3 頭となっている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑤ 長野県「信州産シカ肉認証制度」による認証施設に
おける加工頭数 (単位：頭)

認証施設	加工頭数			
	平成 26 年度	27 年度	28 年度	合計
L	89	48	17	154
M	—	39	0	39
N	—	252	183	435
合計	89	339	200	628

(注) 長野県の公表資料等に基づき、当局が作成した。

図表 3-(2)-⑥ 食肉加工施設の整備状況

市町村	食肉加工施設の状況
A	△ (平成 29 年 4 月の販売を目途に、民間の解体施設の活用を検討中)
B	○ (1 施設：平成 26 年 11 月から営業)
C	○ (個人飲食店、平成 28 年 3 月から実績なし、一部猟友会会員が隣接の町の施設に持ち込みあり)
D	×
E	×
F	×
G	×
H	×
I	× 検討した実績があるが、東日本大震災による出荷制限により計画延期
J	○ (1 施設：平成 28 年 4 月から営業) ※ 市の鳥獣被害防止計画にも記載し、平成 22 年頃、食肉処理施設の建設を検討したが、地域振興につながる要素がないとして、計画断念
K	○ (1 施設：平成 27 年 2 月から営業) 〈国・県の補助により設置〉
L	×

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑦ 認定鳥獣捕獲等事業者における捕獲個体の利活用状況

事業者	捕獲個体の利活用の状況
0	<p>同社は、「野生鳥獣被害対策のために鹿や猪の捕獲を行うとともに、肉・骨・皮など、いただいた命を余すところなく有効活用していく。」との考えで設立した。しかし、福島第一原子力発電所の事故により、ニホンジカの出荷・販売が制限されたことから、活動を停止していた。その後、森林組合からの依頼で有害鳥獣捕獲を実施しながら、環境省が新たに制度化した「認定鳥獣捕獲事業者」の認定を取得するための活動を行った結果、県から認定鳥獣捕獲等事業者としての認定を受けた。</p> <p>上述の有害捕獲期間は4か月と短かったものの、ニホンジカ25頭、イノシシ10頭を捕獲し、この捕獲個体のうち、ニホンジカ20頭の獣肉を使用してペットフードに製造・販売、イノシシ5頭を食肉として加工・販売するなど野生鳥獣の有効活用を図っている。</p> <p>現在、県では、放射性物質の影響を受けてニホンジカの食肉への活用が制限されていることを踏まえて、同社では、「所有する食肉加工施設での受入れができないため、ペットフードの安定的な生産量は確保できないものの、現在、市、猟友会等とニホンジカの食肉への活用を図ることを前提とした検討を行っているので、29年春頃からは、食肉とペットフードを製造できるものと考えている。」としている。</p>
P	<p>同社は、県から認定鳥獣捕獲等事業者としての認定を受けている。</p> <p>また、食肉処理業及び食肉販売業の許可を得て、食肉処理施設を整備し、捕獲したニホンジカを加工し食肉として販売している。その実績は、おおむね年間シカ肉約4トンを東京、大阪、福岡方面の飲食店に販売している。さらに、平成28年9月からはシカ肉を提供する飲食店も出店し、「捕獲する側の責任として利用活用することで大きな問題に真剣に取り組み、有害鳥獣として駆除された鳥獣の命を無駄にせず、安全な食肉を提供していきたいと考えている。」としている。</p>

(注) 当局の調査結果による。